

令和4年第1回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
2.	28	月		本会議（招集日） ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・議案上程（施政方針含む） ・一部議案審議 ・発議 ・報告		
3.	1	火	休	会		
	2	水	休	会		
	3	木	休	会		
	4	金	休	会		
	5	土	休	日		
	6	日	休	日		
	7	月	休	会		
	8	火		本会議（2日目） ・一般質問（5人）		
	9	水		本会議（3日目） ・一般質問（4人）		
	10	木		本会議（4日目） ・総括質疑 ・追加議案上程、審議 常任委員会		
	11	金		常任委員会		
	12	土	休	日		
	13	日	休	日		
	14	月		常任委員会		
	15	火	休	会		
	16	水	休	会		
	17	木	休	会		
	18	金	休	会		
	19	土	休	日		
	20	日	休	日		
	21	月	休	日	春分の日	

月	日	曜	日	程	備	考
	2 2	火	休	会		
	2 3	水	常任委員会、議会運営委員会、全員協議会			
	2 4	木	休	会		
	2 5	金	本会議（最終日） ・ 常任委員長審査報告、採決 ・ 議案審議 ・ 追加議案上程、審議 ・ 発委 ・ 報告 ・ 議員派遣の件 ・ 閉会中の継続審査、調査の件 ・ 閉会			

令和４年第１回さつま町議会定例会審議結果

開会 令和４年 ２月２８日

閉会 令和４年 ３月２５日

議案 番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託 委員会
議案 １	専決処分の承認を求めることについて（専決第５号）（令和３年度さつま町一般会計補正予算（第１２号））	R4. 2. 28	R4. 2. 28	承認	—
２	専決処分の承認を求めることについて（専決第１号）（令和３年度さつま町一般会計補正予算（第１３号））	〃	〃	〃	—
３	令和３年度さつま町一般会計補正予算（第１４号）	〃	〃	原案可決	—
４	令和３年度さつま町上水道事業会計補正予算（第２号）	〃	〃	〃	—
５	さつま町ほたる公園条例の廃止について	〃	R4. 3. 25	〃	文教経済
６	さつま町紫尾山きららの里キャンプ場条例の廃止について	〃	〃	〃	〃
７	さつま町個人情報保護条例の一部改正について	〃	〃	〃	総務厚生
８	さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	文教経済
９	さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	総務厚生
１０	さつま町職員定数条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
１１	さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
１２	さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について	〃	〃	〃	文教経済
１３	さつま町災害見舞金支給条例の一部改正について	〃	〃	〃	総務厚生
１４	さつま町学童館条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
１５	さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
１６	さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について	〃	〃	〃	文教経済
１７	さつま町営住宅等条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃

議 案 番 号	件 名	上 程 日	議 決 日	議 決 結 果	付 託 委 員 会
議案 1 8	さつま町消防団員の定員，任免，給与，服務に関する条例の一部改正について	R4. 2. 28	R4. 3. 25	原案可決	総務厚生
1 9	令和４年度さつま町一般会計予算	〃	〃	〃	２委員会
2 0	令和４年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	〃	〃	〃	総務厚生
2 1	令和４年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算	〃	〃	〃	〃
2 2	令和４年度さつま町介護保険事業特別会計予算	〃	〃	〃	〃
2 3	令和４年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	〃	〃	〃	〃
2 4	令和４年度さつま町上水道事業会計予算	〃	〃	〃	文教経済
2 5	訴訟上の和解について	R4. 3. 10	R4. 3. 10	可 決	—
2 6	令和３年度さつま町一般会計補正予算（第１５号）	R4. 3. 25	R4. 3. 25	原案可決	—
2 7	令和３年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）	〃	〃	〃	—
2 8	令和３年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	〃	〃	〃	—
2 9	令和３年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）	〃	〃	〃	—
3 0	令和３年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）	〃	〃	〃	—
3 1	さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	—
3 2	さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	—
3 3	令和４年度さつま町一般会計補正予算（第１号）	〃	〃	〃	—
3 4	令和４年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）	〃	〃	〃	—
3 5	令和４年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）	〃	〃	〃	—
3 6	令和４年度さつま町上水道事業会計補正予算（第１号）	〃	〃	〃	—

議案 番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託 委員会
議案 37	さつま町教育委員会委員の任命について	R4. 3. 25	R4. 3. 25	同意	—
38	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	〃	選任	—
発委 1	国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書の提出について	〃	〃	原案可決	—
報告 1	令和3年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について	R4. 2. 28	〃	報告済	—
2	令和3年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第3号）について	〃	〃	〃	—
3	令和4年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について	〃	〃	〃	—
	議員派遣の件	R4. 3. 25	〃	決定	—
	閉会中の継続審査、調査の件	〃	〃	〃	—

令和4年第1回さつま町議会定例会会議録

目 次

○2月28日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	4
開 議	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
行政報告	4
議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）（令和3年度さ つま町一般会計補正予算（第12号）	5
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）（令和3年度さ つま町一般会計補正予算（第13号）	5
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第 3 号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第14号）	8
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第 4 号 令和3年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）	8
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第 5 号 さつま町ほたる公園条例の廃止について	1 1
（提案理由説明）	
議案第 6 号 さつま町紫尾山きららの里キャンプ場条例の廃止について	1 1
（提案理由説明）	
議案第 7 号 さつま町個人情報保護条例の一部改正について	1 1
（提案理由説明）	
議案第 8 号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正に ついて	1 1
（提案理由説明）	
議案第 9 号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	1 1
（提案理由説明）	
議案第10号 さつま町職員定数条例の一部改正について	1 1
（提案理由説明）	
議案第11号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について	1 1
（提案理由説明）	
議案第12号 さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一	

部改正について	1 1
(提案理由説明)	
議案第 1 3 号 さつま町災害見舞金支給条例の一部改正について	1 1
(提案理由説明)	
議案第 1 4 号 さつま町学童館条例の一部改正について	1 1
(提案理由説明)	
議案第 1 5 号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部改正について	1 1
(提案理由説明)	
議案第 1 6 号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について	1 1
(提案理由説明)	
議案第 1 7 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について	1 1
(提案理由説明)	
議案第 1 8 号 さつま町消防団員の定員, 任免, 給与, 服務に関する条例の一部改正 について	1 1
(提案理由説明)	
議案第 1 9 号 令和 4 年度さつま町一般会計予算	1 1
(提案理由説明)	
議案第 2 0 号 令和 4 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	1 1
(提案理由説明)	
議案第 2 1 号 令和 4 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算	1 1
(提案理由説明)	
議案第 2 2 号 令和 4 年度さつま町介護保険事業特別会計予算	1 1
(提案理由説明)	
議案第 2 3 号 令和 4 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	1 1
(提案理由説明)	
議案第 2 4 号 令和 4 年度さつま町上水道事業会計予算	1 1
(提案理由説明)	
発議第 1 号 医療費助成制度の現物給付を求める意見書の提出について	2 4
(趣旨説明・質疑・委員会付託)	
発議第 2 号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める 意見書の提出について	2 4
(趣旨説明・質疑・委員会付託)	
報告第 1 号 令和 3 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予 算(第 2 号)について	2 6
(内容説明)	
報告第 2 号 令和 3 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予 算(第 3 号)について	2 6
(内容説明)	
報告第 3 号 令和 4 年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について	2 6
(内容説明)	

散 会	2 6
○3月8日（第2日）	
一般質問表	2 7
会議を開催した年月日及び場所	3 0
出欠席議員氏名	3 0
出席事務局職員	3 0
出席説明員氏名	3 0
本日の会議に付した事件	3 1
開 議	3 2
一 般 質 問	3 2
古田 昌也議員	3 2
令和3年第2回及び第3回議会定例会一般質問での検討事項について	
行政情報の発信の重要性について	
医療従事者や保育士等への支援について	
新改 秀作議員	4 2
気候非常事態宣言について	
北薩横断道路「宮之城道路」について	
平山 俊郎議員	4 8
消防本部の業務継続計画について	
上別府ユキ議員	4 9
訪問介護について	
橋之口富雄議員	5 4
イヌマキ（ヒトツバ）の害虫キオビエダシャクの薬剤補助について	
散 会	5 7
○3月9日（第3日）	
一般質問表	5 9
会議を開催した年月日及び場所	6 2
出欠席議員氏名	6 2
出席事務局職員	6 2
出席説明員氏名	6 2
本日の会議に付した事件	6 3
開 議	6 4
一 般 質 問	6 4
川口 憲男議員	6 4
新たなまちづくりへの具体策について	
森山 大議員	7 3
小学校教科担任制について	
教員免許更新制について	
有川 美子議員	7 8
在宅介護支援の拡充について	

町長の施政方針について	
コロナ禍における教育について	
中村 慎一議員	9 0
移住定住・人口減少対策について	
散 会	9 8

○3月10日（第4日）

会議を開催した年月日及び場所	9 9
出欠席議員氏名	9 9
出席事務局職員	9 9
出席説明員氏名	9 9
本日の会議に付した事件	1 0 0
議案付託表	1 0 1
開 議	1 0 4
議案第 5 号 さつま町ほたる公園条例の廃止について	1 0 4
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 6 号 さつま町紫尾山きららの里キャンプ場条例の廃止について	1 0 4
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 7 号 さつま町個人情報保護条例の一部改正について	1 0 5
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 8 号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正に ついて	1 0 5
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 9 号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	1 0 5
（総括質疑・委員会付託）	
議案第10号 さつま町職員定数条例の一部改正について	1 0 5
（総括質疑・委員会付託）	
議案第11号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について	1 0 5
（総括質疑・委員会付託）	
議案第12号 さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一 部改正について	1 0 5
（総括質疑・委員会付託）	
議案第13号 さつま町災害見舞金支給条例の一部改正について	1 0 5
（総括質疑・委員会付託）	
議案第14号 さつま町学童館条例の一部改正について	1 0 5
（総括質疑・委員会付託）	
議案第15号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部改正について	1 0 5
（総括質疑・委員会付託）	
議案第16号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について	1 0 5
（総括質疑・委員会付託）	
議案第17号 さつま町営住宅等条例の一部改正について	1 0 5

(総括質疑・委員会付託)	
議案第 18 号 さつま町消防団員の定員, 任免, 給与, 服務に関する条例の一部改正 について	1 0 5
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 19 号 令和 4 年度さつま町一般会計予算	1 0 5
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 20 号 令和 4 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	1 0 5
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 21 号 令和 4 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算	1 0 5
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 22 号 令和 4 年度さつま町介護保険事業特別会計予算	1 0 5
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 23 号 令和 4 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	1 0 5
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 24 号 令和 4 年度さつま町上水道事業会計予算	1 0 5
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 25 号 訴訟上の和解について	1 0 6
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
散 会	1 0 8

○ 3 月 2 5 日 (第 5 日)

会議を開催した年月日及び場所	1 0 9
出欠席議員氏名	1 0 9
出席事務局職員	1 0 9
出席説明員氏名	1 0 9
本日の会議に付した事件	1 1 0
開 議	1 1 2
議案第 5 号 さつま町ほたる公園条例の廃止について	1 1 2
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 6 号 さつま町紫尾山きららの里キャンプ場条例の廃止について	1 1 2
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 7 号 さつま町個人情報保護条例の一部改正について	1 1 2
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 8 号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正に ついて	1 1 2
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 9 号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	1 1 2
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 10 号 さつま町職員定数条例の一部改正について	1 1 2
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 11 号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について	1 1 2
(委員長報告・質疑・討論・採決)	

議案第 1 2 号	さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について	1 1 2
(委員長報告・質疑・討論・採決)		
議案第 1 3 号	さつま町災害見舞金支給条例の一部改正について	1 1 2
(委員長報告・質疑・討論・採決)		
議案第 1 4 号	さつま町学童館条例の一部改正について	1 1 2
(委員長報告・質疑・討論・採決)		
議案第 1 5 号	さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	1 1 2
(委員長報告・質疑・討論・採決)		
議案第 1 6 号	さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について	1 1 2
(委員長報告・質疑・討論・採決)		
議案第 1 7 号	さつま町営住宅等条例の一部改正について	1 1 2
(委員長報告・質疑・討論・採決)		
議案第 1 8 号	さつま町消防団員の定員, 任免, 給与, 服務に関する条例の一部改正について	1 1 2
(委員長報告・質疑・討論・採決)		
議案第 1 9 号	令和 4 年度さつま町一般会計予算	1 1 2
(委員長報告・質疑・討論・採決)		
議案第 2 0 号	令和 4 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	1 1 2
(委員長報告・質疑・討論・採決)		
議案第 2 1 号	令和 4 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算	1 1 2
(委員長報告・質疑・討論・採決)		
議案第 2 2 号	令和 4 年度さつま町介護保険事業特別会計予算	1 1 2
(委員長報告・質疑・討論・採決)		
議案第 2 3 号	令和 4 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	1 1 2
(委員長報告・質疑・討論・採決)		
議案第 2 4 号	令和 4 年度さつま町上水道事業会計予算	1 1 2
(委員長報告・質疑・討論・採決)		
議案第 2 6 号	令和 3 年度さつま町一般会計補正予算 (第 1 5 号)	1 2 0
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)		
議案第 2 7 号	令和 3 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)	1 2 0
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)		
議案第 2 8 号	令和 3 年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) ...	1 2 0
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)		
議案第 2 9 号	令和 3 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)	1 2 0
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)		
議案第 3 0 号	令和 3 年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)	1 2 0
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)		
議案第 3 1 号	さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について	1 2 6

(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 3 2 号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について	1 2 6
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 3 3 号 令和 4 年度さつま町一般会計補正予算 (第 1 号)	1 2 6
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 3 4 号 令和 4 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)	1 2 6
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 3 5 号 令和 4 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)	1 2 6
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 3 6 号 令和 4 年度さつま町上水道事業会計補正予算 (第 1 号)	1 2 6
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 3 7 号 さつま町教育委員会委員の任命について	1 2 9
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 3 8 号 人権擁護委員候補者の推薦について	1 3 0
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
発委第 1 号 国民の祝日「海の日」の 7 月 2 0 日への固定化を求める意見書の提出 について	1 3 1
(趣旨説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
報告第 1 号 令和 3 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算 (第 2 号) について	1 3 2
(質疑)	
報告第 2 号 令和 3 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算 (第 3 号) について	1 3 2
(質疑)	
報告第 3 号 令和 4 年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について	1 3 2
(質疑)	
議員派遣の件	1 3 3
(決定)	
閉会中の継続審査, 調査の件	1 3 3
(決定)	
閉 会	1 3 3

令和4年第1回さつま町議会定例会

第 1 日

令和4年2月28日

令和4年第1回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和4年2月28日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(15名)

1番 新 改 幸 一 議員	2番 平 山 俊 郎 議員
3番 上 圀 一 行 議員	4番 橋之口 富 雄 議員
5番 中 村 慎 一 議員	6番 上別府 ユ キ 議員
7番 森 山 大 議員	8番 新 改 秀 作 議員
9番 平八重 光 輝 議員	10番 有 川 美 子 議員
11番 古 田 昌 也 議員	12番 岸 良 光 廣 議員
13番 上久保 澄 雄 議員	14番 川 口 憲 男 議員
16番 宮之脇 尚 美 議員	

欠席議員(1名)

15番 柏 木 幸 平 議員

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 萩木場 一 水 君	議事係 長 竹 下 和 男 君
議事係 主査 西 浩 司 君	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 上 野 俊 市 君	副 町 長 高 田 真 君
教 育 長 原 園 修 二 君	総 務 課 長 原 田 剛 志 君
企画政策課長 角 茂 樹 君	財 政 課 長 富 満 悦 郎 君
町民環境課長 下 田 良 二 君	保健福祉課長 佐 藤 秀 樹 君
高齢者支援課長 原 田 健 二 君	子ども支援課長 藤 園 育 美 君
農 政 課 長 山 口 泰 徳 君	耕地林業課長 櫻 伸 一 君
ふるさと振興課長 米 丸 鉄 男 君	建 設 課 長 野 田 真 一 郎 君
水 道 課 長 三 角 芳 文 君	消 防 長 下 村 晴 彦 君
社会教育課長 永 江 寿 好 君	

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 5 号）（令和 3 年度さつま町一般会計補正予算（第 1 2 号））
- 第 6 議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 1 号）（令和 3 年度さつま町一般会計補正予算（第 1 3 号））
- 第 7 議案第 3 号 令和 3 年度さつま町一般会計補正予算（第 1 4 号）
- 第 8 議案第 4 号 令和 3 年度さつま町上水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 9 議案第 5 号 さつま町ほたる公園条例の廃止について
- 第 10 議案第 6 号 さつま町紫尾山きららの里キャンプ場条例の廃止について
- 第 11 議案第 7 号 さつま町個人情報保護条例の一部改正について
- 第 12 議案第 8 号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について
- 第 13 議案第 9 号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 14 議案第 10 号 さつま町職員定数条例の一部改正について
- 第 15 議案第 11 号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 16 議案第 12 号 さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について
- 第 17 議案第 13 号 さつま町災害見舞金支給条例の一部改正について
- 第 18 議案第 14 号 さつま町学童館条例の一部改正について
- 第 19 議案第 15 号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 20 議案第 16 号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について
- 第 21 議案第 17 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第 22 議案第 18 号 さつま町消防団員の定員，任免，給与，服務に関する条例の一部改正について
- 第 23 議案第 19 号 令和 4 年度さつま町一般会計予算
- 第 24 議案第 20 号 令和 4 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 25 議案第 21 号 令和 4 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 26 議案第 22 号 令和 4 年度さつま町介護保険事業特別会計予算
- 第 27 議案第 23 号 令和 4 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 28 議案第 24 号 令和 4 年度さつま町上水道事業会計予算
- 第 29 発議第 1 号 医療費助成制度の現物給付を求める意見書の提出について
- 第 30 発議第 2 号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書の提出について
- 第 31 報告第 1 号 令和 3 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第 2 号）について
- 第 32 報告第 2 号 令和 3 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第 3 号）について

第 3 3 報告第 3 号 令和 4 年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について

△開 会 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和4年第1回さつま町議会定例会を開会します。

なお、本日の定例会に15番、柏木幸平議員、並びに農業委員会会長から本定例会に欠席する旨、届出がありましたので、お知らせします。

△開 議

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、13番、上久保澄雄議員及び14番、川口憲男議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月25日までの26日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって会期は、本日から3月25日までの26日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。

一般的なことについては、印刷してお配りしてありますので、口頭報告は省略しますが、次の件について補足して説明します。

令和4年2月15日、鹿児島県町村議会議長会の第73回定期総会が、書面表決という形で行われました。議事では、会務報告、令和2年度決算、令和4年度の事業計画及び予算が提案され、審議の結果、承認・可決されました。

また、決議案については、「住民の代表機関として、町村の最終意思決定を担う役割と責務は極めて大きいものがあり、町村議会にある者として、その使命と責任を深く自覚するとともに、時代の変革に的確に対応しながら、新型コロナウイルス感染症対策の万全実施をはじめとする12項目の事項について、総力を結集して実現を期する」ための決議がなされました。

次に、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありましたので、その写しをお配りしてあります。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第4「行政報告」を行います。

町長の報告を許します。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

改めまして、おはようございます。行政報告につきましては、印刷してお配りしているところでございますけれども、この中で、12月14日のさつま町防衛施設誘致推進協議会との中央要望活動及び12月22日の日本郵便との包括連携協定締結式について補足して御報告をいたします。

初めに、12月14日のさつま町防衛施設誘致推進協議会との中央要望活動についてでございます。

私も顧問を務めているところでございますが、さつま町防衛施設誘致推進協議会におきまして、同会役員による防衛省訪問に同行いたしまして、岩本剛人大臣政務官、島田和久事務次官、岸良知樹陸幕監理部長と直接面談をいたしまして、要望活動を行ってきたところでございます。要望の際には、鹿児島県選出の小里泰弘国会議員にも同席していただきまして、協議会の活動に御協力をお願いしたところでございます。要望内容といたしましては、さつま町の地理的特徴や自衛隊の防衛施設誘致についての経緯、国防における国内外の情勢や防災活動状況についてなど、自衛隊の防衛施設整備を中心に幅広く意見交換会を行うことができたところでございます。今後も引き続き施設誘致に向けまして、関係機関団体と連携を図りながら要望活動を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、12月22日の日本郵便との包括連携協定締結式についてでございます。

日本郵便株式会社とは、平成20年に災害に係る相互協力に関する協定を、また、平成29年には高齢者や子供などの見守りや異常時の通報、道路の異常、不法投棄に関する通報など、地域における協力に関する協定を締結しておりましたが、今回新たに地域経済の活性化や子供育成、女性の活躍推進、地方創生を加えた包括連携協定を締結したところであります。町内のネットワーク、また、全国的なネットワークを持ち、住民生活の拠点である郵便局を持つ日本郵便との連携によりまして、安全、安心で暮らしやすいまちづくりや町のPR、また、町民の利便性向上につながる取組を推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上で、行政報告を終わります。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これで行政報告を終わります。

△日程第5「議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）（令和3年度さつま町一般会計補正予算（第12号））」、日程第6「議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）（令和3年度さつま町一般会計補正予算（第13号））」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第5「議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）」及び日程第6「議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」の議案2件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、議案第1号並びに議案第2号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

これは、令和3年度さつま町一般会計補正予算（第12号）並びに令和3年度さつま町一般会計補正予算（第13号）につきまして緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたもので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○財政課長（富満 悦郎君）

それでは、「議案第1号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第12号）」について、御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○財政課長（富満 悦郎君）

次に、「議案第2号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第13号）」について、御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから議案第1号及び議案第2号の議案2件について、一括して質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○川口 憲男議員

専決処分について、異論とか何やら申し上げるつもりはございませんけれども、こうして、低所得者あるいはコロナワクチン接種事業によって、いかにして、コロナの蔓延を防ぐかという対策はもう、この補正の中で十分出てくるんですが、そこで、町長、やっぱり、今回のこの今日を含めて今月中に接種事業が休みを使って、ひまわり館のほうで、十分対応がなされたと思うんですけれども、いまだに、町内でも蔓延、蔓延はないですけども、コロナの状態がゼロにはならないでしょうけど、収まらない状況にあります。その中にあって、やはり、この接種事業をすることによって、町民の方々へも、コロナを止めるという言葉おかしいですけど、コロナの勢いを止めていくことの対策はこれだと思うんですけれども、今の時点で、いろんな対策をより強くということは、強くは申し上げられませんけど、今後、やっぱり、3月卒業あるいは入学、いろいろな時期を迎える中で、子供たちの中で、どうしても、今見てみると、小中学生、高校生の蔓延が大きいんじゃないかと考えます。そのような中で、どういう対策を町として、国としては、こういう接種事業をどんどんしてというようなことをして対策は取ってるんですよ。町としては、というような方向性で行かれるのか。町民に訴えるだけの力だけで抑え込められると考えていらっしゃるのか。その辺をちょっとお聞きいたします。

○町長（上野 俊市君）

この新型コロナウイルスの関係等につきましては、専門的な知見から言いますと、やはり、このワクチンの接種というのは効果があるということでありまして、国においても、このワクチン接種を速やかに進めていくことが、この抑え込みにつながるということは御承知のとおりでございます。我々も、国のそういう趣旨に基づきまして、ワクチン接種を進めているところでござい

ます。町内の医療機関の御協力をいただきながら、また、集団接種も組み合わせながら、1回目、2回目の接種が済まれた方で、6か月経過された方については、どんどんどんどん今接種を進めているところでございます。高齢者の関係等については、おおむね順調に進んでおりますけれども、今後は、再三申し上げておりますけれども、ワクチンの供給の状況等を見ながら、しっかりとこれを進めていくということには、私は変わりはないと思っているところでございます。

若年層の高校生、中学生等については、やはり、まだ、2回目接種の終了した時期がまだ遅かったというようなこともございまして、まだ確実に、まだ進められていないところでございますけれども、ここあたりにつきましては、しっかりとその6か月が経過した方々につきましては、速やかに接種ができるように、また、県・国のほうにも、ワクチンの供給もしっかりとやっていただきたい旨お願いしながら、これはしっかりと進めていきたいと思っているところでございます。

○川口 憲男議員

接種事業は1番の効果があるんだということは、国あるいはいろんなところでも申されているんですが、私も専門的なことを知っているわけじゃないんですけども、やっぱり、この6か月という期間が、前回受けて6か月しないと次のが受けられないところにジレンマがあるんじゃないかなと私は感じております。だけど、専門家の方々は、6か月過ぎないと受けられないんだということでした。

先ほど町長の答弁にもありましたように、小中高生、1月から2月にかけて非常に増えてきました。その間が大分さつま町においては蔓延したんじゃないかなと考えるところでもございまして、町長の答弁にありましたように、ぜひ、国・県いろんなところに要望されましてワクチンの確保それから接種事業、ここあたりを若年者といいますか、小中高生、18歳以下の方々にも、ぜひ、進められるような体制が早く取れるよう、町長のほうからも強く要請を国・県にさせていただきたいと、私のほうからも要望しときます。

終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま、議題となっています議案第1号及び議案第2号の議案2件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、議案第1号及び議案第2号の議案2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第1号及び議案第2号の議案2件について、一括して討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）」及び「議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」の議案2件を一括して採決します。

お諮りします。議案第1号及び議案第2号の議案2件は、承認することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）」及び「議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」の議案2件は、承認されました。

△日程第7「議案第3号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第14号）」、日程第8「議案第4号 令和3年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第7「議案第3号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第14号）」及び日程第8「議案第4号 令和3年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」の議案2件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

まず、「議案第3号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第14号）」についてでございます。

これは、障害者福祉費に要する経費及び開発振興費、公共施設・公用施設災害復旧費、地域振興費、学校管理費、並びに、その他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,309万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ181億5,795万円とするものであります。

次に、「議案第4号 令和3年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」でございます。

これは、主に、営業費用の経費を補正しようとするもので、収益的収入及び支出におきまして、収益的収入に12万3,000円を追加し、収益的収入の総額を4億2,424万円とし、収益的支出に135万円を追加し、収益的支出の総額を4億907万円にしようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○財政課長（富満 悦郎君）

「議案第3号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第14号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（三角 芳文君）

それでは、「議案第4号 令和3年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」につきまして、内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから議案第3号及び議案第4号の議案2件について、一括して質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○平八重光輝議員

議案第3号の関係分についてお尋ねいたします。

保健福祉課の福祉係の障害福祉サービス費が2,300万円増加ということで、その内容で、「障害支援区分の判定に基づき」というふうに書いてありますが、区分はちょっと優しくというか、手当を上げるふうに変わったのであればよろしいんですが、以前、鹿児島県はこの判定基準が厳しいというような新聞記事等も出ておりましたけれども、そういうのも含めたこの見直しというか、判定が、全国的な判定基準とある程度符合しているのか、その辺をお調べになったことがあるかどうかと、この判定に基づき増えたという意味のと、内容をお知らせ願えればと思います。

○保健福祉課長（佐藤 秀樹君）

まず、就労継続支援についてでございます。A型事業所というのがございまして、通常の事業所に雇用されることが困難な65歳未満の障がい者のうち、雇用を結んだ上で働くことができるサービスということでございます。B型事業所につきましては、通常の事業所に雇用されることが困難な65歳未満の障がい者の方のうち、雇用契約を結ばずに働くことができる福祉サービスということでございます。

療養介護につきましては、病院において、地域的、医療的ケアを必要とする障がい者のうち、常に介護を必要とする方に対しまして、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護などを提供する事業でございます。

それから、重度訪問介護につきましては、重い障がいがある人が自宅で暮らすために必要な支援を受けられるために作られた公的サービスでございまして、ヘルパーが自宅まで赴き、食事や入浴、排せつといった身体介護、家事や外出支援など24時間のサポートを行っているところでございます。

町内にこの該当するALS筋萎縮性側索硬化症の患者の方が2名いらっしゃいまして、県内で対応する事業所が1か所ということで、対応をさせていただいているところでございます。

それから、障害者福祉サービスの支出が伸びてきている状況につきましては、令和3年4月の障害福祉サービス費に係る報酬単価の改正が行われておりまして、全体で約3%程度増額されているということもございます。

それから、重度の訪問介護、短期入所、就労継続支援、共同生活援助などの受給者の総数が令和2年度と比較しますと10名程度の増ということになっておりまして、これは大きな増減ではないんですが、サービス利用の充実とともに、利用料金が増加したことが考えられるところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症のため、利用制限があったサービスもあり、感染が落ち着いた時期にサービス利用が回復したことも、今回の増加要因と考えられるということでございます。

これからも、適正なサービス利用に関し、相談支援事業所と連携を図りながら、障がい者の方が希望するサービス、利用の提供に努めていきたいということで考えているところでございます。

障害福祉サービスの受給者は、現在250名程度ということで、昨年と比較しますと横ばい状況ということになっております。

障がい者の認定のことにつきまして、病院の診断書と全国統一の基準に基づきまして判定をしております。各県で差が出るようなことはございませんので、そのところを御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま、議題となっています議案第3号及び議案第4号の議案2件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、議案第3号及び議案第4号の議案2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから順に討論、採決を行います。

まず、議案第3号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第3号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第14号）」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第3号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第14号）」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第4号 令和3年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第4号 令和3年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

△日程第9「議案第5号 さつま町ほたる公園条例の廃止について」、日程第10「議案第6号 さつま町紫尾山きららの里キャンプ場条例の廃止について」、日程第11「議案第7号 さつま町個人情報保護条例の一部改正について」、日程第12「議案第8号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について」、日程第13「議案第9号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、日程第14「議案第10号 さつま町職員定数条例の一部改正について」、日程第15「議案第11号 さつま町職員

の給与に関する条例の一部改正について」、日程第 16「議案第 12 号 さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について」、日程第 17「議案第 13 号 さつま町災害見舞金支給条例の一部改正について」、日程第 18「議案第 14 号 さつま町学童館条例の一部改正について」、日程第 19「議案第 15 号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、日程第 20「議案第 16 号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について」、日程第 21「議案第 17 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、日程第 22「議案第 18 号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」、日程第 23「議案第 19 号 令和 4 年度 さつま町一般会計予算」、日程第 24「議案第 20 号 令和 4 年度 さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第 25「議案第 21 号 令和 4 年度 さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第 26「議案第 22 号 令和 4 年度 さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第 27「議案第 23 号 令和 4 年度 さつま町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第 28「議案第 24 号 令和 4 年度 さつま町上水道事業会計予算」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第 9「議案第 5 号 さつま町ほたる公園条例の廃止について」から日程第 28「議案第 24 号 令和 4 年度 さつま町上水道事業会計予算」までの議案 20 件を一括して議題とします。

各議案について、町長の提案理由及び令和 4 年度施政方針の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

マスクを外しての説明にさせていただきたいと思います。

令和 4 年 3 月議会定例会の開会に当たりまして、令和 4 年度の町政運営について、私の基本的な考え方を明らかにしますとともに、各会計の当初予算をはじめとする諸議案について、その概要を御説明申し上げます。

私が町長に就任しましてから、1 年を迎えようとしているところであります。この間、町政運営に際しましては、町民並びに議員の皆様方に多大なる御指導と温かい御支援、御協力を賜り、改めて厚くお礼を申し上げます。

この 1 年を振り返りますと、昨年 1 月、本町で鳥インフルエンザが発生、厳しい寒さの中での 24 時間体制の消毒作業等や、出水市、長島町で発生した際の本町への侵入防止対策及び支援を行いました。

7 月には、本町で初めての線状降水帯の発生に伴う記録的な大雨による豪雨災害が発生、1 日も早い災害復旧に向けての取組と、さらに、新型コロナウイルスの感染が拡大する中、感染防止対策として、町民へのワクチンの個別・集団接種並びに前倒しされました第 3 回目接種の取組な

ど、まさに災害対応に追われた1年であったと実感いたしております。

そうした思いを胸に、豪雨災害で被災された方々をはじめ、農地・農業用施設、道路、河川などの被害については、御意見や御要望をお聞きするとともに、国や県等に引き続き要望しながら、早期の復旧復興を目指してまいります。

また、新変異株のオミクロン株が猛威を振るい、全国的に感染が急拡大しているコロナ禍で閉塞感が漂う今こそ、町民が希望を持てるよう地域経済の需要喚起やワクチン接種の推進など、町民や事業者に寄り添った支援策や感染防止対策を進めてまいります。

令和4年度は、町政を預かりまして2年目となります。マニフェストに掲げた6つの実行目標を具体的に実行するため、大胆かつスピード感のある決断と実行、リーダーシップを発揮しながら、「夢と希望のあるさつま町の未来を創る」ため、全身全霊を傾注して取り組んでまいりる所存であります。

なお、人口減少や超高齢化などに関する社会的課題の解決と持続可能な地域づくりに向け、SDGsの理念を理解し、町民や企業・関係機関団体、学校等と連携した取組を進めるため、国際的SDGs週間である9月下旬頃を目途に、「希望輝く、さつま町SDGs推進宣言」仮称ではございます、を行う予定であります。

それでは、本年度の主な事務事業や推進方策について、第2次総合振興計画後期基本計画の項目に沿った形で、施政方針を申し上げます。

まず、「『ひと』ふれあうさつま」への取組として、第1に「まちぐるみで育み、子どもの笑顔が輝くまち」であります。

子育て環境の充実については、町内に産婦人科がないため、宮之城保健センター内の宮之城出張所助産所を引き続き開設し、助産師に相談できる体制づくりに努め、安心して子供を産み育てることができる環境の整備を図ってまいります。

また、3歳児健康診査で視覚検査機器を新たに導入し、屈折異常や斜視、眼疾患等の早期発見、早期治療につなげてまいります。

経済的な負担軽減については、新たに出産準備応援給付金として、妊娠8か月を迎えた母親に支給するとともに、不妊治療費の費用助成も拡充してまいります。

また、本町独自の高校生までの保険診療に係る医療費の無償化や妊産婦と生後6か月から高校生までのインフルエンザ予防接種費用の助成、教育・保育施設利用負担金の軽減及び副食費の助成、障害児支援事業利用料の助成も引き続き実施してまいります。

きめ細かな子育て支援につきましては、児童虐待の発生防止や早期発見・早期対応のため、警察署、児童相談所、医療機関、教育・保育施設、学校、教育委員会等との連携を図ってまいります。

子育てを支援する地域づくりについては、子育て世代包括支援センターと位置づけた子ども支援課を中心に、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供してまいります。

放課後児童クラブについては、子供たちが健やかに成長できる居場所づくりと保護者も安心して預けられる環境づくりに努めてまいります。

教育の推進については、さつま町教育大綱及び第2次さつま町教育振興基本計画に基づき、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の推進を図ってまいります。

学校施設については、児童生徒が安全で安心して学べるよう安全対策に努めるとともに、学校施設等長寿命化計画に基づき柏原小学校の大規模改造事業等の環境整備に取り組んでまいります。

通学路の安全確保につきましては、交通安全・防犯・防災の3つの観点に基づき、学校、教育委員会、関係機関等が連携し、必要な対策を講じてまいります。

学校規模の適正化については、本年度からスタートする新鶴田小学校のフォローアップを行うとともに、第2次学校再編計画の見直しを含め、保護者及び地域の皆様の御意見を十分お聞きしながら、推進に努めてまいります。

学校教育については、郷土を愛し、確かな学力、豊かな心、健やかな体を備え、夢や目標に向かってたくましく生き抜く力を身につけた児童生徒の育成と教職員の資質の向上を図ってまいります。

薩摩中央高等学校の振興対策については、求められる魅力ある学校づくりと学校の情報発信など、学校、関係機関と一体となって、さらに一段ギアを上げた取組を進めてまいります。

学校給食については、安全・安心でおいしい給食を提供し、地産地消や学校・家庭と連携した食育の推進に努めるとともに、学校給食費の経済的負担軽減を図ってまいります。

第2に「希望に満ちて、生涯をいきいきと暮らせるまち」であります。

高齢者支援については、新型コロナウイルス感染症拡大によるフレイルの予防を含めた健康づくり・介護予防の推進、認知症対策、在宅医療と介護連携の推進、相談支援体制・見守りなどの充実を図るため、保健・医療・福祉・介護等の社会資源やマンパワーを活用し、高齢者が安心して暮らせるまちづくりに引き続き取り組んでまいります。

また、地域の高齢化率が上昇傾向にある中、買い物やごみ出し等の生活支援を行う「お助け隊」などの住民主体による地域ボランティアの支援・拡大に努めてまいります。

地域福祉については、住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指して、地域・住民・社会福祉関係機関・行政の協働の下、助け合い、支え合いながら、それぞれの地域が抱える課題の解決に努めてまいります。

障害福祉については、「障がい者計画」等に基づき、障害のある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むため、各種障害福祉サービス等の提供体制と適正な利用を進めてまいります。

また、雇用の場を確保するため、さつまふるしマルシェや障害者週間を実施し、障がいへの理解や就労支援事業所の紹介・周知及び一般就労に向けた職業相談、職業紹介体制の充実に努めてまいります。

健康づくりの維持増進については、第2次健康さつま21を基本に、健康さつまポイント事業・ころばん体操の推進など町民一人ひとりが主体的に取り組む健康づくりを支援してまいります。

また、特定健診及び各種がん検診については、受診率向上の取り組みを実施し、疾病の早期発見・早期治療につなげるため指導の充実を図るとともに、生活習慣の改善により重症化予防に努めてまいります。

地域医療の整備については、引き続き、地域医療の核となる薩摩郡医師会病院の医師確保支援等に努めてまいります。

新型コロナウイルスワクチン接種については、国からのワクチン供給計画に基づき、3回目並びに5歳から11歳までの方、さらに、1・2回目の未接種者で接種を希望される町民に対し、速やかに接種できるよう体制確保に努めてまいります。

第3に「ともに認め合い、支え合うまち」であります。

人権啓発については、同和問題をはじめ、障がい者、女性、子供、高齢者など、あらゆる多様性を認め合い、誰もが対等な一員として支え合って暮らし、一人一人が力を発揮して元気に活躍できるユニバーサル社会の実現に向け、地域・職場・学校などあらゆる場における人権学習・啓発活動に努めてまいります。

多文化共生の推進については、多文化共生推進計画の策定及び事業推進を図るとともに、本年度から、外国人住民を地域社会の一員として積極的に地域活動への参加・交流を促進するため、公民会活動への支援に取り組んでまいります。

また、外国人住民の現状課題への対応や交流促進を進めるために、ベトナム語、英語、日本語等の堪能な外国人交流員の配置について検討を進めてまいります。

第4に「安全・安心の輪を広げるまち」であります。

自主防災組織については、高齢化と人口減少による災害対応への人手不足が懸念されるため、自主防災組織が自発的に行う防災活動に対する支援や地域防災リーダー等の育成費用の助成による人材育成を図り、組織の強化に取り組んでまいります。

避難体制については、自主防災組織等が自主的に運営する届出避難所運営事業を新設し、地域住民が自助、共助により迅速に避難できる体制づくりを図るとともに、町の指定避難所のうち、3つの避難所で手すりの設置、また、2つの避難所のトイレを洋式化にするなど、バリアフリー化を進めてまいります。

消防関係については、町民の防火意識の普及啓発など予防消防に努めるとともに、常備消防における消防・防災機能の維持・向上を図るため、資機材等の計画的な更新・整備に努めてまいります。

また、北薩3消防本部による消防通信指令業務の共同運用を、関係消防本部と連携し、推進してまいります。

非常備消防については、消防団への入団者が減少する中、新たな団員の確保に努めるとともに、消防団員の災害活動従事時の自動車保険の負担など更なる団員の処遇改善並びに消防団施設や資機材等の更新を図ってまいります。

救急業務については、救急救命士新規養成、救急救命士及び救急隊員の資質向上を図るとともに、救命効果を高めるため、町民への応急手当の普及啓発に努めてまいります。

交通・防犯対策については、学校再編に伴い通学路が変更された箇所配慮しながら、交通安全施設の整備や防犯灯設置を行うなど、関係機関と連携した安全安心なまちづくりに努めてまいります。

年々悪質巧妙化する詐欺等の消費者被害防止のため、引き続き消費生活相談員を配置し、啓発・教育及び相談体制の強化と充実に努めてまいります。

次に、「『まち』にぎわうさつまへの取組」として、第1に「価値ある資源が活かされるまち」であります。

農林業の振興については、「第4次町農林業いきいきプラン」に基づき、農村環境や産業基盤を支えてきた農林業が、将来にわたり更に発展していくよう、各種事業を取り入れながら「新たな時代を切り拓く、活力ある農林業のまちづくり」を目指してまいります。

農林業における「稼ぐ力」を最大限に引き出すため、水田の基盤整備や暗渠排水事業への補助及び排水対策機械の貸出しによる水田の汎用化を進め、高収益作物である野菜の作付を推進し、水田の収益性向上を図ってまいります。

さらに、環境制御装置や光合成促進装置等の導入による施設園芸の生産性向上、畜産クラスター事業や畜産基盤再編総合整備事業等の導入による生産基盤の拡大、自動飼料給餌装置や発情発見装置等の整備による労働力の省力化、新たな森林経営管理制度による森林の集約化を進めるなど、農林業後継者や新規就農者等が安心して引き継げる魅力ある農林業となるよう取り組みを進めてまいります。

地域ごとの農業振興については、20地区の区公民館で計画された人・農地プランを実践し、

地域の担い手農家の維持可能な農業経営を支援するとともに、優良農地の積極的な活用を図るため、農地バンクの活用を推進しながら、農業委員会をはじめ関係機関と積極的に農地の集積に取り組んでまいります。

新規就農者については、様々な研修や巡回訪問、情報提供を行い、認定農業者への誘導に努め、認定農業者や集落営農組織等の担い手としての育成を図るため、農業用機械等の購入支援を行ってまいります。

また、労働力不足等の課題を補うため、ロボット、AI、IoT等の先端技術で解決するスマート農業機器の導入支援を行い、農業の担い手や労働力不足の解消に努めてまいります。

生産・販売対策については、JA北さつまと連携し、地域特性を生かした農林水産物の生産と消費者から信頼される産地形成の確立に向けた取組を進めてまいります。

また、品目ごとのかごしまの農林水産物認証制度の更新による安心・安全な農産物の生産やトップセールス等による都市圏での販売促進活動を通じ、農産物の付加価値販売に取り組んでまいります。

水田農業対策については、水田の土壌診断経費に対する助成制度を実施し、水田の土壌バランスの見える化を図り、施肥設計書に基づく土壌改良資材や肥料等の投入を促進し、1等米比率の向上に取り組んでまいります。

農業者の安定的な経営対策については、引き続き収入保険制度支援対策事業の実施による掛金助成を周知し、収入保険制度の普及、利用拡大を推進してまいります。

農業・農村の多面的機能の確保については、中山間地域等直接支払制度や環境保全型農業直接支払制度、多面的機能支払制度を活用し、地域の共同取組活動や農業用施設の長寿命化などに対し支援を行い、地域資源の適切な保全活動を推進してまいります。

畜産の振興については、全国屈指の種雄牛の産地である強みを生かし、優良雌牛の自家保留を推進するとともに、畜産クラスター事業や畜産基盤再編総合整備事業等の積極的な導入により、生産基盤の拡大を図ってまいります。

また、本年10月に開催される「第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会」に向け、県・町・JA等関係機関と一体となった巡回指導や出品対策等に取り組む、宮城大会に次ぐ2連覇を目指してまいります。

家畜防疫対策については、高病原性鳥インフルエンザや豚熱、口蹄疫等の侵入防止策として、家畜飼養衛生管理基準の遵守と農場の消毒の徹底を推進し、家畜防疫体制の強化に努めてまいります。

有害鳥獣対策については、町鳥獣被害防止計画に基づき、有害鳥獣を寄せつけない対策の推進や防護柵等の設置による自ら地域を守る対策、鳥獣被害対策実施隊による捕獲などをバランスよく実施するとともに、生産意欲が減退しないような取組や出前講座の受講を促し、有害鳥獣対策の普及や周知啓発に努めてまいります。

農業基盤の整備については、昨年7月豪雨により被災した農地・農業用施設及び林道の災害復旧事業を最優先事項として進めるとともに、県営事業では、羽有地区の農地中間管理機構関連農地整備事業と杵野地区の水利施設等保全高度化事業をはじめ、5事業を6地区で、団体営事業では、農地耕作条件改善事業で1地区を実施してまいります。

林業関係については、森林経営管理法等に基づき、林業の効率化や森林管理の適正化を一体的に促進し、また、再造林や拡大造林による森林資源の循環利用や国土保全など、森林が有する多面的機能が十分発揮されるよう、健全な森林づくりに努めてまいります。

商工業の推進については、町内商工業の活性化を図るため、新規参入者や店舗整備事業などの

事業の見直しを行ってまいります。

また、商工会が取り組んでいる「まちゼミ」は、事業者の意欲向上や新規顧客拡大への効果が期待されることから、引き続き支援・協力をしてまいります。

さらに、昨年度から取り組んでいる「薩摩のさつま」ブランド化については、引き続き事業の充実、販路拡大に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染拡大による町内経済の落ち込みに対応するため、感染状況を見極めながら、町民1人当たり1万円の商品券を配布する「第3弾のさつま応援商品券」の発行を実施してまいります。

このほか、感染拡大の影響を受けた事業者等への対策については、県や国の支援策を注視しながら、町独自の支援策を、時期を見て、判断してまいります。

観光振興については、町の特性を生かした観光戦略を構築するため、観光振興基本計画の策定に取り組むとともに、国土交通省と連携しながら、鶴田ダムを核としたダム点検放流をはじめ、インフラツーリズム見学ツアー、エイジング焼酎プロジェクトへの協力など川内川流域観光を進めてまいります。

また、交流人口の増加を図るため、宮之城総合体育館の空調設備の整備に向けた設計を行い、コンベンションタウンの環境づくりに取り組んでまいります。

若者等の労働力の確保対策として、新卒者や転入者への就労支援奨励金の支給をはじめ、奨励金の支給対象者を雇用した企業への助成事業を継続し、町内企業への雇用促進に努めてまいります。

また、年々増え続ける技能実習生及び外国人労働者への対策として、空き家情報バンクの一層の充実、公営住宅で長期間空き家となっている住宅の一般住宅への用途変更など、既存住宅の利用促進を図るとともに、民間事業者の協力をいただきながら、住宅を含めた雇用環境の整備に努めてまいります。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業訪問が難しい状況ではありますが、引き続き企業誘致に向けて企業情勢等の情報収集に努め、新たな企業の誘致など雇用の創出に努めてまいります。

自衛隊施設の誘致については、町商工会で組織されている「さつま町防衛施設誘致推進協議会」と連携し、関係機関等への訪問など官民一体となり、誘致活動を積極的に進めてまいります。

続きまして、第2に「さつま学の推進による人間性豊かなまち」であります。

社会教育については、家庭が教育の原点であるとの認識の下、家庭教育やPTA活動の充実を図るため、家庭教育支援推進事業を積極的に推進してまいります。

青少年育成については、青少年育成町民会議を中心に各種団体との連携を図り、さつまふるさと体験塾による青少年交流や親子での体験を通じて、郷土に対する愛着心や生きる力の醸成に努めてまいります。

生涯学習講座については、学習意欲を喚起し、生涯学習への関心を一層高めるような魅力ある学習環境づくりに取り組んでまいります。

また、今年度も引き続き区公民館長連絡協議会と連携し、地域づくり講座を開催してまいります。

読書活動については、「さつま読書のすすめ」等の活用を図るほか、学校や図書室における読書環境の整備や蔵書の充実を図り、利用者の増加につなげるとともに、乳幼児のブックスタート事業や絵本作家を招いてのイベント等を実施しながら、本に親しむ機会の創設に努めてまいります。

スポーツ振興については、関係機関団体と連携を図り、各種スポーツ大会等の開催を通して、町民の健康・体力づくりと生涯スポーツの振興に努めてまいります。

また、令和5年に延期されました特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」に向け、機運の再醸成に取り組んでまいります。

文化の振興については、みやまふれあいコンサートの開催をはじめ、吹奏楽フェスタや美術展・文化祭の開催など、誰もが芸術・文化に触れる環境づくりに努めるとともに、青少年劇場を2つの小学校で実施してまいります。

宮之城文化センターについては、文化施設の整備等に向けた基本構想・基本計画策定の準備を行うため、仮称ではありますが、文化施設整備委員会などにおける協議を進めてまいります。

文化財の保存については、国指定史跡となった宮之城島津家墓所の保存活用計画作成に向け、これまでの調査成果をまとめた報告書の作成を進めてまいります。

第3に「みんなに優しく魅力あふれるまち」であります。

道路交通網の整備・充実、住民生活の利便性や地域経済の発展はもとより、大規模災害時の避難道路としての機能など地域振興に欠かすことのできないものであります。

地域振興と投資効果などを十分考慮しながら、計画的な道路整備に努めるとともに、幹線道路ネットワーク構築のため、地域高規格道路「北薩横断道路」の「広瀬道路・宮之城道路」の早期完成など、全線開通に向け、関係機関と引き続き連携を図ってまいります。

また、昨年7月豪雨で被災しました町内の道路・河川など公共土木施設の復旧については、国・県など関係機関と連携し、早期復旧が図られるよう努めてまいります。

公共交通対策については、地域サロンや出前講座等を通じた周知活動及び利用促進に努めるとともに、利便性の向上へ向けた取組を進めてまいります。

町営住宅については、施設長寿命化計画に基づく、施設改修などを進めながら、よりよい住環境の提供に努めるとともに、良好な生活環境の向上と地域経済の活性化を図るため、住宅リフォーム支援事業や危険家屋解体撤去補助事業を引き続き推進してまいります。

人口減少対策については、プロジェクトチームにおいて、これまでの対策の検証を行い、ハード・ソフト面の両面から総合的に検討しながら、計画的に実施してまいります。

移住・定住促進対策については、引き続き住宅の取得、賃貸への補助を継続するとともに、ふるさと回帰支援センターや鹿児島県等が開催する移住・定住セミナーへ積極的に参加し、移住・定住情報の発信強化に努めてまいります。

高速通信網につきましては、令和3年度で町内全域の整備が完了したことから、企業や一般家庭におけるインターネット環境の充実が図られ、住民サービスの向上につながることから、各分野で本町の振興や活性化対策などに有効活用できるよう周知・啓発してまいります。

次に、「『自然』うるおうさつま」への取組として、第1に、「豊かな自然を守り、水と緑に癒されるまち」であります。

県立北薩広域公園の整備促進については、最後のゾーンであります歴史ゾーンへの早期整備をはじめ、園内施設の充実が図られるよう、国・県への要望を引き続き行ってまいります。

また、宮之城運動公園等については、公園施設長寿命化計画に基づき、園路整備などを行い、町民の憩いの場となる施設の整備に努めてまいります。

脱炭素社会の実現については、2050年を目標とするカーボンニュートラルへ向け、温室効果ガス排出の低減対策をはじめ、再エネルギーの地産地消を目指した取組を進めるため、SDGs宣言と同時期を目途に、これも仮称であります、「持続ある未来づくり、カーボンニュートラルさつま町宣言」を行い、地球環境をさつま町から考え提案する取組を進めてまいります。

生活環境対策については、関係部署・機関と連携を図り、様々な問題に迅速かつ丁寧に対応し、生活環境の保全に努めてまいります。

川内川の河川浄化対策については、流域市町及び関係機関と連携を図り、川内川及び支川の水質調査・分析、合併処理浄化槽設置整備事業及び農業集落排水事業の推進、不法投棄箇所の合同巡視等を行い、河川浄化に努めてまいります。

第2に「ふるさとを見直し、資源を大切にすまち」であります。

ごみ対策については、あらゆる機会を捉え、出前講座等による啓発に努め、ごみの減量化、不法投棄防止、ごみの分別の強化を図るとともに、リサイクル率向上と施設の延命化につながるよう、生ごみ等の堆肥化に取り組み、循環型社会の形成に努めてまいります。

最後に、「『みんなで紡ぐ』さつまへの取組」として、「語らいで育み、連携と役割を担うまち」であります。

本年度、全区公民館におきまして、「みんなで紡ぐ、希望のまちづくり座談会」、仮称でございます、を開催し、町民参加・参画の推進をはじめ、地域の活性化を目指し、前進するまちづくりを進めてまいります。

地域コミュニティについては、本年度から地域に出向き、地域課題の解決や活性化を目指すための実証的な取組をスタートするとともに、「地域づくり活性化計画」に基づく地域元気再生事業に地域と一緒に取り組んでまいります。

広報広聴の充実については、町ホームページをリニューアルして、目的の情報へアクセスしやすい環境にするとともに、移住定住の特設サイトの新設など、町のPRと情報発信力の向上に努めてまいります。

行政改革の推進については、第4次町行政改革大綱及び同推進計画に基づき、広範多岐にわたる行政需要と供給バランスの確保や将来へ向け健全な財政運営を念頭に取組を推進してまいります。

また、本年度、公共施設のキャッシュレス決済の実証試験をまず総合体育館などの社会体育施設から実施し、その状況を検証しながら、さらなる取組を検討してまいります。

第2次さつま町総合振興計画の推進については、後期基本計画及び第2期の地方創生総合戦略を踏まえ、将来像の実現、事業目標に向けた事務事業の進捗を図るとともに、効率的かつ効果的な事業の推進に努めてまいります。

役場の組織再編については、人口減少や高齢化等による新たな行政課題への対応や国への制度改正など、時代の変化に迅速かつ的確に対応できるよう組織の見直しを検討してまいります。

また、役場内におきまして、女性職員の管理職等への登用を積極的に進めてまいります。

公共施設の管理については、長期的な視点をもって、町民や利用者等へ情報提供を行いながら、長寿命化・統廃合・譲渡などを計画的に推進し、財政負担を軽減・平準化するとともに、施設の適正な管理・配置に努めてまいります。

デジタル化の推進については、増大する業務や複雑化する行政課題に対応した事務の効率化や住民サービスの向上を図るため、専門部署を「デジタル推進係」へ名称変更並びに職員の増員を行うとともに、民間からの専門的な人材の登用も検討してまいります。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ここで、しばらく休憩します。

再開はおおむね午前10時55分とします。

休憩 午前 10 時 42 分

再開 午前 10 時 54 分

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

次に、令和4年度予算編成の概要について申し上げます。

政府は、令和4年度予算編成の基本方針に基づき、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、感染症により大きな影響を受ける方々の支援等を速やかに行うべく、必要な対策を講ずるとともに、成長と分配の好循環とコロナ後の新しい社会の開拓を基本とした新しい資本主義を実現すべく精力的に取り組んでいくとしております。

具体的には、新型コロナウイルス感染症の克服に向け、国民を守る医療提供体制や検査体制の確保、ワクチン、治療薬等の研究開発、雇用、事業、生活に対する支援等を推進する。また、東日本大震災をはじめ、各地の災害からの復興、創生や防災・減災、国土強靱化等に対応しながら、令和3年度補正予算と令和4年度当初予算を一体化して編成する、いわゆる16か月予算の考え方であります。

地方財政対策では、社会保障関係費の増加が見込まれる中、安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、令和3年度地方財政計画を上回る額を確保するとしており、地方交付税の総額においても、前年比3.5%の増となったところであります。

このような中、本町の令和4年度当初予算編成は、新型コロナウイルス感染防止と地域経済活動の両立を念頭に、引き続き重要課題であります人口減対策に努めるとともに、昨年の豪雨災害からの復旧復興及び防災・減災対策を最優先として取り組んだところであります。

財政運営を取り巻く環境につきましては、少子高齢化をはじめ、災害対策、デジタル化への対応、社会資本整備や施設の維持管理など深刻な課題に直面しているところであります。

歳入面では、新型コロナウイルスや人口減などの影響により、自主財源の伸びが期待できない上、普通交付税の算定基礎となる人口について、令和2年度が国勢調査結果に伴う減収が見込まれることから、財政調整基金や特定目的基金を取り崩すなど非常に厳しい予算編成となったところであります。

そのために、行政改革大綱に基づき、財政の健全化に努めつつ、第2次総合振興計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略及びマニフェスト等に基づき、総合的な調整を行ったところであります。

この結果、一般会計予算の総額は151億4,800万円となり、前年度に比較しまして、21億2,300万円、16.3%の大幅な増加となったところであります。

目的別の主な増減額については、災害復旧費が昨年度からの災害復旧事業により21億3,662万円、商工費が第3弾さつま応援商品券やふるさとさつま応援寄附金事務費などにより3億4,549万7,000円、土木費が町道整備工事などで5,755万9,000円それぞれ増加となる一方、教育費や小学校再編準備事業などにより4億70万3,000円、衛生費が新型コロナウイルスワクチン接種事業などで2,967万9,000円、農林水産業費が事業計画策定業務委託などで1,596万円、それぞれ減少となっております。

歳出予算の性質別内訳は、義務的経費が69億7,354万5,000円で、1億6,236万

6,000円の増加、主な要因としては、扶助費であります。

投資的経費が35億7,175万9,000円で、17億7,906万3,000円の増加、主な要因としては、災害復旧事業であります。

また、物件費などその他の経費が46億269万6,000円で、1億8,157万1,000円の増加となっております。

歳入におきましては、地方交付税が人口を反映した減少要因はあるものの、新たに地域デジタル社会に対応する算定項目の見直しなどにより1億4,486万1,000円、災害復旧事業等により国庫支出金が6億9,401万4,000円、及び県支出金が9億9,763万1,000円、町税が固定資産税において企業の設備投資などにより1億8,207万2,000円、それぞれ増加する一方で、地方債のうち、臨時財政対策債が2億5,000万円、繰入金が財政調整基金の繰入減により5,110万円、地方特例交付金が3,000万円とそれぞれ減少しております。

このようなことから、歳入の財源割合は、町税や繰入金などの自主財源が40億5,408万2,000円で26.8%、地方交付税や国・県支出金、町債などの依存財源が110億9,391万8,000円で73.2%と依存財源の割合が大きく伸びております。

今後も自主財源の安定的な確保に努めながら、限られた財源を効果的に活用してまいります。

次に、国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

本年度の予算総額は30億8,558万4,000円となり、前年度当初予算と比較しまして646万1,000円の減となっております。

鹿児島県と市町村が保険者となり、県が責任主体となる国民健康保険新制度へ移行しましたが、被保険者の高い年齢構成による疾病の重症化、医療技術の高度化など、国民健康保険事業は引き続き厳しい財政運営となっております。

このようなことから、財政の安定化を図るため、特定健診の結果によるリスクに応じた個別指導や訪問活動を行い、対象者の生活習慣改善、健康維持増進・重症化予防に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

本年度の予算総額は3億8,881万4,000円となり、前年度当初予算と比較しまして2,493万3,000円の増となっております。

市町村業務である届出等の受付事務、保険料の普通徴収業務などを正確に実施し、円滑な事業運営に努めてまいります。

次に、介護保険事業特別会計予算についてであります。

本年度の予算総額は34億6,894万9,000円となり、前年度当初予算と比較しまして1億2,545万7,000円の減となっております。

介護を必要とされる認定者数は横ばい状況となっておりますが、報酬改定に伴う保険給付実績を踏まえ、保険給付費は32億2,629万8,000円となり、前年度比1億3,399万円、4.0%の減と見込んでおります。

高齢化の進行や2025年問題を見据え、全国的に介護保険事業規模の増大やその対応が大きな課題となっており、地域における住民主体の取組や介護予防・日常生活支援総合事業などによる介護予防活動を推進するとともに、安定した介護サービスの提供に努めてまいります。

次に、農業集落排水事業特別会計であります。

本年度の予算総額は6,620万4,000円となり、前年度当初予算と比較しまして1,559万1,000円の増となっております。

今後、機能強化対策事業を進め、適切な維持管理に努めるとともに、公営企業会計の移行準備を行い、健全な運営に努めてまいります。

最後に、上水道事業会計予算についてであります。

水道は、日常生活において必要不可欠なライフラインであるため、現有する水道施設の適切な維持管理と老朽施設の更新などを進め、安全安心で安定した水の供給に努めてまいります。

本年度の業務予定量は、給水件数で1万6件、総給水量204万6,000立方メートルを予定しており、予算額は収益勘定で収入総額を4億2,154万7,000円、支出総額4億2,753万4,000円と定めております。

また、資本勘定においては、収入総額5,200万9,000円、支出総額2億1,603万9,000円と定め、不足する額1億6,403万円は、当年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

本年度の主な事業として、昨年7月の豪雨災害で被災し、仮設配管で通水している箇所の本復旧をはじめ、佐志地区国道504号の老朽化の更新や水源地の取水ポンプ設備の更新、非常用発電装置の購入などを予定しております。

水道事業は、近年、給水人口の減少による水道料金の収入減、水道施設の老朽化の進行など、非常に厳しい運営状況となっておりますが、限られた財源の中で効率的な事業運営に努めてまいります。

以上、令和4年度の町政運営についての私の基本的な考え方と、各会計当初予算の概要を説明させていただきましたが、議員各位や町民の皆様の一層の御理解と御支援をお願い申し上げます。

続きまして、当初予算以外の各議案について、一括して提案の理由を説明申し上げます。

まず、「議案第5号 さつま町ほたる公園条例の廃止について」であります。これは、さつま町ほたる公園を廃止することに伴い、本条例を廃止しようとするものであります。

次に、「議案第6号 さつま町紫尾山きららの里キャンプ場条例の廃止について」であります。これは、さつま町紫尾山きららの里キャンプ場を廃止することに伴い、本条例を廃止しようとするものであります。

次に、「議案第7号 さつま町個人情報保護条例の一部改正について」であります。これは、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第8号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について」であります。これは、さつま町定住促進佐志住宅団地が行政財産となったことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第9号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」であります。これは、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第10号 さつま町職員定数条例の一部改正について」であります。これは、さつま町の職員定数を改めようとするものであります。

次に、「議案第11号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」であります。これは、新型コロナウイルス感染症の防疫等業務に係る特殊勤務手当の特例を新たに設けることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第12号 さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について」であります。これは、鶴田小学校及び流水小学校の再編に伴い、関係条例の一部を改正しようとするため、提案するものであります。

次に、「議案第13号 さつま町災害見舞金支給条例の一部改正について」であります。これは、災害見舞金の額の見直し等に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第14号 さつま町学童館条例の一部改正について」であります。これは、鶴田学童館の廃止に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第15号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。これは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第16号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について」であります。これは、さつま町公設地方卸売市場水産部の廃止に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第17号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」であります。これは、おしどり団地の整備並びに戸子田団地ほか2団地の用途廃止及び一部用途廃止に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

最後に、「議案第18号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」であります。これは、非常勤消防団員の報酬等の基準に基づく報酬及び費用弁償の見直しに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させていただきますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○農政課長（山口 泰徳君）

それでは、「議案第5号 さつま町はたる公園条例の廃止について」内容の御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○耕地林業課長（櫻 伸一君）

次に、「議案第6号 さつま町紫尾山きららの里キャンプ場条例の廃止について」説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（原田 剛志君）

それでは、「議案第7号 さつま町個人情報保護条例の一部改正について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○ふるさと振興課長（米丸 鉄男君）

それでは、「議案第8号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（原田 剛志君）

それでは、「議案第9号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（原田 剛志君）

続きまして、「議案第10号 さつま町職員定数条例の一部改正について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（原田 剛志君）

続きまして、「議案第11号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○社会教育課長（永江 寿好君）

「議案第12号 さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について」説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○保健福祉課長（佐藤 秀樹君）

続きまして、「議案第13号 さつま町災害見舞金支給条例の一部改正について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○子ども支援課長（藤園 育美君）

「議案第14号 さつま町学童館条例の一部改正について」説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○子ども支援課長（藤園 育美君）

続きまして、「議案第15号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○農政課長（山口 泰徳君）

それでは、「議案第16号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○建設課長（野田真一郎君）

それでは、「議案第17号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」内容の説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○消防長（下村 晴彦君）

それでは、「議案第18号 さつま町消防団員の定員，任免，給与，服務に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ここでしばらく休憩します。

再開は午後1時5分とします。

休憩 午前11時41分

再開 午後 1時05分

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○財政課長（富満 悦郎君）

それでは、「議案第 19 号 令和 4 年度さつま町一般会計予算」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○保健福祉課長（佐藤 秀樹君）

それでは、「議案第 20 号 令和 4 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○保健福祉課長（佐藤 秀樹君）

続きまして、「議案第 21 号 令和 4 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○高齢者支援課長（原田 健二君）

それでは、「議案第 22 号 令和 4 年度さつま町介護保険事業特別会計予算」につきまして、内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○町民環境課長（下田 良二君）

それでは、「議案第 23 号 令和 4 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（三角 芳文君）

それでは、「議案第 24 号 令和 4 年度さつま町上水道事業会計予算」につきまして、内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ただいま、議題となっています各議案に対する質疑は、3 月 10 日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

なお、一般質問者の人数次第では、各議案に対する質疑を 3 月 9 日の本会議で行う場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

△日程第 29「発議第 1 号 医療費助成制度の現物給付を求める意見書の提出について」、日程第 30「発議第 2 号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書の提出について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第 29「発議第 1 号 医療費助成制度の現物給付を求める意見書の提出について」及び日程第 30「発議第 2 号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書の提出について」の発議 2 件を一括して議題とします。

各発議について、提出者の趣旨説明を求めます。

〔有川 美子議員登壇〕

○有川 美子議員

ただいま議題となりました「発議第 1 号 医療費助成制度の現物給付を求める意見書の提出について」、提案の趣旨説明を申し上げます。

医療費助成制度のうち、子ども医療費助成については、住民税非課税世帯は医療機関での窓口

負担無料の現物給付であるのに対して、住民税課税世帯は、一旦窓口で支払い、後日、町より自己負担した分を口座に振り込まれる自動償還払いとなっております。このため、子供が夜間や急な体調不良時に手持ちのお金に不安があり、受診を控える事例があります。また、重度心身障害者医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成については、後日、口座へ振り込まれる償還払いであるのに加え、町に申請手続きをしなければ助成されない制度となっており、時間的及び金銭的な負担の発生で、必要なときに医療を受けられない可能性もあります。こうしたことから、安心して必要な医療を受けられるためには、申請手続きの省略及び現物給付の実施が不可欠であるため、さつま町議会としても、2つの要望項目を実現されるよう鹿児島県知事に意見書を提出しようとするため、提案するものであります。

次に、「発議第2号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書の提出について」、提案の趣旨説明を申し上げます。

国は、地方公共団体が独自で実施している医療費助成制度を現物給付した場合、国民健康保険の国庫負担金分を減額する措置を講じており、このことは、厳しい財政状況の中にも、子育てしやすい環境づくりをしている地方公共団体の取組の障害となるものであり、国は減額措置を廃止することが不可欠であります。受給者が安心して医療を受けられるために、さつま町議会としても要望項目を実現されるよう、衆参両院議長、内閣総理大臣ほか関係大臣に意見書を提出しようとするため、提案するものであります。

以上で、提案の趣旨説明を終わります。

〔有川 美子議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、発議第1号及び発議第2号の発議2件について、一括して質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています発議第1号及び発議第2号の発議2件は、総務厚生常任委員会に審査を付託します。

△日程第31「報告第1号 令和3年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について」、日程第32「報告第2号 令和3年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第3号）について」、日程第33「報告第3号 令和4年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第31「報告第1号 令和3年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について」から日程第33「報告第3号 令和4年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」までの報告3件を一括して議題とします。

各報告の内容の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「報告第1号 令和3年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について」及び「報告第2号 令和3年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第3号）について」並びに「報告第3号 令和4年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」であります。

これは、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第2項の規定に基づき提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、別冊のとおり提出するものであります。

内容につきましては、ふるさと振興課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○ふるさと振興課長（米丸 鉄男君）

それでは、「報告第1号 令和3年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○ふるさと振興課長（米丸 鉄男君）

続きまして、「報告第2号 令和3年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第3号）について」説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○ふるさと振興課長（米丸 鉄男君）

最後に、「報告第3号 令和4年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ただいまの報告3件に対する質疑は、3月25日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△散 会

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

3月8日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午後2時09分

令和4年第1回さつま町議会定例会

第 2 日

令和4年3月8日

令和４年第１回定例会一般質問
令和４年３月８日（第２日）

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
1	(11) 古 田 昌 也	1 令和３年第２回及び第３回議会定例会一般質問での検討事項について (1) 新型コロナウイルス感染症が拡大まん延をし、歯止めが利かない現状であるが、第２回議会定例会で国民健康保険の加入者（事業主）に対し、傷病手当金の支給については時間をいただきたいとの回答であったが、その後どのように対応されているか。 (2) 第３回議会定例会で鶴田農産物加工センターの事務員に対しての研修等については検討すると回答があったが、その後どのように対応されているか。 2 行政情報の発信の重要性について 本町では、新型コロナウイルス感染症に関する助成金制度、給付金制度及び減免制度など数多くの支援を行っているが、これらの情報が広く町民に周知、認識されているか疑問である。令和３年第４回議会定例会でも情報発信の重要性について質問したが、早急に協議、検討し、迅速に実行する考えはないか。 3 医療従事者や保育士等への支援について 新型コロナウイルス感染症がまん延し、保育園や小学校などが休園、休業する事態となった。医療従事者をはじめ保育士など関係各所の方々が必死に支えており、何とか持ちこたえている現状だと聞いている。医療従事者や保育士等が離職しないよう、支援や対策を講じる考えはないか。
2	(8) 新 改 秀 作	1 気候非常事態宣言について 近年、災害等は拡大傾向にあり、いつ、どこで、どんな災害が発生するか予想もつかない状況にある。大雨、暴風、地震、積雪等々、今までにない規模や場所で発生している。このような事態の発生は、気候変動に起因すると考えられ、地球温暖化の抑制も叫ばれて久しい。 現在、日本でも「気候非常事態宣言」を行って、地球の環境改善

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		に寄与している自治体があるが、わが町としても宣言を行う考えはないか。 2 北薩横断道路「宮之城道路」について 総延長約65キロメートルの北薩横断道路の中央部にあたる宮之城道路の建設の予算措置がなされ、整備が本格化してきた。大まかな予想ルートを見ると住宅地が何か所もあり、近年、多くの新築住宅が建つ地域でもある。そういう中での用地交渉は、困難を極めると予想される。 スムーズな工事の進捗及び円滑な作業の遂行を図るために用地交渉、その他の業務等に携わる人員を増やす考えはないか。
3	(2) 平 山 俊 郎	1 消防本部の業務継続計画について 本町消防本部の業務継続計画には、あらゆる場に遭遇した場合の対処方法がきめ細かに策定されている。その中で「消防本部の機能が維持できない状況に陥った場合について、他消防本部と相互に連携していく」とあるが、どこの消防本部を想定しているのか。また、非常時に備えて相互の訓練等を行う考えはないか。
4	(6) 上 別 府 ユ キ	1 訪問介護について (1) 国が指定している難病のうち、筋委縮性側索硬化症（ALS）の患者数が本町では特に高い数値で推移しているが、現在どのように対応しているか。 (2) 重度訪問介護事業所の設立を医療機関などと連携して計画していく考えはないか。 (3) 訪問介護職の人材を確保するため、介護福祉士の人材登録制度や近隣市町村、関係団体と連携して、介護職員養成講座を開設する考えはないか。また、その受講費用の補助を行うなど人材育成を図る考えはないか。
5	(4) 橋 之 口 富 雄	1 イヌマキ（ヒトツバ）の害虫キオビエダシヤクの薬剤補助について 一般家庭の庭、植木、公園などに広く植えられているイヌマキ（ヒトツバ）への害虫被害が昨年ぐらいから目に見えてひどくなっ

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		ってきている。害虫のキオビエダシヤクは年4回ほど発生すると聞くが、昨年の被害状況を考え、害虫防除の薬剤散布に対する助成を行う考えはないか。

令和4年第1回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 令和4年3月8日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番 新 改 幸 一 議員	2番 平 山 俊 郎 議員
3番 上 圀 一 行 議員	4番 橋之口 富 雄 議員
5番 中 村 慎 一 議員	6番 上別府 ユ キ 議員
7番 森 山 大 議員	8番 新 改 秀 作 議員
9番 平八重 光 輝 議員	10番 有 川 美 子 議員
11番 古 田 昌 也 議員	12番 岸 良 光 廣 議員
13番 上久保 澄 雄 議員	14番 川 口 憲 男 議員
15番 柏 木 幸 平 議員	16番 宮之脇 尚 美 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 萩木場 一 水 君	議事係 長 竹 下 和 男 君
議事係 主査 西 浩 司 君	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 上 野 俊 市 君	副 町 長 高 田 真 君
教 育 長 原 園 修 二 君	総 務 課 長 原 田 剛 志 君
企画政策課長 角 茂 樹 君	財 政 課 長 富 満 悦 郎 君
町民環境課長 下 田 良 二 君	保健福祉課長 佐 藤 秀 樹 君
高齢者支援課長 原 田 健 二 君	子ども支援課長 藤 園 育 美 君
農 政 課 長 山 口 泰 徳 君	耕地林業課長 櫻 伸 一 君
建 設 課 長 野 田 真一郎 君	消 防 長 下 村 晴 彦 君

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和4年第1回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「一般質問」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答方式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。質問通告に従って、発言を許可します。

まず、11番、古田昌也議員の発言を許します。

〔古田 昌也議員登壇〕

○古田 昌也議員

改めて、おはようございます。昨日付にまん延防止が解除され、昨日一晚、ちょっと町の中をぶらぶらと車で回ったところ、まだまだやっぱり飲食店やその他もろもろで電気がついていない店舗が数多く見られました。

さつま町に関しては先月、先々月から始め、新型コロナウイルスの蔓延が拡大し本当にきつい状況が続いたと思っています。そこに関し医療従事者の方、その他もろもろ保育園の先生方、小学校、中学校、高校もそうですが、役場職員の方々も前例のないことばかりで大変御苦労されたと思います。心から感謝のほうを申し上げて質問のほうをさせていただきたいと思いますので、最初に通告書どおり1回目の質問のほうをさせていただきたいと思います。

まず、最初に令和3年第2回及び第3回議会定例会一般質問での検討事項についてでございます。

新型コロナウイルス感染症が拡大まん延し、歯止めが利かない状況であるが、第2回議会定例会で国民健康保険の加入者、事業主に対し、傷病手当金の支給について時間を頂きたいと回答がありましたが、その後どのように対応されておられるかお聞かせください。

続きまして、第3回議会定例会で鶴田農産物加工センターの事務員に対しての研修などについては、検討すると回答がありましたが、その後どのような対応をしたかお聞かせください。

続きまして、行政情報の発信の重要性についてでございます。

本町では、新型コロナウイルス感染症に関する助成金制度、給付金制度及び減免制度など数多くの支援を行っています。これらの情報が広く町民に周知、認識されているかが疑問であります。

第4回議会定例会でも情報発信の重要性について質問をしましたが、早急に協議、検討し、迅速に実行する考えはないか、お聞かせください。

続きまして、医療従事者や保育士などへの支援についてでございます。

新型コロナウイルス感染症がまん延し、保育園や小学校などが休園、休業する事態となりました。医療従事者をはじめ保育士など関係各所の方々が必死に支えており、何とか持ちこたえている現状だと聞いています。医療従事者や保育士などが離職しないよう、支援や対策を講じる考えはないか、お聞かせください。

1回目の質問をこれで終わります。

〔古田 昌也議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

改めまして、おはようございます。古田昌也議員より国民健康保険加入者の事業主に対する傷病手当金の支給についての御質問がございましたので、お答えさせていただきます。

昨年の6月議会でもお答えいたしておりますけれども、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、労働者が感染した場合に休みやすい環境を整備することが重要であるということから、保健所に傷病手当金の支給について、国が緊急的、特例的な措置としまして支給に要した費用について財政支援を行おうとしたものでございます。

県内全市町村の国保及び県の後期高齢者医療広域連合が、国の財政支援の基準に基づきましてそれぞれ条例を制定しているところでございます。

個人事業主に対する傷病手当金の支給につきましては、個人事業主にも様々な業種がありまして、飲食業、商業、製造業、農業など事業形態も様々であり、自営業者など被用者では休業期間や収入減少の状況が多様であり、所得補償として妥当な支給額の算出が難しいところでございます。

また、さつま町でも感染者が拡大している状況の中で、濃厚接触者やその家族ということによる休業や、また保育園の休園や小学校、中学校の休業に伴い、仕事を休まざるを得ないという状況もありますけれども、被用者であってもこのような場合では対象になっていないところでございます。

このようなことから、事業主への傷病手当金の支給については、被用者であっても新型コロナウイルスに感染した場合、もしくは発熱などの症状があり感染が疑われる場合に支給されることを踏まえまして、国保だけでなく後期高齢者医療の事業主も含める必要があることなど、本制度における財政上の問題も含めまして総合的に検討いたしましたけれども、現在の国の基準どおり支給することとしたところでございます。

次に、鶴田農産物加工センターの事務員に対する研修等についての御質問でございます。

今年度の研修受講としましては、鶴田農産物加工センター事務員1名と鶴田支所の会計年度任用職員1名の計2名の職員が、令和3年11月9日から10日にかけて、鹿児島県の農業開発総合センターで開催されました農産加工基礎研修を受講いたしましたところでございます。

内容につきましては、加工品製造に関する基礎的な知識及び技術の習得でありましたが、受講した職員の意見としましては、大変有意義な研修であり、今後の業務や利用者への技術指導等に自信が持てたとの報告を受けているところであります。

また、令和3年の12月16日には、さつま町農産加工懇話会が主催とする研修会にも同じ職員2名が参加いたしているところであります。こちらの研修につきましては、昨年6月から施行された食品衛生管理基準HACCPについて厨房機器メーカーの専門家を講師に招き、食品衛生や施設、設備等の衛生管理についての研修があり、加工品製造における食の安全と安心の向上につながる研修だったとの報告を受けているところであります。

また、今月18日には、さつま町農産物加工懇話会主催の加工技術研修にも参加予定でございます。この研修につきましては、鶴田農産物加工センターにあります小型高温高压調理器、いわゆるレトルト食品を製造する機械でございますけれども、これを活用した技術研修と聞いており、使用方法や機能の活用方法を理解することで利用者に対し幅広い加工品、製造の提案や技術指導に役立つものと考えているところであります。

次に、2項目めの行政情報の発信の重要性についてであります。

行政の情報提供の在り方につきましては、町民の皆様と行政をつなぎ、サービスの充実、まちのにぎわい、活性に寄与できる正確、迅速、丁寧で判りやすさなどを追及いたしまして町の広報

紙、お知らせ版、町のホームページ、各SNSなどの情報伝達ツールを活用した提供に取り組んでいるところであります。様々な支援制度につきましても、全戸配布されます町の広報紙やお知らせ版等を通じ、一旦は広く町民の皆様に紙ベースでの周知を行い、町ホームページでは常時閲覧できるように制度などをまとめたページにおいて案内をいたしているところであります。

その後においては、それぞれの所管課や関係団体等において、個別相談、対応、そして追加周知を行うなど努めているところでございます。

しかしながら、新型コロナウイルス関連の支援制度につきましては影響範囲が広大でございまして、その情報量は膨大、多岐にわたっているのが現状であります。様々な情報が錯綜する社会におきまして、支援の必要な方にとりましてはどう情報を見極め、対応していけばよいのか、困惑されているのではなかろうかと思っているところでもございます。

町におきましては、町の広報紙やお知らせ版などの紙ベースの情報提供と併せまして、防災行政無線や町のホームページ、SNSなど、デジタル社会を含めた様々な情報通信ツールを駆使しまして関係機関団体とも連携した情報提供、さらには役場窓口におきましても横断的な情報ネットワークを活用した情報共有を図るなど、可能な限り丁寧なニーズ対応を努めてまいりたいと思っているところであります。

今後におきましても常に問題意識を持ちながら、効果的な手法について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、3項目めの医療従事者や保育士等が離職しないための支援等についての御質問でございます。

医療従事者や保育士等の方々に対しましては、コロナ禍の中で御尽力頂いていることに対しまして、日頃より感謝を申し上げているところでございます。私も防災行政無線を通じましてこの方々への御礼ということも申し上げているところでございます。

現在、医療従事者への支援につきましては、鹿児島県が国の地方創生臨時交付金を活用しまして、感染者対応を行っている医療従事者へ特殊勤務手当を支払っている医療機関に対しまして、町内では薩摩郡医師会病院が対象となりますけれども、1人当たり日額4,000円を上限としまして補助を行っているところでございます。

また、令和2年度におきましては国が行っておりました新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業としまして新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、県から役割を設定された医療機関等に勤務し、患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金として20万円が給付され、感染者の診療等を行わないその他の病院、診療所等に勤務し、患者と接する医療従事者や職員に対しましても慰労金として5万円が給付されたところでございます。この慰労金につきましては、令和2年度のための交付事業であったため、町としましては薩摩郡医師会へ現状をお聞きしまして令和3年度以降についても引き続き支給していただけるよう、昨年11月に町村会を通じまして塩田県知事に対しまして要望を行っているところでございます。

保育士等の支援につきましては、現在、国の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等を実施するよう準備中でございます。この事業は令和4年2月から9月までの新規事業として通知がございまして、その後、関係施設への説明会を実施しまして今会期中に所要額を補正予算として提案する予定でございます。

町としましても国の指針等に沿って保育士の処遇改善に努めていきたいと考えているところであります。

今後も必要な支援を講じることができるよう、情報収集に努めながら国及び県に対しまして引き続き要望を行ってまいりたいと考えているところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○古田 昌也議員

回答のほう、十分理解いたしました。

その点で追加でちょっと質問をしたいんですが、傷病手当金の申請のほうなんですが、現在のところ何件あったのか。また、相談は何件ぐらいあったのか、お聞かせください。

○保健福祉課長（佐藤 秀樹君）

傷病手当金の申請件数についてですが、令和3年度で1件、9万円の支給ということで実績がございます。相談件数につきましては、実際件数までは把握はしておりませんが、数名の方から相談を受けたということで考えているところでございます。

以上でございます。

○古田 昌也議員

その数は少ないと思うんですが、その数名の相談された方はやっぱり事業主なんですか。それとも使用人なんですか、お聞かせください。

○保健福祉課長（佐藤 秀樹君）

該当になった方は個人事業主の従業員ということでございます。

○古田 昌也議員

適用になったのが1件で約9万円ということですからごく少なく感じたんですが、そのことを踏まえて議論のほうを再度していただいたのか、それともそういう相談件数が少ないからということ踏まえずに議論したのか、その過程というのをちょっとお聞かせください。

○保健福祉課長（佐藤 秀樹君）

係のほうとも制度の内容につきましても協議をいたしておりまして、制度的には国の制度に基づいた対応ということで協議をしたところでございます。

住民の皆さんへの周知につきましても十分でなかった点もあるかと思っておりますので、今後また引き続き周知のほうも十分図っていきたいと考えているところでございます。

○古田 昌也議員

そうですね。そこを強く要望したいと思っています。

町長の回答にもありましたが、現状難しいのは十分理解はしています。しかしながら、これからまたこういう形が再度起こる可能性があるということを踏まえて、さつま町として対策を取るべきではないかと考えております。その点に関してはどう考えているのかお聞かせください。

○町長（上野 俊市君）

この傷病手当金の関係等については、昨年の6月議会が終了したあと、担当課と幾度となく協議をしてきたところでございます。内容的については最初お答えしたとおりでございますけれども、昨年行われました国会の議論の中でもこの傷病手当金の問題等がやはり取り上げられておりまして、その中でその当時の田村厚生労働大臣の答弁としましては、この個人事業主を対象とすることや法律で給付を義務づけることについては、自営業者等では被用者と異なり、先ほど答弁でも申し上げましたが休業期間や収入減少の状況などが多様であり、所得補填として妥当な支給額の算出が非常に難しいというようなこと、それから、必要な財源をどのように確保していくかということで課題が多いということで慎重な検討が必要というような答弁もされているようでございます。

このようなことも踏まえましたところ、国の基準のとおり支給することといたしたところでございます。このことについては古田議員がおっしゃるようななんとかできないものかということで議論もしましたが、ここについてはそれぞれのやはり自治体の段階において判断といいますか

対応するのではなく、やっぱり国がしっかりとした制度として位置づけていく必要があるのではなかろうかと思っているところでございます。そうすることによって国保のこの厳しい財政状況等も踏まえまして、ここが解決していくのではなかろうかと思っておりますことから、ここあたりの国の統一した制度設計等についても、また町村会等を通じまして声を上げて要望していきたいと考えているところでございます。

○古田 昌也議員

要望のほうを強くやっていただきたいと思います。本当にこれまではではなく、これからは、今からはという感覚で議論し、要望していただきたいというのを強く望みますし、また、経済支援とは全く異なる事例だと思っております。休んだから収入がなくなって生活が苦しい。これはもう多分さつま町の事業主はほとんど国民健康保険の加入者だと思っておりますので、保険という形の内容で経済支援ではなく、保険という形で考えて踏まえた議論をしていただきたいと思います。本当に強く要望いたします。

それでは、続きましてちょっと質問させていただきます。

研修のほうをしていただいたということで回答をいただきましたが、そのスケジュールに関してはどのようにして組んだのかをお聞かせください。

○農政課長（山口 泰徳君）

農産物加工の研修については、県のほうから定期的に研修が設けられておりまして、町に対して加工業者の皆様への町を通じた研修の御案内というのが参っております。その研修日程に基づいて募集をかけて、手挙げをされた方に研修に行ってくださいということで取り扱っております。

○古田 昌也議員

事務員の方々の希望とか、例えば担当課長なり何なりの推薦でこの研修を受けてみないかとかいう斡旋とかはあるんでしょうか。

○農政課長（山口 泰徳君）

9月議会で古田議員のほうから研修の件が出ましたので、そのことを踏まえて施設の事務員等については県の研修があるときは行っていただけませんかということで、業務の都合等を加味しながら、その期間が空いた時間ということでしたので参加していただいたところでございます。

○古田 昌也議員

今現在ですが、それでしたら研修を受けて、今現在、農産物加工センターの事務員の方々の知識であつたりとかそういったことというのは十分潤沢になっているのかどうかだけお聞かせください。

○農政課長（山口 泰徳君）

回答書のほうでもお答えいたしましたけれども、参加された感想が非常に勉強になったということで、事務員さんも非常に自信を持てたということも言われております。また、令和4年度も県のほうからの研修のお誘いがあるかと思いますけれども、またそちらのほうにも参加をしていただいて、資質の向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

○古田 昌也議員

その研修に関しては、事務員だけでなく担当とかそういった方も参加する考えはあるんでしょうか、お聞かせください。

○農政課長（山口 泰徳君）

鶴田の加工センターにつきましては鶴田支所の職員が、その2名が不在のときは代わって指導したりということもございますので、職員の研修についても今後参加したいというふうに思っています。

○古田 昌也議員

ということは、本当に順調で回っている、回っているという表現はおかしいかもしれませんが、順調にすごく制度がいいということによろしいですか。

○農政課長（山口 泰徳君）

そのように認識しているところでございます。

○古田 昌也議員

順調ですごくいいのであれば、6次化にとってすごくいいことだと思っております。

あと一点だけ、ちょっとお伺いしたいんですが、現状では本町以外の利用者もあると聞いています。その本町以外、町外の方々の利用条件とか使用条件などについては、どうなっておるかお聞かせください。

○農政課長（山口 泰徳君）

令和3年度の利用者につきまして、町外の方の利用というのが60名ほどでございます。使用料につきましては条例の中で3割増しということで決められておりますので、その使用料を頂いているというようなことでございます。

○古田 昌也議員

60名ほど、すごくいい感じだと思います。そこでこそ施設としての使用料も稼ぐという形で考えたらすごくありがたいと思っております。

あと順調に回っているのであれば、今の人員でそのまま継続して行って、人が変わったからまた同じことになるということのないように、そこは強く要望していただきたいと思っております。是非とも、稼ぐ力になり得る一番有力な農産加工センターだと僕は思っております。なので、充実した環境整備を整えていただいて、今本当に順調であれば、今の人員で何とかずっと継続していただくように強く要望いたします。

では、続きまして情報発信の十分な周知がどうかということをお聞きしたいんですが、今現在、やっている情報発信で十分だと認識しておるかただけちょっとお聞かせください。

○町長（上野 俊市君）

十分、100%とは申し上げられないところでございますけれども、やはり情報を受け取られる側、それから情報を発信する側、それぞれ異なりますし、求めていることも異なっておりますのでここについては100%なのかと言われれば、まだそこまではできていないと思うところではございますけれども、最初答弁申し上げましたように紙媒体を使い、それからSNS等を使いというようなことで、それぞれ自分が取りやすい情報、取得しやすい情報の発信というのはしているつもりでございます。

○古田 昌也議員

本当に情報があまりにも多すぎて、受け取る側も本当にどれが自分にとって必要なのかどうかというのがすごく判断つきにくい事例だと思います。特に新型コロナウイルスに関しては、本当に回答でもあったように情報量が膨大で各担当課で分かれていて、そういった形でどこに聞きに行けばいいのかも分からないという形がすごく現状になっておると思います。

また、施政方針のほうでもデジタル推進課のほうで名称が変わったんでしたよね、そこに新しい係で1名増員となっているんですが、そこに関してはどこまでのことを期待しているのかだけちょっとお聞かせください。

○総務課長（原田 剛志君）

今年4月からデジタル推進係ということで係名を変えまして、デジタル推進のほうを重点的にやっていく形でおりますけれども、こういう情報発信の場合については今までLINE、SNS

とか、いろいろな部分で媒体で行っていたわけですが、そういう部分を総括できればと考えております。しかしながら、その情報を発信する、総括する部署でございまして、各情報につきましては、各課から情報収集をするというような形で考えております。

○古田 昌也議員

そうなれば、各課で表現がすごく失礼かもしれないし悪いかもしれないんですが、縦割りになった状況で、そこに一遍にいく、そこでまたデジタル推進係の方々が発信するのに悩むという現状になり得ることが考えられるんですが、そこに対してちょっとした専門機関なり専門係なり、何かそういうのをつくる考えはないんでしょうか、お聞かせください。

○町長（上野 俊市君）

この情報発信の関係につきましては、今、総務課長がお答えしましたとおり、来年4月からデジタルの推進係ということでの係を名称を変えまして、このデジタルの関係等について一元化といいますか、総括的な部署で進めていきたいと考えております。加えまして、施政方針でも申し上げておりましたが、民間からの人材投与というのも検討いたしておまして、ここあたりも進めながら民間の発想に立ったそういう情報発信の在り方、そういうのも取り入れていきたいと考えているところであります。

○古田 昌也議員

是非とも受け取る側のことも考えていただきながら、情報発信のほうをしていただきたいと思います。

今、LINEの機能などを使ったAIで、キーワードさえ打てばその情報が取れるという形にもなりますので、そういった形でも考えながらちょっと情報発信の在り方も考えていただきたい。

それともう一点、受付のところに例えばですがパッドみたいな大きなモニターをつけてキーワードを打てば、何係みたいな案内をできるような、そういったデジタル化の推進とかは考えていないでしょうか、お聞かせください。

○総務課長（原田 剛志君）

そこらも含めまして、今後はそういうデジタル推進係で専門的な部署を設けますので、そういう部分も今後検討していきたいと考えております。

○古田 昌也議員

是非ともそうしていただきたいと思っております。といいますのも、昨今、役場職員の削減、削減とうたわれる中、仕事量が多分膨大になってきておると思われます。その中でも簡略化、スムーズに仕事の流れが進むような形でそういった形のデジタル化というのは、推進は絶対必要だと考えておりますので、この情報発信こそ今まではとかそういう考えではなく、本当に去年、町長がおっしゃっていたように本当に、これからは、これからはの考え方で周知を十分にしていっていただきたいと思っております。本当に民間、受取側、雇用調整助成金はどこに行ったらいいんだろう。小学校休業助成金、支援金に関してはどこに行ったらいいんだろう。いろんな様々な情報がある中で、本当にどこに行ってもいいか判らない。どういう情報なのか取り手も判らないという世の中なので、本当に情報発信というのは重要で、本当にきめ細かいではないですが、どこまで手を伸ばせばいいのかというのはちょっと判断はしづらいかもしれませんが、本当に重要なことです。生活に関わってくることですので、十分そこら辺は配慮して、デジタル化を進めていただき、あと5年、10年、今の高齢の方々がそれについていけない紙媒体というのも必ず必要ですので、両方経費がかかるのは十分承知の上ですが、そこら辺を踏まえてこれからの先のことを考えていただいて検討をしていただきたいと思っております。

それでは、次です。

医療従事者や保育士の支援についてなんですが、こういう事態になりましてなかなか行きづら
いと思うんですが、現状の現場に視察したことはあるんでしょうか、お聞かせください。

○保健福祉課長（佐藤 秀樹君）

現場のほうとは常に連絡を医師会病院等とも取っておりまして、必要な支援についても御意見
を頂いたり、そういう機会も設けているところでございます。

○子ども支援課長（藤園 育美君）

保育所等の現場へは、やはり現在立入り制限等もございましてなかなかできない状況ではあり
ますが、状況が許す限り担当の職員のほうは現場のほうに行く、あるいは各保育園とはZ o o m
でつながることができますので、Z o o m等を使って協議をするというところを心がけておりま
す。

○古田 昌也議員

やっぱり行きにくいというのがあるんですね。行きにくい、行きにくいではなく、やはり現
場を見ていただきたいというのが希望です。感染のほうの対策をしっかりし、1名、2名でした
ら現場のほうは多分伺いはできるような感覚を僕は持っているのがおかしいのかもしれないで
すけど、それはすごく重要なことだと僕は考えております。なので、Z o o m、電話連絡など
でしたら園長もしくは校長先生なり、そういった方々のみの意見だと思いますので、現場の意見
を強く聞いていただきたいんです。だから、これから先、現場の意見、現場の保育士の先生方など
と意見交換をする場などは持つんでしょうか、お聞かせください。

○町長（上野 俊市君）

今御指摘の現場等の保育従事者、医療従事者との意見交換ということでございまして、私もマ
ニフェストの中で様々な方々の御意見を聞いていきたいということで申し上げておりまして、昨
年もこの子育て中の方々、それからこの保育士の現場等に勤めていらっしゃる方々との意見交換
をしたいということで計画をしておったわけですが、コロナの感染拡大でこれができないと
ころでございました。今年度はこの状況等を見ながらですけれども、是非ともそういう現場の声、
それからそういう世代の方々の声というのを直接聞く場というのを設けていきたいと思ってお
ります。

○古田 昌也議員

これから本当に是非そういう場を数多く整備していただきたい、実行していただきたいと思っ
ております。

またちょっと話しは変わるかもしれませんが、全国の市町村を見れば、保育士、今、回答の
ほうにあった医療従事者には多大ないろんな形で支援という形があるのが十分分かりましたので、
保育士などに対して慰労金などを支給している、現在、市町村、例に挙げれば札幌市などです。
そういった形で支給をしているところがあるんですが、さつま町としてはそういう保育士に対し
て慰労金などを支給する考えはないのかお聞かせください。

○子ども支援課長（藤園 育美君）

現在のところは先ほど答弁の中でも申しましたように、国の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨
時特例事業等を実施して処遇改善に当たりたいと考えております。今後、こちらが令和4年の
2月から9月までというところで事業実施、そのあとの事業につきましては詳しいことはまだ詳
細は示されていないんですが、今後もできるだけこのようなことが国の指針に沿って保育士の処
遇改善には努めていきたいと考えています。

○古田 昌也議員

国の事業で保育士の方々が2月から9月までの収入の目標を月額3%引上げという形で支援し

ていただけるということで、そういったことをやっぱりアピールする情報発信もすごく重要だと思っているんですが、さつま町の施設でこの事業に対しては事業所が手を挙げる形になっていると思うんですけど、さつま町では保育園ではどの程度この事業に対して手を挙げているのかというのは現状把握しておりますか、お聞かせください。

○子ども支援課長（藤園 育美君）

さつま町では全ての保育園のほうはこちらの事業に申請していただいております。

○古田 昌也議員

全てということですのですごく大変うれしく思うんですが、それは実際にちゃんとその従業員というか、保育士の先生方に行くような、前の議会のほうでも岸良議員のほうでそういったことをお伺いしていると思うんですが、そこを調べるということはちゃんとチェックするということは考えているのでしょうか、お聞かせください。

○子ども支援課長（藤園 育美君）

今回の処遇改善につきましては実績報告という形での確認になりますが、実際支払われたかどうかというところの確認はしていく予定です。

○古田 昌也議員

是非ともそういった形で処遇改善が確実にされるかどうかのチェックというのを本当に行政側がしていただきたい。じゃないと、本当にそこがベースアップが考えられると保育士の離職など、そういったもので改善ができる可能性もあると思いますので、是非ともやっていただきたいと思っております。

そこで、もう一点、精神的なバックアップをする考えはないでしょうか。例えば十分防災無線のほうで町民の方々、その他医療従事者、その他もろもろに町長がいつも感謝の気持ちを伝えていただいているというのは重々把握はしていますが、個別に本当に持ちこたえてくれてありがたいと、直接園のほうに訪問し、例えばですが感謝状など精神的なバックアップというのは考えていないのかお聞かせください。

○保健福祉課長（佐藤 秀樹君）

県の看護協会が実施しております事業を利用しまして、クラスターが発生した場合に医療機関に対して希望や要請等がある場合に精神科認定看護師の調整を行い、派遣して面談を行っているところでございます。

また、電話相談窓口として看護協会による看護110番、県の人権相談センターによるコロナ人権相談窓口、県の精神保健福祉センターによる新型コロナウイルス感染に関する心のケア等の相談もございまして、そういった相談窓口も利用をしたいということで考えているところでございます。

○子ども支援課長（藤園 育美君）

コロナ禍での保育士の精神的サポートというところは、一番に安心して職場で働ける環境をつくることだと私どものほうは考えておりまして、そのようなサポートを実施しているところです。サポートの一つとしましては、従事していただく方が少しでも安心していただくために保育従事者のワクチン接種を優先して実施してまいりました。2月の集団接種では126名の保育従事者等が3回目接種を終了されております。こちらにつきましては、保育現場のほうからもほかの市町村よりも早く対応していただいているという声も頂いております。

また、やはり安心して仕事をするためには、密を避けるというところがなかなか難しいというところもございまして、町のほうからまん延防止法の適用時には保護者在宅時には家庭での保育の御協力というところをお願いいたしまして、保護者の方々もそちらのほうに御協力いただき、

保育所のほうの負担が減っているという声もいただいております。そのような形で安心して働いていただける環境づくりというところでサポートできればと考えております。

○町長（上野 俊市君）

医療従事者、それから保育士等に対するサポート体制の関係等については、所管の課長から今説明したとおりでございますけれども、医療従事者、保育士に対しましてのこの感謝状の関係等についてでございますけれども、先ほど申し上げましたけれども、これまで私も直接防災無線の臨時放送におきまして日頃より感謝の意を申し上げているところでございますけれども、これを個別にその感謝状というところは考えていないところでございますけれども、医師会なり保育連合会なり、そういう団体に対しての感謝の意というのは、今後状況等に応じて検討していきたいと考えております。

○古田 昌也議員

確かに個人的にはちょっと無理があったと思います。その点はちょっと訂正させていただきたいですが、本当に各種団体、本当に町長からであったり担当課長、その他もろもろの方々からありがとうございますと言言っていたただけで精神的にちょっとほっとすると思いますので、是非とも本当に感謝しているということを伝えて、そういった形でやっていただきたいと思っております。すみません、慰労金とかはやっぱ考えていないんですよね、またお聞かせください。

○町長（上野 俊市君）

慰労金の関係等については先ほど担当課長が申し上げました、この関係等につきましては今議会の最終日にまた補正の関係等について御提案をする予定でございますけれども、それ以外に町の単独という意味でございましょうか。これについては状況等を見ながら全体的なコロナで影響等を受けた支援というような全体的な枠組みの中で、今後検討はしていきたいと思っております。

○古田 昌也議員

町単独、本当に今まではとかじゃなく、本当に今からはという考え方で、是非ともいろんな対策を取っていただきたいと思っております。

保育士の方々は本当にどこまで殺菌したらいいのか、どこまで感染予防したらいいのかというのがすごく判らないところまできて精神的にも追い詰められているところが多々聞こえます。実際に消毒だけで何十回といって残業や何だかんだとやって、精神的に本当に追い込まれているところがあります。

その点でもう一点だけ、そういった感染予防に対しての専門家、例えば学校や保育園などに行ってどういう形でやっているんですか、という聞き取り調査をしていただいて、いや、ここままで大丈夫ですであったりとか、いや、ここをもうちょっとこうしていただきたいというようなアドバイスをするような専門家の派遣などは考えていないんでしょうか、お聞かせください。

○子ども支援課長（藤園 育美君）

専門家の派遣ということですが、現在そのような専門家というところの情報も持ち得ておりません。現在は、担当課や各施設が収集した、保育園につきましては私たち担当課あるいは各保育園が収集した情報を共有することでいろいろな対策を講じている状況です。私たちができることは、今後も私どもが知り得た情報は速やかに保育園のほうに流して対策を取っていただくということになるかと思います。

○古田 昌也議員

その共有ということがすごく大事だと思います。それと情報の伝達というのもすごく大事だと思います。ただ、その中でもう一つ情報などを共有するのであれば、そこに対するマニュアルというような形を作っていただけるような形で全部で周知するという形で考えていただきた

いと思っております。と言いますのも、やっぱりこれからのさつま町を支えていく人材が今の子供たちだと思っております。こんな時代だからこそ、いい思い出を作ろうとしている方々が保育士さん、教員の方々だと本当に思っております。その方々が働きやすい環境をつくったりとか、課長もおっしゃったように支援して監督を行うのがやっぱり行政だと思っております。だから、預ける親も通う子供たちも安心して楽しく過ごせる環境づくりということは、本当に今一番重要な課題だと感じておるところでございます。

また、医療従事者、その他のの方々に関しては、尊敬とやっぱり感謝を伝えてそこで働く方々も仕事のしやすい環境をつくることも、その方々たちも我々はすごく重要だと思っておりますので、是非ともやっていただきたいと思います。

最後に、新型コロナウイルス感染症で大きく時代が変化したと考えております。町長が昨年、所信表明のほうでもおっしゃっていましたように「これまでは」ではなく「これからは」にしていっていかないといけないと、そういった強い思いです。本当にそう思います。今までは、今まではで通用する時代じゃなく、本当に時代が変わったと思いますので、時代や常識が大きく変化したのに行政であったりとか、その他もろもろが変わらないとさつま町が取り残されていくような、そのように感じていきます。やはり本当にこれまではとか今まではとか考えずに、これからはや、今からはを基準として、住民のサービス、その他もろもろを行政として行っていたきたいということを強く要望しまして質問のほうを終わりたいと思います。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、古田昌也議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午前10時30分とします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時29分

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、8番、新改秀作議員の発言を許します。

〔新改 秀作議員登壇〕

○新改 秀作議員

通告に従いまして、次の2点について質問いたします。

1点目、気候非常事態宣言について。

近年、災害等は拡大傾向にあり、いつ、どこで、どんな災害が発生するか予想もつかない状況にあります。大雨、暴風、地震、積雪等々、今までにない規模や場所で発生している。このような事態の発生は、気候変動に起因すると考えられ、地球温暖化の抑制も叫ばれて久しい。

現在、日本でも気候非常事態宣言を行って、地球の環境改善に寄与している自治体があるが、我がまちとしても宣言を行う考えはないか伺います。

2点目、北薩横断道路、宮之城道路について。

総延長約65キロメートルの北薩横断道路の中央部に当たる宮之城道路の建設の予算がつき、整備が本格化してきました。大まかな予想ルートを見ると、住宅地が何か所もあり、近年、多くの新築住宅が建つ地域でもあります。そういう中での用地交渉は、困難を極めると予想されます。スムーズな工事の進捗及び円滑な作業の遂行を図るために、用地交渉、その他の業務等に携わる

人員を増やす考えはないか伺います。

これで1回目を終わります。

〔新改 秀作議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、新改秀作議員から気候非常事態宣言の御質問にお答えさせていただきます。

近年に発生いたしました大規模な災害といたしましては、一昨年7月に熊本県人吉市での豪雨災害、それから、昨年7月には線状降水帯の発生によりまして、本町にも多大な被害をもたらした鹿児島県の北部の豪雨災害など、地球温暖化や気候変動により今までに経験したことがないような災害が頻繁に発生するというようなことにございます。町民の生活にも多大な影響を及ぼしているところでございます。いわゆる気候上の非常事態であると認識いたしているところであります。

気候非常事態宣言につきましては、温室効果ガスの排出抑制や地域の再生可能エネルギーの活用、ごみの減量化やリサイクルによる循環型社会に向けた取組を推進することで、国が目標として定めております2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを達成するための道筋を示したロードマップを作成しまして、気候非常事態の内容も含んだ、まあ仮称ではございますけれども、カーボンニュートラルさつま町宣言を行うことで、準備を進めているところであります。

このカーボンニュートラルさつま町宣言につきましては、SDGs推進宣言とも関連がありますことから、国際SDGsウィークである9月の下旬頃を目途に行う予定といたしているところであります。

次に、北薩横断道路、宮之城道路の用地交渉等の関係等についての御質問でございます。

御案内のとおり、北薩横断道路、宮之城道路は、令和3年4月に念願でありました事業化が決定いたしまして、同区間の延長10キロメートルの早期完成をお願いをしているところでございます。

現在、事業主体であります鹿児島県におきまして概略設計が行われ、その後、予備設計や用地調査等が行われる予定でありまして、地権者等の調査につきましても鹿児島県において行われ、今後、これらを基に道路の詳細設計や用地測量、境界立会、それから、埋蔵文化財調査等が順次行われ、用地買収等に入る予定と聞いているところでございます。

御質問にありました用地交渉等の業務に携わる人員の増につきましては、現在も地元との連絡調整や地権者の所在などへの協力を担当課が行っているところでありますので、今後の進捗状況に応じまして、職員の定員管理なども考慮しながら、地元自治体としまして、地区の館長さん、それから、公民会長さん方の協力もいただきながら、でき得る限り協力をしていきたいと考えているところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○新改 秀作議員

非常事態宣言からですので、去年の災害を振り返って、後でまた町長の思いをお聞かせ願いたいと思いますけれども、私たちのまちも一番の7月の豪雨災害、これに被災された方には、もちろんお見舞いを申し上げまして、また、携わる復興に対しての関係者の方々にもありがとうございますと申し上げておきます。あの状態を私たちも議員として研修がありまして、現場も見させていただいたわけですが、ここ二、三年の災害というのは、非常に温暖化が進んで、大変な災害になっているようであります。さつま町がこの位置が適しているのかどうか判かりませんが、北西に紫尾山を抱えて、その周辺に山岳はずっとつながって、東シナ海から線状降

水帯のものが来て、大雨を降らせる。そして災害が起こる。これも今、常に、ここ二、三年同じようなことが起こっているわけでございます。1週間に1,000ミリメートルの雨が降ると、すぐ関西・関東のほうから電話が来て、全国版になっておりまして、紫尾山に1,000ミリメートル降ったが大丈夫かという電話をよく伺うわけでございます。

そういう中で、私たちの町も時吉湯田線というのがあるんですけども、その道路も去年も2回冠水いたしました。椎込の分水路が出来たにしても、全然その量は変わらない。ということは、雨の量がそれだけ多いということでございます。この現象を、まあ柏原に測候所がありますけども、この測候所もまた全国版でございまして、温度もちろん40度近く上がる日もございまして、びっくりするぐらいの暑くて、寒くて、雨は降るが、非常に条件がそろっておりまして、非常に私も、これは今年もじゃあせんどかいと危惧してるところでございます。

こういう地形にあって、去年一年の災害を振り返って、町長としてどのような捉え方、あるいは、思いがあるのか、一言お願いします。

○町長（上野 俊市君）

今、新改議員のほうからございましたように、近年の雨の降り方というのは、非常に、これまで私も行政経験が40年ありましたけれども、その中でも非常にサイクルといいますか、非常に早い年数で繰り返してきているなというのを感じているところであります。本当に50年に1回、100年に1回というような雨が、もうここ10年の間に数回発生するというような状況等が出てきております。毎年のように全国各地で大きな災害等が発生している状況等を見ましても、非常に地球の気候が変わってきているんだというのは、私も実感といったしているところであります。

いずれにしましても、我々に与えられた責務というのは、この町に住む住民の方々の生命と財産をしっかり守っていくという大きな使命がございまして。そのためにも、日頃からの備えを十分にしながらも、大雨等に対するハード面、それから、ソフト面というのをも併せて整備、整えていかなければならないと思っているところであります。昨年ああいう災害が起きたので、今年は大丈夫だろうというような考え方じゃなくて、いつでも起こり得るということを改めて認識しながら、しっかりとそこについては必要な対策を講じていきたいという思いでございます。

○新改 秀作議員

町長もやっぱり同じ気持ちでございます。私ども非常に、今年はまた梅雨の時期になると、それを非常に危惧しているわけでございます。今回こういうことで温暖化対策として、町のほうもいろんな対策を考えて、私たちの町も何回も災害を受けて、経験から施策を講じる必要があるということで、仮称のカーボンニュートラルというような宣言をする。まあこれは仮称ですから、どうなるかは判かりませんが、9月に行うんだということを私が通告したときにありましたので、いいことだなと思っているわけでございますけども、非常に、まあ9月になれば、今年の初めての梅雨も、これは通り越した後、どんなもんかなと思って、その辺のどのような町民の周知の在り方、あるいは、どうするのかかなと思って、気候危機が迫っている状況で、町民にはどのような周知の仕方を考えてるのかお伺いいたします。

○町長（上野 俊市君）

梅雨に入る前、降水量が増える時期におきまして、町民への防災に関する周知ということでお答えさせていただきますけれども、これにつきましては、現在も防災無線や、このお知らせ版、ホームページ等を利用して、防災意識の啓発に努めてはいるところでございます。4月には区の公民館長、それから、公民会長さん方に集まっておきましての研修会等でも、これまで防災の関係等の研修等も行っております。今年もコロナの関係等でどうなるかはっきり判かりま

せんけれども、そのような研修会等を通じながらの啓発、それから、5月中旬には川内川の水防演習、それから、5月の下旬には、町内の一斉の防災訓練というのも予定をいたしているところでございます。そのような機会を捉えながら、あとは防災無線なりホームページ、それから、お知らせ版等を使いまして、町民の方々には意識の啓発に努めてまいりたいと考えているところでもあります。的確な時期に適時的確な情報をお渡ししながら、防災意識の高揚に努めていきたいと考えております。

○新改 秀作議員

今、防災無線の活用もございました。ついでにですけども、この頃の防災無線は、もうよく利用されているなど私は思うんですけども、機能等でも、まあついでですので、防災無線のあれ、ものすごく皆さんにいいと思っておりますので、それも含めて防災意識の啓発に努めていただきたいと思いますところでございます。

続きまして、この宣言の内容についてですけども、順序が先ほど、ごみの減量、あるいは、二酸化炭素ゼロを達成するためのマップというような、いろいろして取組の内容を検討されると思うんですが、何項目ぐらい一応検討、考えていらっしゃるものか。これが相当多かれ多かれでいいものでもないと思うんですけども、その辺をお伺いいたします。

それと、これ、できてからであるんですけども、検証もやっぱり必要じゃないかなと思ったり、これを作ってからのことですけども、その辺をお示し願いたいと思います。

○町民環境課長（下田 良二君）

ただいまのロードマップにつきましては、2050年まで温室効果ガスの排出ゼロを達成するための道筋を示すためのロードマップであります。一応素案はできているんですが、宣言までに各関係課と協議しながら作成を行いたいと思います。

なお、項目につきましては、まだちょっと協議の途中ですので、ちょっと、回答についてはちょっと検討中でございます。

○新改 秀作議員

またよく検討して、まだ9月と言え、まだありますので、議会のほうにもお示し願いたいと思うところでございます。

この地球温暖化に対する危機感というのは、みんなと一緒に共有というのが一番でございます。どこも見てみますと、自治体が気候危機という観念から、いろいろ二酸化炭素ゼロ対策とか、いろいろ相次いで宣言を作っているわけでございますけども、これも作ったのは作ったので、この行動をどうつなげていくかが一番の問題でありますので、それらのもういい案ができたなら、議会のほうにも早く提示していただければいいものだと思っております。私たちの町も何回も災害を経験した経験から、いち早く取り組めればいいと思っております。今はもう50年に1回、あるいは100年に1回じゃないですので、毎年いろんな災害が起こりますので、その辺なんかも含めて早く提示していただければと思うところでございます。

もう9月の、結局9月の入ってからで宣言をするということですので、もうあとは申しません。またこの問題に対しては、同僚議員も質問があると思いますので、私はもう要請ということで、一言お示しして、思います。

鹿児島県内でも、2020年9月に知名町が宣言を行ったわけでございます。今回、気候変動による被害が増大したため、鹿屋市あるいは南九州市、そういうのを宣言があるようでございます。私たちの町においても、大雨による川の氾濫も何度も経験しておりますが、最近では今までの場所とは異なり、どこが災害箇所となるか判からない状況でございます。仮称としてさつま町地球温暖化対策推進本部なるものを作って、まずは、可能な取組として4R、あるいはリフュー

ズ、不要なものを買わない、受け取らない、リデュース、ごみを減らす、リユース、繰り返し使う、リサイクル、再生、こういうことを実行しながら、町民への啓発活動から行うべきではないかと思う次第でございます。

そして、隣接する町と連携して、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すように、我が町も地球温暖化に向けて取り組むことを要請いたしまして、このことに対しては終わります。

続きまして、この道路に関してですけども、高規格道路あるいは宮之城道路に対してのことでございますけども、いろいろ昔の先輩方からいろんな話でお聞きするうちに、陳情に参ったときには、一番先に用地交渉、あるいは、反対者がいないかなんていうことを聞かれるんだと。道路を造るはいいけど、まずは、それから先だというようなことは言われないうけども、私は個人ではそう思ってるわけでございます。そういう中で、今回この質問に至ったわけでございます。当然県の委託となれば、工事に携わる私としては、町としても部署の設置とか、あるいは、チームをつくって携わるとか、そういうことも考えられるわけでございますけども、職員を集めてやるには、この前も全協で話がありましたように、10年かかって19名の減と、職員が減るんだというような説明もありましたので、職員を集めてするわけにはもう、何かいい方法でこういうチームをつくって、臨時職員さんやいろいろな手伝いをもらいながら、こういうのにすればいいんだけどねとは私個人では思っているんですけども、その辺を町長はどのようにお考えなのか伺います。

○町長（上野 俊市君）

この道路の新設となりますと、やはり今おっしゃられましたように、用地交渉というのが非常にやはり時間もかかりますし、労力も要るところでございます。先ほど申し上げましたように、今後のこの進捗状況に合わせまして、県のほうからそれなりの要請等もあろうかと思っております。過去にも広瀬道路にしても、薩摩道路にしても、職員のほうの協力体制というのはしていた経緯もございますし、どのような形でまた県のほうから要請があるか、その状況等をみながら、しっかりと地元の自治体としましてバックアップ体制、応援体制はしっかりと取っていきたいと思っております。その内容等によって検討してまいります。

○新改 秀作議員

内容等によって検討するということでございます。宮之城インターチェンジ、あるいは、どこにできるか私も地図上でしか判からないわけでございます。あの近辺とは私はもう、しか言えないわけですけども、非常に都市開発除外地域で家も建て込んでいるところも、私が思っているところはですよ。そういうところやらあるわけですけども、土地取得にいろんな難航が予想されるということでございます。町の委託となれば、町長のリーダーシップを問われる。町としても士気を高めるために、町長として自分の腹中じゃ、何年ぐらいかかって完成させようという腹はあると思いますけども、その辺の、まあ反対がなければ、うまくいけば、裁判にならなくておれば、何年ぐらいうれば、まあそれをよく聞かれるんですよ。もう会えば、そいで、いつでくつとよ、いつよ、はんが判からんとか、いや、絶対判からん、県の人も教えませんよというようなことで私は言ってるんですけども、町長としてどれぐらいの腹づもりでいらっしゃるものか。私は、町長をする任期までにはやりますよとか、そういう言葉が出る言葉としては期待するんですけど、町長の思いと、これに対する思いを兼ねて、一言お願いいたします。

○町長（上野 俊市君）

非常に難しい御質問でございますけれども、今、広瀬道路のほうで、この年間の事業費が約20億円と。今年、まあ今年といいますか、令和3年度の場合につきましては、さらに補正で20億円ついて、40億円の事業がついて、今、進められておりますけれども、年間の事業費が

20億円と仮定して考えますと、この総事業費が250億円という数字が出ておりますので、やはり工事費だけで、工事費ベースで見ますと、やっぱ十二、三年、それから、用地交渉等もありますと、やっぱり15年と。通常でいけば、それぐらいは最低でもかかるんだろうと私は思っているところでございます。私の任期中にできるかどうかというのは、また別といたしまして、いかにこの事業を早く進めるかということに、やっぱりかかっているかと思えます。予算をどのようにしてしっかりと確保していくか。今の20億円のベースを、これを30億円、40億円のベースにしていけば、当然ながらこれは短縮できますので、私は、この予算確保というのが、今後の大きな課題かと思っているところでございます。早期完成に向けまして、期成会等を使いながら、使いながらといいますか、期成会とでも国・県へも強力な要望をしていく考えでもございますし、また今年は、地方の決起大会も本町で開催できないかということも、期成会の中で計画に盛り込んでいきたいとも考えているところでございます。

とにかくこの道路というのは、やはり早くできないことには、それなりの経済効果というのが出てきません。これがもう15年、20年かかっておったって、本当に私はその効果というのは出てこないと思ってますので、いかにこれを縮めるか、もうこれが一番の大きな課題かと思っております。これには議員の方々にも、出水との協議会も期成会もございまして、しっかりとタッグを組んで、何とか1年でも2年でも早く完成ができるように気張ってまいりたいと思っておりますので、議員各位のまた御協力もお願いしたいと思っております。

○新改 秀作議員

協議会長としての十二分なリーダーシップを発揮してもらって、名を残してください。任期中に完成するように、そういう要請をしておきます。

最後になりますけども、もうこれ以上は言いません。一言要請等をしておきます。多くの方々の御尽力により、広瀬インターチェンジ、宮之城インターチェンジ、さつま泊野インターチェンジ、約10キロ区間の全体事業費250億円の予算がつかいましたが、最大の難関区間でありまうことも予想されます。この北薩横断道路が整備されれば、九州縦貫自動車道、さらには、南九州西回り自動車道、そして、島原天草長島連絡道路との県境を越えた広域ネットワークが形成され、人・物・情報などの新しい広域なルートが完成します。地場産業の活性化、経済活動の活性化が期待されると思われまう。このような期待の中で用地交渉が1か所でも難航すれば、その分、工事が遅れ、執行等にも、また広域幹線ネットワークにも支障を来すことになりかねません。推進協議会やその他の関係機関を通じて、この工事が安全に予定どおりに進むよう、リーダーシップを発揮してもらいますよう要請いたしまして、私の質問とします。

終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、新改秀作議員の質問を終わります。

ここで、演台消毒のため、しばらく休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時02分

○議長（宮之脇尚美議員）

再開します。

次は、2番、平山俊郎議員の発言を許します。

〔平山 俊郎議員登壇〕

○平山 俊郎議員

お疲れさまです。

さて、皆さんは、次の数字が何であるかお判かりでしょうか。543万9,688、3万3,815、343、どうでしょうか。これは、昨日までの新型コロナ感染者数の累計です。最初が、順に言います、全国、鹿児島県、最後がさつま町内での新型コロナ感染者数であります。参考までに。

さて、本題に入りますが、私の質問は、新型コロナ禍時における消防本部の業務継続計画についてであります。

鹿児島県内で新型コロナの感染が続く中、全43市町村のうち、約4割に当たる19市町村が、感染症に備えた業務継続計画を作成していないことが先日報道されました。さつま町にあっては作成されています。

そこで、次のことについて問います。さつま町が作成した感染症に備えた業務継続計画について、特に町民の皆さんが懸念されている消防署における業務継続計画についてであります。

消防署は、皆さんも御存じのとおり、火災現場での消火活動、救急搬送など、町民の皆さんの命と財産を守る場であります。そのような場で新型コロナ感染のクラスターが発生し、その活動が停止したら大変なことになります。消防署の職員の皆さんは特殊な技能を取得したり、日頃から厳しい訓練に励んでおられますので、他の職場から即応援にというわけにはまいりません。消防本部の業務継続計画書には、あらゆる場に遭遇した場合の対処方法がきめ細かに作成されています。その中で、消防本部の機能が維持できない状況に陥った場合について、他消防本部と相互に連携していくとありますが、どこの消防本部を想定しているのか、また、非常時に備えて相互の訓練を行う考えはないか、お聞かせください。

これで1回目の質問を終わります。

〔平山 俊郎議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

平山俊郎議員より消防本部の業務継続計画の関係についての御質問がありましたので、お答えさせていただきます。

消防本部の業務継続計画につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大により増加した救急需要に対しまして、消防職員の感染等により平時より少ない人員での対応を迫られることが予想されますことから、これらを前提としまして令和2年度に策定をしたものでございます。

1点目の相互に連携していくとする消防本部につきましては、どの消防本部を想定しているかということでございますが、これにつきましては、本町は隣接する薩摩川内市、霧島市、出水市、伊佐湧水消防組合と消防相互応援協定をそれぞれ交わしておりまして、まずは、この3市1組合の消防本部に応援を要請しまして、対応ができない場合につきましては、消防組織法の第39条を根拠にしまして、鹿児島市の消防局に対しまして応援要請をすることになっているところでございます。

これまで県内では、消防職員の新型コロナウイルス感染により、応援協定や消防組織法を根拠に応援要請を行った事例は発生いたしておりませんけれども、全国では、令和2年の10月に北海道の夕張市において、令和3年4月には和歌山県の高野町において、消防職員が感染したことにより業務維持が困難になったとしまして、この応援協定等に基づく他の消防本部に応援を求め、消防業務の維持に当たったという事例があるようでございます。

次に、非常時に備えての相互の訓練等の質問につきましては、緊急消防援助隊の地域ブロック合同訓練や県下各消防本部が一堂に会して実施される合同実務研修におきまして、相互の連携を確認しているところでございます。

また、消防本部におきましては、平成9年に発生しました鹿児島県北西部の地震の翌年から毎年実施している地震を想定した大規模災害対応訓練を、本年は3月16日に計画をいたしておりますけれども、この中では、震度6弱の地震により多数の救急や火災等が重複し、当町の消防本部のみでは対応できなくなった場合も想定して、応援協定に基づく隣接する消防本部や県に対して応援を求める訓練も盛り込んでいるところであります。

さらに、5月には川内川の水防演習、11月には鹿児島県の総合防災訓練等におきまして、県の消防相互応援協定に基づく訓練も予定されているところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○平山 俊郎議員

ありがとうございました。相互に連携していく消防本部については、隣接する薩摩川内市、霧島市、出水市、それと、伊佐湧水消防組合と消防相互応援協定を交わされているということで、安心しました。また、非常時に備えての相互訓練などについても、合同訓練や実務研修などにおいて実施され、今後も県消防相互応援協定に基づく訓練が計画されているとのこと、理解しました。

先日、平川で空き家火災が発生しました。私も現場に赴き、消防本部の消火活動を目の当たりにしまして、さすがプロの消火活動だと感動するとともに、感謝の気持ちでいっぱいになりました。これからも消防業務に携わる皆さんが健康に留意され、訓練に励まれ、業務継続計画を実行され、さつま町のために尽力されることを願っています。

最後に、今回の県下一周駅伝で大活躍されたさつま町消防本部の曾木さん、お疲れさまでした。今後の検討を祈っています。

これで私の質問を終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、平山俊郎議員の質問を終わります。

ここで、演台消毒のため、しばらく休憩します。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時12分

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、6番、上別府ユキ議員の発言を許します。

〔上別府ユキ議員登壇〕

○上別府ユキ議員

皆さん、お疲れさまです。4番目の質問をさせていただきます。

訪問介護等について、通告書に従い質問いたします。

まず、国が指定している、筋ジストロフィーやパーキンソン病などの難病と言われる病気の中で筋委縮性側索硬化症（ALS）の患者が、我がさつま町は高い数値で推移しています。このALSは人口10万人当たり1人の発症率とされておりますが、昨年までさつま町に4名の患者様がおられ、2名の方がみとられたということです。

ALSは、運動神経系が少しずつ老化し、使いにくくなっていく病気で、その障がいの程度や進行速度は個々の患者で違ってきます。知的神経系は、障がいされないとされています。ALSの患者は、長い間、発症後3年から5年で呼吸筋まひや嚥下筋まひで亡くなる病気とされてきましたが、現在は、呼吸の補助や胃ろうなどの発達で長期療養が可能となってきています。

どんなに重い障がいを持っていても、住み慣れた地域や我が家で普通に暮らしていけるようにするために、現在、ALS患者の2名の方のさつま町の支援はどうなっているのでしょうか。対応をお聞かせください。（発言する者あり）

失礼いたしました。このALS患者のための重度訪問介護事業所は県内に1か所、鹿児島市にあり、県内各地に障害福祉サービスが提供されています。県内に約15市町で20名程度のALS患者がおられるそうです。その患者様の、ちょっと失礼します。失礼いたしました。

2番目の質問、重度訪問介護事業所の設立を医療機関などと連携して計画していく考えはないか。

3番目の質問、訪問介護職の人材を確保するために、介護福祉士の人材登録制度や近隣市町村、関連団体と連携して、介護職員養成講座を開設する考えはないか。また、その受講費用の補助を行い、人材育成を図る考えはないか。

この3点の質問お願いいたします。

〔上別府ユキ議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、上別府ユキ議員からの訪問介護についての御質問についてお答えさせていただきます。

1点目の国が指定している難病のうち筋委縮性側索硬化症の本町の患者についての御質問でございます。

この筋委縮性側索硬化症、ALSでございますけれども、これにつきましては、体を動かすための筋肉が痩せていく病気でございます。筋肉そのものではなく運動神経が選択的に障がいを受ける進行性の神経疾患で、国の難病にも指定されている疾病でございます。

患者数につきましては、先ほど上別府議員からもございましたが、本町におきましては10万人当たりの発生率が5人となっております。令和3年の12月1日現在におきましては、鹿児島県内におきまして、これ実数でございますが137名となっているようでございます。

現在の、このALS患者にとりましては、たんの吸引をはじめとしまして、頻繁に医療的ケアが必要であることから、家族が24時間体制で行う介護や負担が大きくなる医療費の軽減を図るための対策が必要となっているところであります。

このことから、常に、介護が必要な重度の障がいをお持ちの方に対しまして、在宅介護における日常生活全般にわたる支援を行う障害福祉サービスとしまして、重度訪問介護サービスを提供することで、ヘルパーによる24時間の介護を受けながら在宅での療養が可能となり、家族の負担が軽減され、安心した生活を送ることができているところであります。

2点目の重度訪問介護事業所の設立についてでございます。

まず、重度訪問介護事業所の設立に必要な人員基準としまして、施設の管理者やサービス提供責任者など、資格や従事経験が必要な人員配置が求められ、福祉人材が不足する状況の中、重度訪問介護サービスの提供だけで事業を運営することは難しい現状でもございます。そのようなことから事業所の新規設置につきましては、厳しい状況にあると考えているところであります。

県内におきましても、重度訪問介護サービスの専門的に提供ができる事業所は平成30年に開

設された1事業所、先ほど上別府議員からもございましたが、1事業所となっているところであります。本町のALSを患っていらっしゃいます方も、この令和2年4月から重度訪問介護サービスを利用されているところがございます。

このような状況の中ではございますけれども、現在、設置されている重度訪問介護事業所が募集しております日常生活アシスタント、ヘルパーでございますが、資格のない方でも、3日間の講義と2日間の実習で業務に就くことができますことから、関係機関と連携を取りまして、より効果的な人材確保に努めてまいりたいと考えているところであります。

3点目の訪問介護職の人材確保に関する御質問についてでございます。

福祉人材の確保、育成定着への取組は、福祉関係者共通の大きな課題であり、関係機関と一体となった取組が必要不可欠であると考えているところであります。その中で、全国社会福祉協議会及び各都道府県社会福祉協議会が運営しております「福祉人材センターバンク事業」を実施することによりまして、無料職業紹介事業や福祉への理解・関心を持ってもらうために、福祉の仕事の説明会や福祉講座等に取り組んでいるところであります。

また、町内の社会福祉法人で構成する町社会福祉法人連絡会のほか、町とそれから町社会福祉協議会が連携の下に実施しております福祉関係職場の就職面談会を開催することにより、福祉人材の確保にも努めているところであります。

町としまして、福祉に対するイメージアップや理解と関心を深めてもらうために、毎月24日を福祉の日と定めまして、「さつま・ふくしまルシェ」を開催することにより、福祉事業所で働く障がい者との交流の場の提供、それから福祉事業所の情報発信を行っているところであります。また、福祉に対する意識のより一層の向上を図ることを目的としまして、福祉作文コンクールなども行っているところであります。

引き続き、福祉の人材確保や育成のために必要な事業を関係機関と連携しまして、協議を重ねながら必要に応じて圏域での事業展開も視野に入れていかなければならないと考えているところであります。

また、介護職員養成講座の開設及びその受講費用の補助については、今後、検討をしてまいりたいと考えているところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○上別府ユキ議員

先ほどは大変失礼いたしました。

このALS患者のための重度訪問介護事業所は、先ほど町長がおっしゃったように県内に1か所、鹿児島市にあります。そこから県内各地に障害福祉サービスが提供されているわけですが、この福祉事業所がその患者さんのおられる地元で日常生活アシスタントを募集して、先ほど町長がおっしゃったように24時間と3日の研修終了後、重度訪問介護従事者として勤務し、それぞれのALS患者宅に訪問するわけですが、我がさつま町の場合、この募集に対しての応募もなく、そこで他の市町村で雇用された方が、さつま町に派遣されているという実態です。

国から2分の1、県から4分1、町が4分の1の障害福祉サービスに対する支援を補助しても、地元に戻元されることはなく、みすみす税金は町外に流出しています。この重度訪問事業所の開設を町内の関係団体、医療機関に促して設立してもらう方向に話を進めていくことはできないでしょうか。町内に重度訪問介護従事者を育成し、税金を地元に戻元できる手立てになると思いますが、いかがでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤 秀樹君）

従事者の関係につきましては、「宮之城ひまわり館」のほうでも希望される方の就職面談会と

ということで、ヘルパーさんを含めそういった人材の確保に努めているところではございますが、なかなかこの専門的な知識を必要とするALSの患者の対応の方の応募というのは、なかなかないということもございまして、今後、また町へのそういった対応をされる人員の周知といいますか、そういった広報活動につきましても、また、考えていって周知を行って対応ができるような形にできるように対応をしていきたいと考えております。

○上別府ユキ議員

対応していただくということで、前向きに対応していただきたいと思います。

この重度訪問介護については、ALS患者さんだけではなく、重度の障害を持った方はほかにもいらっしゃると思うんですが、そういう方に対しても必要な部分です。

しかしながら、この制度が前に進まないのは、訪問介護士の人材不足という大きな壁がいつも前に立ちふさがっていて前に進まないような状況です。ヘルパーさんがいない、人がいないとよく耳にします。今はこれが現実です。しかし、いない、いないでは本当にらちがあきません。前に進みません。これから2025年、団塊の世代が後期高齢者に達する時代はもうそこに来ています。いま、人材を育てないといけないと思います。確保しましょう。コロナ禍だからこそ休業者、失業者の活躍の場を設けてはいかがでしょうか。介護未経験者の中途入職者向け研修を開始し、その研修のことを積極的に外部に発信するときです。

さつま町独自で介護人材育成のためにいろんな関係団体を巻き込みながら、最初の一步の基本的初任者研修などを実施することにより、飲食業、接客業、製造業など、異業種からの転職するケースも考えられます。2月から福祉現場で働く方々の賃金アップも実現します。今だからこそ介護人材育成のための研修を計画できないでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤 秀樹君）

町内のそういった施設の関係者あるいはまた、社会福祉協議会とも今後また協議をしながら、そういった研修を実施していただけるように働きかけて、そういった関係事業者のほうとも連携しながら、研修が開催できるような形で検討していきたいと考えております。

○上別府ユキ議員

ありがとうございます。検討していただけるということで、少しでも前進するのではないのでしょうか。そして、行く行くは介護職資格取得のための研修の費用なども、是非助成していただけるよう前向きに検討ください。先ほど町長のほうからは回答がありましたので、是非実現していただきたいと思います。

また、これまでの賃金の低さや、過酷な職場環境のために離職された方が多いと聞きます。そういう方々の再入職のきっかけをつくるためにも、人材登録制度を検討していただき、人材確保につなげるようにはできないでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤 秀樹君）

御要望の件につきましても、今後、また関係団体と協議をしながら検討してまいりたいと、考えていきたいと思います。

○上別府ユキ議員

是非よろしくお願ひしたいと思います。今のこの件につきましては、大きい意味での福祉、重度障がい者だけではなくて、高齢者介護のほうにも大きくかかわってくると思いますので、その辺も含めた形での担当課長のほうのお考えはありますでしょうか。

○高齢者支援課長（原田 健二君）

ただいまの御質問は高齢者の関する分野についてということでの御質問かと思ひます。

人材確保の関係につきましては、私ども高齢者支援のほうの課のほうといたしましても、本年

度から介護支援の関係の事業所の関係、それから経営者側の皆様との意見交換の関係、そういったを含めながら検討を進めているところでございます。

そういう中で、今ありました人材確保についての状況等については、把握をしつつ、できるところの対応をさせていただくというふうに考えているところで、今そういう動きをしているところでございます。

以上です。

○上別府ユキ議員

ありがとうございます。1つの課だけではなくて、たくさんの課が連携した形で手をつなぎ合ってさつま町の介護福祉が、是非前に進むように御検討ください。

最後になるかもしれませんが、このチラシを御覧ください。重度訪問介護事業の現状に業を煮やしてALS患者の御家族の方が、町内のいろんな場所に掲示された重度訪問介護職募集のハローワークを通じたチラシです。

この方は、24時間の見守りが必要で、月744時間のサービスを受けることが可能ですが、要望より低い時間でしか支給されていないのです。支えておられる家族の方は大変です。発症されて10年になります。自分で体を動かすことができず、ずっとベッドの上で過ごされて、目と口とやっと動く手で文字盤を指さして会話をされます。それでもこの方は、1日の時間の中で俳句や詩を作るのが生きがいで、パソコンを通して支援者を通じ投稿されています。重い障がいを持っていらっしゃるにしても、こうして社会参加されています。

テレビでおなじみの俳句の夏井先生からお手紙をもらったと言って大変喜んでいらっしゃいました。私はこのときに、この方に対して本当に頭の下がる思いがしました。重い障がいを持っていても何か生きがいを忘れないで社会とつながっていこうとするその姿勢に、大変胸を打たれて私自身が勇気をいただきました。

町長が施政方針の中で第2項、希望に満ちて生涯を生き生きと暮らせるまちを目標とし、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせる地域社会を目指し、障がいのある人が地域において自立した社会生活や日常生活や社会生活を営むために、各種障害福祉サービス等の提供体制と適正な利用を進めてまいりますと掲げられました。

まさに、その部分です。そして、SDGsでは最初の前段で「誰一人取り残さないこと」を宣言しています。どうか切なる思いのALS患者様がいらっしゃる、御家族様がいらっしゃることを忘れないで、実のある障害福祉施策をどう進めるのか、最後に町長のお考えをお聞かせください。

○町長（上野 俊市君）

福祉の総体的なこの福祉の現場というのは非常に今大変だと認識いたしているところであります。

先ほど来ありますように、この人材の確保というのが非常に大きな課題でございまして、ここをいかに解決していくかというのは、これまでもいろいろと協議を重ねたりしてきている部分ではあるかと思うんですが、なかなかこれが難しい状況下にあることは、私も認識いたしているところであります。

しかしながら、そういう人材確保を図っていかないことには手の届く本当にこのサービスというのはできないという状況下にあることは、私も理解しております。

本町にあります唯一の高等学校の薩摩中央高校につきましても福祉科がございまして、福祉科の生徒が今年7名の卒業生でしたか、そのような形で非常に少ない状況下でございまして、そういうところからの人材発掘、人材を登用しまして福祉の現場に就いてくれれば非常にありが

たいなと思っております。また、そういうことで薩摩中央高校の関係等についてもテコ入れをしながら、そういう人材を育てていきたいと思っております。

本当に、この重度の障がいをお持ちの方は、本当に介護の携わる方の苦労というのは、本当に大変かと思っております。そこが少しでも解決できますように関係機関と本当にしっかりと腰を据えて、そこ辺りをしっかりと協議していきながら一人でもそういう介護の現場等に就いていただけるような人材の発掘、人材の育成、これについても引き続き取り組んでいきたいと思っております。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、上別府ユキ議員の質問を終わります。

ここで演壇消毒のためしばらく休憩します。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時38分

○議長（宮之脇尚美議員）

再開します。

次は、4番、橋之口富雄議員の発言を許します。

〔橋之口富雄議員登壇〕

○橋之口富雄議員

通告書に従い、質問いたします。

イヌマキ（ヒトツバ）の害虫キオビエダシヤクの薬剤補助について質問いたします。

年々、地球温暖化により今までにいなかった害虫が発生しております。コロナ禍にばかり、先ほどの新改議員の質問にありましたように気候変動によります災害などもしっかりですが、植物についてもヒトツバに関することなんです、キオビエダシヤクが県内各地、非常にひどくなってきております。一般家庭の庭、植木、壁木、公園などに広く植えられているヒトツバの被害が昨年ぐらいから目に見えてひどくなってきております。南は指宿、南さつま市、鹿児島市、県内全域にわたって発生しているようで本町においても左様でございます。

害虫のキオビエダシヤクは年4回ほど発生すると聞くが、昨年の被害状況を考え、害虫防除の薬剤散布に対する助成を行う考えはないか。1回目の質問通告といたします。よろしく願いいたします。

〔橋之口富雄議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

橋之口富雄議員からの害虫、キオビエダシヤクの薬剤補助についての御質問でございます。

まず、この生態について申し上げますと、このキオビエダシヤクにつきましては東南アジアから九州南部に分布するガの一種でございます、イヌマキの皮の隙間に産卵しまして約10日でふ化、幼虫期間は1か月ほどで、この幼虫の期間にイヌマキの葉を食害するようでございます。その後、幼虫が地面に浅くもぐり、さなぎになりまして、このさなぎの期間は15日間程度ということで成長しますと2週間程度生存するようでございます。1世代は約2か月とされておりまして、4月頃から11月頃までに約4回のサイクルで発生します。

近年、県内においても定着しておりまして、ここ数年は県内のほぼ全域で発生が確認されているようでございます。

本町におきましては昨年は被害に関する問合せが多くなりまして、防災無線、お知らせ版、ホームページ、またチラシを作成いたしまして適切な防除方法等についての周知を図りまして被害拡大防止に努めているところでございます。

害虫防除の薬剤散布に対する補助についてでございますが、被害の大半は個人の庭木や生け垣等でありまして、薬剤の補助については今のところ考えておりませんが、被害の状況によっては地域が一体となった防除が効果的であることから公民会や被害地域の関係者において共同で行う防除作業に対し、動力噴霧器の貸出しなどの支援をまず行ってまいりたいと考えておるところであります。

キオビエダシヤクの被害防止には発生の初期段階における適切な防除が必要でありますことから、基本的には土地の所有者や管理者の方々にイヌマキなどを定期的に観察し、幼虫の早期発見と初期段階での防除を行っていただきたいと考えているところであります。

今後も関係の機関とも連携を密にしまして、この発生等の情報等に努め、町民の皆様へ適時、的確な情報発信も行いながら被害の拡大防止に努めてまいりたいと考えているところであります。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○橋之口富雄議員

私もこのキオビエダシヤク、これはあまり知らなかったんですが、去年ぐらいからさつま町でも大分ひどくなりまして、この前、県議と語る会がございまして、南さつま市の県議の方にちょっと資料を取り寄せてもらいまして、南さつま市のほうではもう合併前から、平成15年頃から大分発生して、去年が一番ひどかったみたいで、去年は全域が大分ひどかったみたいです。南さつま市と出水市のほうが今補助を行っているようでございますが、それでもなかなか収まる気配がございまして、南さつま市のほうは去年が大体補助のほうで850万円、今年は1,000万円ぐらいのこの薬剤の補助を目標にしているようでございます。

これはまた今からの地球温暖化によりまして年に4回、3月から12月ぐらいまでずっと発生するみたいなんですが、本町のほうでもあちこち道路とか家の壁木なんかを見てみますと大分やられて、もう一回やられたらあとはもう葉が出てこなくて枯れるみたいです、いろいろ聞いてみたら、是非各自治会で共同防除して、個人ではなかなか効果がないみたいで、各自治公民会のほうでまとめて共同防除をやれば何か効果があるみたいなんです。是非、本町のほうでもこの、まだ南さつま市のほうでも平成15年頃からやってもいまだに収まっていないという状況で、これがまた地球温暖化でまた日本列島のほうでもずっと北のほうにまた向かって進んでいくんじゃないかと思うんですが、本町でも是非薬剤補助について要請をしておきますが、先ほど町長からございましたように、まだまださつま町ではその効果が表れていないように思いますので、是非今後もまた強く補助のほうをできないか、もう一回お聞きいたします。

○町長（上野 俊市君）

このキオビエダシヤク等の関係については今おっしゃるとおりでございまして、共同でやはり散布するということで効果が出てくると私も思っているところでございます。

私ごとではございますけれども、私も昨年、周囲の方々4名と共同で周辺の生け垣等にありすイヌマキの防除もいたしましたところでございます。やはりそういう形で共同でやることによってしっかりとその効果というのが出てくると私も思っているところでございます。

他の自治体におきまして、この共同散布に対する薬剤の無料配布というようなことで先ほど南さつま市の状況等も報告がございましたけれども、今のところ薬剤の価格、それから作れる薬の量、それぞれ差があるといえますか、違いがございましてそこあたりを考えますとなかなか薬剤を無料配布というのは難しいのかなと今のところは思っております。

先ほど申し上げましたが、まず共同防除していただくために町がもっております動力噴霧器を貸出しをいたしまして、それを使って散布をしていただくというようなことをしていきながら、次のステップとしてその薬剤の配布なり薬剤の補助なりというのを次のステップとして、また様子を見ながら検討していきたいと思っております。

乳剤等もそれぞれあるようでございます。トレボン乳剤、スプライド乳剤、ロックオンというようなことでそれぞれの成長期に応じたもの等もございまして、薬剤の無料散布になりますとどれを使っていいのか、その時期等もあるかと思っておりますので、まずできることとしましては町が所有しております動力噴霧器を貸出しをしながら共同で防除を行っていただくというようなことも啓発も図っていきながらしていきたいと思っております。

○橋之口富雄議員

今、民間のほうはそうなんです、今、県の公園とか町の公園なんかもあると思いますが、そこら辺はどうなっているんでしょうか、ちょっとお聞かせください。

○建設課長（野田真一郎君）

町の都市公園等でも被害が出ておりますので、そこについては町の直営で薬剤を噴霧したところでございます。

以上です。

○橋之口富雄議員

先ほど今、町長がおっしゃいましたようにその噴霧器は何台ぐらいあるんでしょうか、町のほうには。

○耕地林業課長（櫻 伸一君）

先ほどいいました動力噴霧器につきましては、農政課のほうで2台所有しております。これにつきましては鳥インフルエンザ等の対応ということで購入されておりますが、時期的にそこと重ならない時期というようなところもありますので、2台はあるところでございます。

○橋之口富雄議員

今2台あるという回答でございましたが、その利用状況なんかと、あとキオビエダシヤク、これについての利用はどんな状況なんでしょうか。それとまた効果はどうなんでしょうか。

○耕地林業課長（櫻 伸一君）

これにつきましては今年度、12月がちょっと鳥インフルの頃だったと思っておりますので、まだその噴霧する時期が、4月から11月がキオビエダシヤクが出る時期ですので、そちらのほうで借りたい、そういったことはまだございません。

○橋之口富雄議員

それは無料で貸してもらえるんでしょうか。

○耕地林業課長（櫻 伸一君）

それについては農政課のほうと協議をして無料ということで、ただ燃料とかそういう必要なものについてはそれぞれ公民会なりその組織のほうで出していただくと、当然、利用については責任を持ってしていただくということが大事かと思っております。

以上です。

○橋之口富雄議員

私は出水市の市役所のほうの林木のほうにも聞いたんですが、出水市のほうでは30の自治会が各自治会で取り組んでいるということも聞いております。是非、さつま町でもこのキオビエダシヤクが地球温暖化によってますます増えていくような気がし、また景観も悪くなっていきますので、是非、何か町長の補助金のほうも何か考えてもらっていい方向に考えていただきたい

と思います。強く要請して私の質問を終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、橋之口富雄議員の質問を終わります。

△散 会

○議長（宮之脇尚美議員）

本日の日程は全部終了しました。

明日は午前9時30分から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午前11時52分

令和4年第1回さつま町議会定例会

第 3 日

令和4年3月9日

令和４年第１回定例会一般質問
令和４年３月９日（第３日）

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
6	(14) 川 口 憲 男	1 新たなまちづくりへの具体策について 町政のリーダーとして各種施策に取り組み１年を経過しようとしているが、これからのさつま町が目指すまちづくりをどのように描いているか、次の点について具体策を問う。 (1) 本町には国道３路線が交わり、北薩横断道路が整備されつつある。このような交通アクセスの良さを生かした道の駅構想について、どのように考えているか。 (2) 北薩広域公園の歴史ゾーンへのアクセスとして連絡橋２本の整備計画があるが、完成後を見据え、北薩広域公園を拠点とした観光振興の具体的対策をどう講じていく考えであるか。
7	(7) 森 山 大	1 小学校教科担任制について (1) 小学校５・６年で一人の教員が特定の教科を担当し、複数の学級で教える教科担任制が今春から導入に向けて動き出すが、教育長は、小学校の教科担任制をどう考えているか。 (2) 教科担任制を導入した場合、大規模校と同じように教員数を確保できるかという課題があるが、学校の規模や地域によって教育格差が生じてはいけない。等しく教育を受ける権利を保障するための教員の配置をどう考えているか。 2 教員免許更新制について (1) 文部科学省は、教員免許に１０年の期限を設けている教員免許更新の廃止を決め、２０２３年度に新制度が始まると言われている。新たな制度が過度に負担を強いる仕組みであってはならないが、教育長は、この制度をどう考えているか。 (2) ２０２５年度までに公立小学校の全学年が３５人学級になると言われ、教員不足が懸念されている。教員の働き方改革を含め教育のデジタル化など、教員が学ぶ機会の確保が重要だが、研修に時間をとられ、授業がおろそかになってはいけない。教員の指導力を高め、質の高い教育を確保するため、現場の教職員に対してどのように指導していく考えであるか。

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
8	(10) 有 川 美 子	1 在宅介護支援の拡充について (1) 独居高齢者や高齢者のみの世帯が増える中、要介護者が自宅で暮らすための支援について拡充する考えはないか。 (2) 住宅改修等の費用助成について、県内の他自治体では、償還払いのほかに受領委任払いを選択できるようになっているが、本町でも導入する考えはないか。 2 町長の施政方針について (1) 本町も「SDGs推進宣言」と「カーボンニュートラルさつま町宣言」を行う予定だが、宣言することによってどのようなまちづくり及び町民の福祉の増進を目標としているのか。また、重点的に取り組む施策は何か。 (2) 本庁舎正面玄関には、ベビーカーやベビーチェアが準備されておらず、授乳室等の有無も分かりづらいとの声がある。さつま町の子供たちをまちぐるみで育む気持ちを、本庁舎の設備からも伝わるように、形にする考えはないか。 3 コロナ禍における教育について 中学校で実施されているタブレット端末を利用した自宅等での授業参加及び生徒と教職員のメンタルヘルスについて問う。 (1) 自宅にネット環境がない等の理由により自宅での授業参加ができない生徒へ、今後どのように対応していく考えか。 (2) 中学生で不登校及び登校はしているが教室で授業を受けづらくなっている生徒への対応は。 (3) 急激な感染拡大の影響で、今後さらに生徒及び教職員のメンタル面での悪化が心配されるが、サポート体制は十分か。
9	(5) 中 村 慎 一	1 移住定住・人口減少対策について 予想以上の人口減少と高齢化が進む中であって、所信表明で示された人口減少対策をどう進めていくのかということを重要課題として、総合的に検討する組織を設置して、移住定住や雇用促進など幅広く検討すると説明された。令和4年度の施政方針の取組について問う。

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		(1) 人口減少対策では、プロジェクトチームで検討し計画的に実施すると説明されたが、どのように具現化するのか。 (2) 空き家バンクや住宅取得補助等の諸制度の現状はどうなっているか。また、既存の資源を活用した空き家対策を充実して移住促進を図る考えはないか。 (3) 地域包括支援センター裏の旧法務局宿舎を再利用した移住促進交流施設「さつま体験宿」について、どのような位置付けをしているのか。 (4) 移住定住を進めて定住人口を増やす上で、基本となる住宅政策とまちづくりについて、既存のインフラや民間の住宅開発を含めて、町全体の構想をどのように描いているか。

令和4年第1回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 令和4年3月9日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	新 改 幸 一 議員	2番	平 山 俊 郎 議員
3番	上 圀 一 行 議員	4番	橋之口 富 雄 議員
5番	中 村 慎 一 議員	6番	上別府 ユ キ 議員
7番	森 山 大 議員	8番	新 改 秀 作 議員
9番	平八重 光 輝 議員	10番	有 川 美 子 議員
11番	古 田 昌 也 議員	12番	岸 良 光 廣 議員
13番	上久保 澄 雄 議員	14番	川 口 憲 男 議員
15番	柏 木 幸 平 議員	16番	宮之脇 尚 美 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事 務 局 長	萩木場 一 水 君	議 事 係 長	竹 下 和 男 君
議 事 係 主 査	西 浩 司 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	上 野 俊 市 君	副 町 長	高 田 真 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	原 田 剛 志 君
企画政策課長	角 茂 樹 君	財 政 課 長	富 満 悦 郎 君
町民環境課長	下 田 良 二 君	高齢者支援課長	原 田 健 二 君
子ども支援課長	藤 園 育 美 君	商工観光PR課長	市 來 浩 二 君
ふるさと振興課長	米 丸 鉄 男 君	建 設 課 長	野 田 真 一 郎 君
教育総務課長	早 崎 行 宏 君	学校教育課長	界 敏 則 君

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和4年第1回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「一般質問」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答方式となっております。質問時間は、答弁を含めて60分とし、質問回数制限はありません。質問通告に従って、発言を許可します。

まず、14番、川口憲男議員の発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

さきに通告いたしました新たなまちづくりの具体策について質問いたします。

昨年、今年とコロナのまん延の状況で、国内、さつま町の経済状況もままならないところですが、町民の生活には猶予はないです。聞く話によりますと、借入れや預金の解約もしているということも聞くところです。

質問の内容は、これまでに多くの議員が少子化問題提議も数字を上げて町長に質問しましたが、私も聞いたところでは、少子化問題は1自治体では解決が厳しい。国サイドの対策が大事だと答弁がありました。しかし、さつま町では本当に大きな問題であり、将来を考えると、若者に我々のツケを残すわけにはいきません。新しいまちの将来像や、「人、まち、自然、みんなが紡ぐさつま町」は、今、私たちがつくることではないのでしょうか。自然豊かな土地、人々の協調性を生かした町長の経験と人脈を生かして、また、官民一体となり、このまちの将来を構築すべきではないと考えます。

さきにも述べましたが、人のにぎわいが消えたまちには何が残りますか。町政のリーダーとして、各種政策に取り組み、1年が経過しようとしています。合併当初からさつま町には3本の国道が通り、風光明媚な土地にあり、自然豊かな地であると、誇りにされてきましたが、しかし今日まで生かされてきたのでしょうか。

そこで、近年には国道504号の高規格道路の宮之城道路の工事も始まりそうであります。3本の国道を生かした新たなまちづくりの考えはないか。以前にも同僚議員の質問があったが、国道を生かした道の駅構想の考えは。もちろん国、県への要望活動を、町、議会など町を上げて要望を推進する時期ではないのでしょうか。近年の風水害の防災の避難拠点としても利用できるのではないのでしょうか。新たな避難、救難の場所になると考えます。

もう一つは、虎居城、この呼び方が正しいのか、この回はお許してください。北薩県立公園から橋が今年には完成するでしょう。さつま町の新たな名所として生かす大きなことができるのでは。宗功寺、歴史資料館等の観光地の枠が広がります。当然、こちらも国、県の許可や協力なしではできません。町木のモミジ、サクラ、三つ葉のツツジ等の植栽に町を上げて取り組み、町の大きな観光資源になるのではないのでしょうか。

以前の大洪水のところが分水路として新たな拠点として、18年の水害の復興の姿も生きるのではないのでしょうか。国道の改良も2問目の虎居城の開発も、国、県への要望活動が必要です。遅きではあるが、幸いに副町長も県から手伝いをいただいて、大きな力があります。町長、何か

を起こすときです。住んでみたい町の構築に町の活性化が見えてくるようですが、いかがでしょうか。

ある地域では、高規格道路のインターの出口に直売所の構想を持ち、地域の活性化、地域に足を運んでいただく工夫も模索されています。町を上げて活性化に汗を流すことは若者の夢を持てるふるさと、定住促進にも弾みがつくのではないのでしょうか。私は自分の目標に「隗より始めよ」をいつも使います。一人一人ができるまちづくりに、町長、先頭に立って進める意欲はないのでしょうか。

これで1回目の質問といたします。よろしくお願いします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

おはようございます。川口憲男議員からの北薩横断道路等の質問についての回答をさせていただきたいと思います。

御質問にありましたように、本町には国道267号、328号及び国道504号の3本の国道が交差しておりまして、北薩の交通の要所でもあるところでございます。現在、進められております北薩横断道路が完成しますと、北薩地域と空港を結ぶアクセス道路としまして、また、広域的な交流を支える道路として期待が大きいところでございます。

御質問にあります道の駅構想につきましては、宮之城道路が北薩横断道路の総延長65キロメートルの中間地点にあるということなどから、この国道328号と交差する、その周辺に道の駅の整備の構想というのも過去にあったところでございます。昨年の6月議会におきまして、道の駅の構想についての御質問もあったところでございますが、この道の駅構想につきましては、既存の町内の5つの直売所等への影響、それから道の駅整備に係る用地の取得の関係、建設費などをはじめ、現状では宮之城道路がまだ概略設計のみということもございまして、最終的な線形はまだ確定していない状況の中にあります。このようなことから、道の駅構想につきましては、まず道の駅の必要性の検証を行い、先ほど申しましたように、町内にある5つの直売所等の関係等を含めまして、今後、町全体のまちづくりと併せまして、十分、ここににつきましては検討をしてみたいと考えているところであります。

次に、北薩広域公園の関係等についての御質問でございます。県立北薩広域公園につきましては、平成5年度に計画決定がなされまして、平成8年度より整備が進められたところでございます。平成14年4月にはふるさとゾーンが、平成16年7月にはスポーツエリア、平成28年10月にはのびのびゾーンがそれぞれ供用開始されております。最後のゾーンであります歴史ゾーンにつきましても、虎居城の歴史広場や散策園路、2つのつり橋の整備などが予定されておりました。詳細設計や埋蔵文化財調査が今、行われているところでございます。

これまで北薩広域公園の整備につきましては、九州地方整備局や鹿児島県などの関係機関に対しまして、歴史ゾーンの早期着工を要望してまいりました。その折にも、この山城を彷彿とさせる物見やぐらの建設や、虎居城の中心的な場所にある松社城への展示施設と一体化した休憩所等の整備などの要望も行ってきたところであります。

御質問の北薩広域公園の観光振興につきましては、年間の入園者が令和3年が12万3,000人、コロナの関係等で減っているところでございますけれども、それ以前につきましては、約17万人前後で推移しておりまして、町にとっても大きな観光資源となっているところであります。今後、歴史ゾーンが整備されまして、この2つのつり橋等が完成しますと、周遊コースができまして、虎居城の歴史を含めて、様々なイベントが開催できるものと考えているところであります。

先ほど御質問にありましたように、モミジの植栽、モミジの森等々も、この計画の中に入れていただくような要望もいたしているところでございます。令和4年度につきましては、観光振興基本計画の策定を予定しておりますので、その中でも北薩広域公園全体を観光の拠点地区と位置づけまして、専門家等の意見もいただきながら、この振興策を検討していきたいと考えているところであります。

また、北薩横断道路も整備され、交通アクセスが充実しますことから、北薩広域公園だけではなく、歴史研修センター、国指定史跡の宗功寺墓地、鶴田ダム、観音滝など、点在している観光資源を線で結び、さらには近隣市町と連携しまして、広域的な観光振興にも取り組んでいく必要があると考えていることから、仕組みづくりも進めていきたいと考えているところであります。

その中でも、北薩広域公園につきましては、公園、歴史、グラウンド等も抱えておりまして、中心的役割を担う場所でもございますので、SNS等を活用しながら、観光情報の電子化やスポーツコンベンションの充実を図りまして、1人でも多くの交流人口や関係人口の増加につなげてまいりたいと考えているところであります。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○川口 憲男議員

町長のほうから回答をいただきました。大まかな回答でしたので、ちょっと踏み込んで質問いたしたいと思います。

人口減対策に庁舎内を一体として取り組む考えは進んでいるのでしょうか。先ほども申し上げました、町に元気がないと感じるところであります。コロナ禍で人々の交流が少ないのも要因にあると思いますが、町の発展は人づくりと言われます。いかに感じられているのか。人々の行き交うこと自体が町の活性化につながるのではないかと私は思っております。答弁の中に宮之城道路の計画、線形も決まっていない。町長、だから今、県当局とかに地域の要望として、期成会の会長として、地域のリーダーとして要望していくことが大事ではないですか。決まってから言ったら、非常に難しい面があります。決まってないからこそ、今、リーダーとして要望していくことではないかと思いますが、その辺のところの答えをお願いします。

○町長（上野 俊市君）

この人口減対策というのは、日本全国どこも抱えておりまして、特にさつま町におきましても、当初予定していたよりも早いスピードで人口減少が進んでいるということは御案内のとおりでございます。

そういう中で、私も公約等で申し上げておりましたが、庁舎内に昨年、10課14係でなりますプロジェクトチームを編成いたしまして、この人口減対策について総合的に今検討を進めているところでございます。その中で、既存事業等の見直し、それから拡大、ここ一、二年でできるものについては、早急にこれに取り組んでいく。それから、長期的な視点、視野で取り組まないといけないものについては、また時間をかけて練っていくというようなことで、今、進めているところであります。これについては、引き続き、協議を続けながら、取り組んでいきたいと思っているところであります。

それから、空港道路等の関係等につきましては、今おっしゃられましたように、できる前にということが当然ながら基本的なところはあるわけですが、今現在、概略設計を県が進めておりまして、どの地点を通るのかというのが、まだ分からない部分等もございます。地理的なもの、位置的なもの、地形的なもの等々を踏まえまして、どのような形で本町に人口減対策、それから本町の活性化につながるようなものができるかということを、今、我々のところも検討を進めているところでございます。当然ながら、県へは、そこ辺りも踏まえまして、将来的なビジョ

ンというのをしっかりとおつなぎしながら、これを進めていくということには変わりはないところでございます。今後におきましても、しっかりと県と随時連絡を取りながら、いろいろ協議をしながら、ここ辺りについては、遅れることのないように、しっかりと進めていきたいと考えております。

○川口 憲男議員

答弁の中にもありましたように、町全体のまちづくりと併せて十分検討していくと。今、町長のお答えにありましたように、県が進めていく中で、どういうふうに動くか。昨日、同僚議員の中にも用地買収とか、いろんなことで協力体制をしていかなきゃならない。どういう補助があるかということも示されましたけれども、やはりさつま町にとって、この宮之城道路は非常に大事なところでもありますし、以前、永野のところを通る道路のところでは、永野の周辺が504号が通ったおかげで寂れてきたという話も聞かし、今回、この宮之城道路が完成することによって、寂れることがあってはならないわけですから、そこら辺のところを十分に生かされるような要望活動が必要だと思っております。

また、この高規格道路の利活用をさつま町が生かすことが町の発展あるいは若者の定着等につながるし、熊本、鹿児島、霧島近隣の市町村に1時間ないし1時間半で行き交うことができるわけです。そうなれば、ここから定住等も夢ではないと私は考えております。

1回目でも述べましたが、地域には地元足に足を運んでほしい、地域の活性化にいかん活用するかということを探している人たちもいます。自衛隊の誘致活動の計画も進んでいますが、さつま町から薩摩川内市の施設大隊、国分の自衛隊、ここにも多くの方々が通勤されております。この高速道路ができれば、いっそのこと弾みがつくのではないかと考えておりますが、町長はその辺のところをどういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。道路の効果は十分あると私は考えております。こうしたことで、宅地の建設や若者の定住につながると確信しておりますが、町長の思いはどうでしょうか、お聞きします。

○町長（上野 俊市君）

地方高規格道路の空港道路の関係というのは、私も非常に、この道路の完成によって大きく変わっていくだろうと思っております。この空港道路の完成によりまして、この地域が単に通過地点となってしまうということは一層肝心なことであると私は思っております。ですので、いかにして、このさつま町に人を呼び込むか、この道路ができて、いかにして外から人を呼び込んでくるかというのが、今後、非常に大きな課題でもあります。ここが一番知恵を絞らないといけない部分かと私も思っております。

議員が御指摘のように、この道路整備によりまして、県と鹿児島市、それから隣の薩摩川内市、出水市、伊佐市等につきましては、もう30分圏内、生活圏がほとんど一緒です。そのような状況等もありまして、このエリア内で、今、企業等におきましても、人材の奪い合いといった申し訳ない、適切でないかもしれませんが、そういう形での状況が出てきているところでございます。そういう中で、本町に定住をしていただく、本町に住んでいただくということが一番これからの大事な部分だろうと私も思っております。

この関係等については、定住の住宅団地の整備、それから定住促進に対する補助等も、今、整備しております。ここ辺りも拡充しながら、さらに住民の定住に向けての対策を講じていく必要があると考えているところであります。先ほども申しましたように、この空港道路ができて、本当にこの町がさらに寂れたということは、絶対にあってはならないと思っております。何とかそこに人を呼ぶために、行政だけではなく、民間の方々も一緒になって、この町をどうしていくかというのを考えていく機会も、またつくっていききたいと思っております。

昨日もありましたけれども、様々な団体等とも意見交換を行いながら、何がこの町に今必要なのか、どうしたらこの町に住んでいただけるかということも協議をする場も、コロナ禍ではございますけれども、これが終息に向かっていった段階で、積極的に御意見等を伺いながら、みんなでしっかりとした町をつくっていくというような方向性を持って進めていきたいと思っております。

○川口 憲男議員

町長の思いも通過地点であってはいらないと。これが一番大事なことであって、その通過地点にならないために、どういふことをするか。先ほども申し上げましたけれども、3つの国道が交差するところでもありますから、それをいかに生かすかということは、このまちづくりにかかっているのではないかと考えております。おっしゃることは重々分かっておりながら質問するのですが、やはり道の駅構想も、申し上げましたけれども、いろんなところでも道の駅と呼ぶ拠点づくり、そのところから繁栄しているところもたくさん見ます。町長のおっしゃるように、町内5つの販売所のことも考えていらっしゃると思いますが、先ほど申し上げた、あるインターのところでも特売所というか、地域の品物を販売するところを造るということでも言っていると思いますが、やっぱりこういうふうにして競争力が発展しないことには潤いがないのではないかと考えております。是非この地域高規格道路を、先ほど申されたように通過地点であってはいらずに、ここをいかにして生かしてまちの発展につなげるか、それは私は、町長の使命にかかっているのではないかと考えております。もちろん我々議会としても、議員としても協力できるところは、万全の力を出して協力していきたいと思っております。

先般、国会議員と話す機会がありましたけれども、そのときも言われたのは、薩摩川内市の港へ通ずる道路も拡張されて広がっていくと先ほど町長もおっしゃられましたように、近隣の町に行くのも非常に短時間でいけるようになってくると、これがまた縦貫道につながれば、なおさら向こうからの車の行き交い、人の行き交いも出てくるのではないかと考えております。阿久根、あるいは出水、長島のほうからすれば、地震があつて、津波があつて、避難道路となれば、今のグリーンロード、あるいはこの北薩道路というのは非常に生かされた避難道路にもなってくるのではないかと考えております。そういった意味の活用策というのはたくさんあるわけですが、その活用策をいかにさつま町が取り込むか、そこに人を呼び込むか、これは町を挙げてやっていかなければならないところだと思っております。

それで、もう一つ、昨日、新改議員の質問にもありました、早期の着工で地域の協力とか、それからいろんなことで早く、早くということも要望がありました。全く私も一緒です。紫尾山トンネルをするときには熊・鷹の問題もありました。今度は、宮之城道路をしていくときには、時吉の蜆もあります。自然のこういう蜆が出るところを通るのではなく、そこを避けて通って、それを外からの人が、時吉の蜆を見に行くというような車で来られる方が、そういう自然のよさも見られる、そうしたところもこの道路の一つのメインになってくるのではないかと思います。河川の整備に併せた道路造りも非常に大事になってきますので、そこ辺りのところについて、町長はどういうふうにお考えでしょうか。

○町長（上野 俊市君）

まず、道の駅の関係から整理させていただきます。

道の駅の関係等につきましては、今、南九州自動車道沿いで出水市、それから阿久根市も計画をされているところであります。このような形でそれぞれの自治体がこの道の駅を活用した地域づくり等を進められております。防災の拠点として整備されている部分も出水市等はございますけれども、そのような状況で道の駅が各地で建設の計画等が出ております。

さらに、本町におきましてこの道の駅の構想ということでございまして、これも地域活性化の構想の一つとして今出ているわけでございますけれども、今現在ありますこの直売所の関係等につきましても、空港道路等が完成しますと、今ある直売所のほうにも影響というのが非常に出てくると予想しております。328号沿いにあります平川の郷もしかり、それからさつまの直売所等々、それからちくりん館もございます。そのような形でこの直売所が持つ役割というのをしっかりと検証しながら、そういう空港道路ができたあとのその直売所等の地域での役割というのが、今までのこの直売所の在り方ではなくて、やはり地域のコンビニ的なものとしてその後活用していくのかどうか、そういう多角的な面からもやはり検討していく必要があると思っているところであります。単に、新しく道の駅をインターチェンジのところに造ればよいという話ではないと私は思っております。ですので、しっかりとここ辺りは全体的なところからやっぱり検討を進めながらしていかないと難しいのかなと。高齢化が進む中で、やはり今の直売所が持っている役割というのは非常に大きな部分というのもございますので、ここ辺りをしっかりと捉えながら進めていく必要があると思っているところであります。

それから、この道路等ができることによりましての観光につきましても、様々な効果というのがございますので、ここ辺りにつきましては、しっかりとそういうつながり、先ほど申しましたが、観光資源の点で点在している分を線で結んでいながら、これを広く面にしていくというようなことから、この全体的な観光の計画を基本構想の関係等についても進めていきたいと思っております。

先ほど、具体的に時吉の蛸の関係等も出ました。今、概略設計の中には、あそこら付近が通るような形の絵図といたしますか、イメージ図になっておりますけれども、そこ辺りはしっかりと景観、景勝地を壊さないような形でルート設定というのは、あらかじめ国のほうにも要望いたしているところでございます。そういうことも含めまして、今後、やはり国、県としっかりと連携を取りながら、密に連絡、調整を図りながら進めていきたいと思っております。

○川口 憲男議員

町長の答弁にありましたように、直売所の在り方も今後も検討する、大事だということをおっしゃいました。まさにそのとおりではないかと思っております。

それと、以前にも申し上げましたが、私もこの504号の高規格道路のことで申し上げましたが、当然、国、県への当局への要望活動が非常に大事ではないかと感じております。本町のまちづくりと併せて、十分検討すると答弁されました。町長、検討の時期、検討という言葉がたくさん出てくるのですが、検討の時期ですが、いつの日なのか、検討は、今まで私もいろんな質問をしてきましたが、検討が今までの答弁では、ないと同じではないかというふうに感じます。これがないように、私自身も町の発展につながるとしますので、要望活動に非常に力を合わせて頑張っていきたいと思うのですが、再度伺いたいします。この要望活動を一も二も早く進めるべきだと思います。まず、この高規格道路の件について再度説明というか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○町長（上野 俊市君）

検討がないに等しいというようなこともありましたけれども、検討あって先への実現はあると私は思っておりますので、検討ないことには事は進みません。当然ながら、議員からありましたように、早い段階、先に、先に捉えて要望、それからこちらの思いというのをしっかりと国、県に伝えていくことが大事なところでございます。これまでも時期を捉えながら、とにかく早くこの要望に行かないといけないという部分については、すぐ調整をいたしまして、いろんなところにも要望を行っているところでございます。幸いにも、副町長も県から来ていただいております。

して、今、県への関係等についても非常に近いといえますが、パイプができております。幸いにも、この空港道路の関係等につきましても、九州整備局や本町等のほうとも国会議員の小里先生を通じたりしながらパイプができておりますので、ここあたりをしっかりと生かしながら、また、地元選出の白石県議のほうとも連携を取りながら一体となって、しっかりとこの要請・要望活動は今後も行っていきたいと思っております。大事なことは、時期を逃さないということが大事だと思っておりますので、そこはしっかりと対応させていただきたいと思っております。

○川口 憲男議員

町長の検討あって先に進むと、時期を逃さない、力強いお言葉を頂きました。まさに町長、そのとおりだと思います。私たちにできることがあればどんどん使ってください。手伝いをいたします。

次の質問に移りたいと思いますが、この504号に関しまして、やはり同じような関係で504号が、高規格道路が整備されることによって、この北薩公園の歴史ゾーン、いろんな町の観光が生かされてくるのではないかと考えております。町長の答弁の中に、山城をほうふつとさせる物見やぐら建設は、こういうことは以前にも要望してきたという答弁をいただきました。私もそういうことを聞いて、本当に力強いところを感じたのですが、先ほど申し上げたように、国、こちらは県になりますか、県のほうにも一も二も早くこれをしていただく要望活動をしていくことが一番ではないかと考えております。

そして、町内のいろんなところを張り巡らせた点を線でつなぐ広域観光の取組を進めていくという答弁だったと思うのですが、是非このことについては、協力ができるところは協力していきたいと思っております。

また、県のほうにも要望も十分していただきたいと思いますと思うのですが、再度伺っておきますが、町長、これは虎居城と呼んでいいのか判りませんが、この虎居城のところに、例えば今さっきありました紅葉とか、あるいは町内の鶴田のほうで栽培されていたミツバツツジですか、その方もちょっともう高齢化して、できないということだったのですが、木自体はまだいっぱいありますし、またそれからあれも出ているのですが、そういうものの植栽というのは可能なのか、あるいはこの橋を造ることで文化財資源、そういう影響もあるというのをちゃんと聞いたことがあるのですが、そこ辺りが十分解決すれば、地域のボランティアとか、以前、紅葉の植栽何とかグループというのがあって動いていたのですが、今はどうなっているか私はつかめませんが、こういう植栽することであれば、私たちもどんどん手伝いができると思うのですが、町長、そういうところはどういうふうに捉えていらっしゃるでしょうか、お聞きいたします。

○町長（上野 俊市君）

北薩広域公園の関係等につきましては、県の事業として進めていただいているところでございます。この公園整備というのが、予算がなかなかつかないというか、厳しい状況であるようでございます。今現在、国は、この防災・減災、国土強靱化ということで、こちらの方面にはどんどん予算がついておりますけれども、公園整備となりますと、予算がなかなかつきにくいというような状況等もあるようであります。そういう中にはございますけれども、先ほど来、申しましたように、これまでも、これからもこの要望活動についてはしっかりと県のほうにつないでいきたいと思っております。

この公園の関係等につきましては、前回、白石県議のほうからは、6月に知事のほうへの質問も県議会へなされているところでございます。この中で、この歴史ゾーンと申し上げますけれども、全体が虎居城跡というようなことになっておりまして、この文化財調査によりまして、中世の山城では調査事例のない庭園と考えられる遺構が発見されたというようなことから、非常にこの文

化財の専門家からも高い評価を受けているというようなことも答弁が出されているようでもあります。

この北薩広域公園自体は、自然を生かした公園というようなコンセプトの基に最初は進められている部分でございまして、人工的に大きな手を入れるというような考えはないようでございます。今現在、概略でこのイメージ図といいますか、我々が要望した中で、県のほうが取り入れていただいておりますイメージ図の中では、こういう紅葉の森とか、それから紅葉の植栽とか、このような形も十分、今度どうなるかは判りませんが、そういうイメージで造られているようであります。

議会のほうにも昨年、報告があったのではなかろうかと思っておりますけれども、また、展望台、物見やぐらの関係等についても計画があるようでありまして、我々も実際、私も当時、副町長の時代でしたけれども、町長、それから関係者と県も一緒になって現地に直接入りまして、現地を見ながら、ここには物見やぐらを造れば非常に虎居の市街地、それから川内川の大きな流れが一望できる大きな物見やぐら、歴史をほうふつさせるような物見やぐらも造っていただきたいというような要望もし、それから人工林にあります杉等については、できるだけ川内川がしっかりと見えるような、眺望できるように伐採もしていただきたいというような要望もお伝えしているところであります。これにつきましては、文化財の調査等が進む中で、どの程度こちらの要望等も取り入れていただけるか判りませんが、そのようなこともしっかりと、先ほど来、申し上げましたように、随時、この協議等を行いながら、非常によりよい公園、人がやっぱりわくわくする、どきどきするようなそういう公園をぜひ造っていただきたいと思っております。これには先ほど申しましたように、多額の経費等もかかると思っております。予算が非常に厳しい、つきにくい中での整備となりますと、それに伴いまして、また時間もかかるのかなと思っておりますが、できるだけ早く進むように、できるだけ本当に造ってよかったと、できてよかったと思われるような公園になるように我々もまたしっかりと意見等をつなぎながら進めていきたいと思っております。幸いにも、白石県議もこういう形で県のほうでの質問等もしていただいております。今後におきましても、県議のほうともしっかりと連携を図りながら、強く県のほうには呼びかけをお願いしながら、これについてできる限り地元の意向等が反映できるように努めていきたいと思っております。

○川口 憲男議員

要望活動、いろんなことをされていて、この物見やぐら、それから木々の伐採、いろんなこともされております。白石県議を使って県への要望活動もされていることは十分承知です。私も、やはりこういう県の施設、あるいは県の土地になっていけば、やっぱり要望活動が私は一番ではないかと思っております。私たちがここでどれだけ声を上げていろいろしても、やっぱり県に足を運ぶこと、そして訴えること、これが一番大事ではないかと思っております。町長、議会、町民の熱意が伝われば、県も動いてくれるのではないですか。私も森林公園やら吹上公園、それから錦江町の公園も見に行きました。これのために参考になるのではないかと思っております。やはり地域がどれだけ燃えるか、地域にどれだけ熱意があるか、これが私は大事ではないかと思っております。

先ほどの答弁の中にありましたように、この物見やぐらを要望したと、町長ありました。私はこういう持論を持っています。今、一番はコロナの終息を願うことですが、夜の街と言ったらいけませんけど、町内、商店街がにぎわうことが一番ですが、町民の皆さん、あるいは来町した方に、１００円なり、５００円コインの募金活動を勧められないだろうか。そういう資金を大事にして、この虎居城に物見やぐらですか、私は展望台としたのですが、こういうのができたら

と、こういうことを夢見ております。だから、いろんな方に話をする中で、みんなしてあそこに物見やぐらを造るがと、そのためには銭がいと、町民、いろいろいるけども、私たちもそれだけのことをしましょうやということを呼びかけておりますけれども、これは私の夢ですから強制はいたしませんけど、是非町長、前に進むこと、早い段階からいろんなことを協議して、県や国まで訴えていく、あるいは国会議員を動かす、そういうことが大事ではないかと思っております。町長、何度もしつこいようですが、私は隗より始めよだと、思ったことを先に動かないと、思ったことを思っていたって、何ら先には進みませんので、是非行動に動かすべきだと思います。町長はいかに考えられますか。

○町長（上野 俊市君）

先ほど来、答弁をさせていただいております。これにつきましては、しっかりと時期を捉えながら今後も県のほうへはしっかりと声を上げていきたいと思っております。

先ほど、議員のほうからありましたけども、議会のほうも御協力をいただきながら一体となつて、また、そういう要望活動もあれば計画していきたいと思っておりますのでございます。

○川口 憲男議員

議長、もう一点。通告をしていないのですが、副町長に意見を聞いてもいいですか。

○議長（宮之脇尚美議員）

許可します。

○川口 憲男議員

ありがとうございます。

町長、せっかく副町長がこうして県からさつま町に来ていただきました。大きな力ではないかと思っております。今、町長の趣旨答弁がありました。副町長は、町長の話聞いていて、県にもいろんな人脈があられると思います。副町長、今、私もこういう思いの質問をしましたけど、副町長、これを聞いておって、どんどん推進してほしいんですけど、いかがでしょうか。

○副町長（高田 真君）

今の質問、答弁をいたたまれない気持ちで聞いておりました。

先ほど来、町長が答弁してきましたが、虎居城跡地は文化財調査によって中世の山城では調査の事例のない庭園と考えられる遺構が発見されたほか、あと、その時代の地形を大幅な影響を受けず、当時の状態で保たれていたと、専門家から高い評価を受けたと伺っております。

また、最後の歴史ゾーンの整備に当たっては、県に対し、町から、先ほど町長も申し上げられたんですが、展望台、展示施設、休憩所の設置、また、もみじの植栽とか、そういったいろいろな要望をしたと聞いております。

町民の皆様をはじめ、北薩広域公園を訪れた皆様方が、先ほども町長がおっしゃったんですけど、わくわく、どきどきを感じられていただけるように、自然を満喫でき、歴史の文化を感じていただければ、さらに利用していただきやすいような公園になるよう、今後とも、県北薩地域振興局の土木建築課や本庁の都市計画課などに対して、早期に整備が行われるよう地元の声を、また、熱意をしっかりと届けてまいります。

最後になりますけど、地域の活性化を図りながら、町として連携、協力できる旨を強く訴えてまいります。

○川口 憲男議員

副町長からも力強い激励ちゅうか言葉をいただきました。是非、町長、今、種々答弁をされましたけれども、町長の気持ちというのは十分伝わってきております。我々もできることがあれば、何ができるか、そこをまた示していただければ動いていきたいと思っておりますので。また、私も町民

の皆さんにも、このルートの高規格道路、あるいは北薩公園のところの観光地づくりには、今の町長の答弁、副町長の答弁があったのを十分まとめまして、訴えてきたいと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮之脇尚美議員）

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午前10時30分とします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時29分

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、7番、森山大議員の発言を許します。

〔森山 大議員登壇〕

○森山 大議員

おはようございます。通告に従いまして、質問をいたします。

小学校教科担任制について、2問ほどお尋ねをいたします。

まず初めに、1問目は、小学校5、6年で1人の教員が特定の教科を担当し、複数の学級で教える教科担当制が今春から本格的に導入に向けて動き出した。中教審の答申は2022年度をめどに本格導入すると明記されました。小学校での教科担任制導入は、既に同制度が取り入れられている中学校へ円滑に移行するために5、6年を対象とされて、教科は理科、算数、英語、体育を例示されました。

教育長は、この小学校教科担任制の制度についてどう考えているのか、お尋ねをいたします。

次に、（2）番目は、鹿児島県は過疎地を中心に小規模校が多いとされています。教科担任制を導入した場合、都市部の大規模校と同じように必要な教員数を確保できるかという課題があると言われております。学校の規模や地域によって、教育格差が生じてはいけなと。等しく教育を受ける権利を保障するための教員の配置をどう考えているのか、お聞かせをいただきたい。

次に、2番目の、教員免許更新制について、お尋ねをいたします。

まず、1問目は、文部科学省は、教員免許に10年の期限を設けている教員免許更新制の廃止を決め、教育職員免許法改正案を来年の通常国会に提出する方針で、2023年度に新制度が始まると言われております。新たな制度が過度に負担を強いる仕組みであってはならないと言われているんですが、教育長はこの新制度をどう考えているのか、お尋ねをいたします。

次の（2）は関連で質問をいたします。

今から3年後ですが、このことについて教育長の思いや考えを、お尋ねをいたします。

2025年度までに公立小学校の全学年が35人学級になると言われ、教員不足が懸念されていると。教員の働き方改革を含め教育のデジタル化など、教員が学ぶ機会の確保が重要だが、研修に時間を取られるあまり、授業がおろそかになっては本末転倒であると。教員の指導力を高め、質の高い教育を提供するため、現場の教職員に対してどのように指導していく考えであるか、お聞かせをいただきたい。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔森山 大議員降壇〕

〔教育長 原園 修二君登壇〕

○教育長（原園 修二君）

森山議員から、教科担任制についての御質問がありましたので、お答えをいたします。

まず、教科担任制についてどう考えているかということについての御質問であります。現在、本町では、既に教科担任制の例としては、盈進小学校では理科、音楽、佐志小学校と柏原小学校、鶴田小学校では、理科において専科教員による授業が行われています。教科担任制が導入されますと、こうした形が増えていくということになることになります。

小学校における教科担任制は、教科の専門性のある教員によるきめ細やかな指導が行われることで、授業の質が向上し、学習内容の理解や定着を図る上で有効な指導法であるというふうに考えています。

また、授業準備が効果的に行われることによりまして、教材研究等の負担軽減につながるという教師側のメリットもあります。

今後、小学校でも教科担任制の導入が進んでいくこととなりますが、小学校5、6年生への教科担任制の導入では、11歳、12歳という発達段階を踏まえる必要があります、これまで1人の教員が指導していたものが、2人以上の教員が指導することになりますので、児童一人一人の学習の様子や行動などについて、その学級に授業に行く教員同士が情報交換等を特に密に行う、ということなどに配慮することが大事になるというふうに考えています。

4月からの教科担任制の導入に当たりましては、今年度中に管理職研修会等におきまして、各学校の規模や教職員の構成などの実態に応じて工夫しながら準備を進めるように指導してきたところであります。

今後は、各学校の取組状況、県下の取組状況、そういったものを参考にしながら、各学校の実態に応じた教科担任制を推進してまいりたいと思います。

次に、等しく教育を受ける権利を保障するための教員の配置についてであります。

教職員の配置につきましては、公立義務教育小学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律というものがあまして、各学校の規模に応じて教職員の数が定められております。こうしたことから、小規模の学校では、配置される教職員の数は当然少なくなるわけですが、配置された教職員個々の専門性や特性をさらに生かすように、例えば算数の専門性の高い教員と、社会の専門性の高い教員が配置されている場合では、その教員が学級や学年を超えて指導する。その学校の教員の構成を生かす工夫をしていきたいというふうに考えています。

また、教職員の配置数によって、教育格差が生じないように、本町におきましては理科の専科教員がいない山崎小学校、流水小学校、求名小学校、永野小学校、中津川小学校では、理科支援員、教員経験者ですが、を町予算から配置をしていただいております。

さらに、小学校の英語には、鶴田小に英語の専科教員が在籍しておりますので、その専科教員を複式学級を有する山崎小学校、流水小学校、求名小学校、永野小学校、中津川小学校に派遣して指導の充実を図っております。

学校規模や地域によって教育格差が生じてはならないということは、もう議員御指摘のとおりでありまして、本町においても学校規模や各学校の実態等を踏まえながら、教育の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、2つ目の、教員免許更新制度の廃止に伴う新制度について、どう考えているかということですが、教員免許更新制度は、教員の資質向上を目的に、平成21年4月に導入されましたが、この10年の間にもっと現場の経験を踏まえた内容や現代の教育課題に直ちに対応できるような内容の研修にすべきであるとか、講習受講者の意欲的、主体的に学ぶ姿勢にはつながっていないのではないか、あるいは教員の多忙化につながり、教員不足の要因になっているのでは

ないか、などの中央教育審議会の指摘を受けて、廃止を目指す方向となっております。

御質問にありました新しい制度につきましては、まだ決定してないところでありますが、廃止後の新しい方策として挙げられているものは、各教員の研修の受講履歴を管理する、教員と対話しながら一人一人に応じた適切な研修を奨励するなどが挙げられているところです。

ただ、現在、学校における教員の資質向上については、各学校で校長が職員一人一人と年に3回、時期を定めてですが、年3回面接を実施し、教員個々の目標や具体策、業務の推進状況、進捗状況などについて指導、助言を行っております。

これらを踏まえながら教員一人一人の資質の向上に効果のある研修会や研究公開等に参加をさせているところであります。

従いまして、教員免許更新制度廃止後の新しい方策として示されているものは、現在、学校が取り組んでいる内容と同じ方向性を持つものだというふうに考えられ、現在、学校でやっている取組をさらに充実、進化、発展させていくことになるだろうというふうに考えているところです。

今後、国から具体的な方策が示されるはずですので、それらを注視しながら、教員にとって実効性のあるものになるように、教員のサポートの徹底を図ってまいりたいというふうに思います。

次に、質の高い教育を確保するために、現場の教職員に対してどのように指導していくかについての質問であります。

さつま町教育委員会では、教員の指導力を高め、質の高い教育を確保するために、年12回、これは管理職研修会を開催しておりまして、研究公開の参加や先進校への研修視察、町の授業力向上オープンセミナー、町教育講演会の開催など、様々な取組を実施して職員の参加を促しているところであります。

また、令和3年度には町や地区の研究指定校3校、山崎小学校、佐志小学校、求名小学校であります。この3校を研究指定協力校というふうに設定をしまして、研究への支援を行っているところであります。

さらに、各学校におきましては、様々な教育課題に対応するために、年間各学校それぞれに約30時間以上の職員研修の時間を確保して実施をしているところでございます。町教育委員会といたしましては、授業力の向上と、もう一番大きな課題であるというふうに捉えておりまして、校内の研修会には指導主事を派遣させ、年間40回以上になりますが、学校に出向いて授業を参観し、教員の発問や評価の仕方、児童生徒が主体的に取り組む授業の在り方などについて具体的に指導助言を行っているところでございます。

教員の学ぶ確保につきましては、教員の多忙化が問題になることはありますが、本年度から全ての学校に公務支援システムを導入したことで、児童生徒の成績処理でありますとか、年度末に作成をしないといけない指導要領、それから生徒の出席、欠席を管理する出席簿、それから健康診断表など、多くの事務処理が一括して行えることで、事務の簡素化が図られたことによって、授業準備などの時間の確保につながっているところでございます。

今後も教員の指導力を高め、質の高い教育を確保するために、教員の実態やニーズに応じた実践的な研修を企画したり、授業力向上につながるように実際の授業を通した研修の機会を確保したりして、本町の学校教育の充実を図ってまいります。

〔教育長 原園 修二君降壇〕

○森山 大議員

ただいま教育長から答弁をいただきました。

まず1問目の、中教審は義務教育の9年間を見通した教育課程の在り方に答申をされたということで、教育長に質問をいたしました。

小学校は現在、1人の教員がクラスのほとんどの授業を受け持つ学級担任制を基本としている。教科担任制が導入をされ、教員が得意分野を教えることになり、授業の質が高まることが期待されると。実効性のあるものにするには、専門性の高い人材を確保する必要があると、教育長もただいま答弁をされました。小学高学年になると、学習の難易度が高くなり、専門性を持つ教員が担当すれば、授業の創意工夫や教材研究が充実し、児童の学ぶ意欲も向上するだろうと私は思っております。小中学校両方で教えられるよう、教員の免許の取得要件を弾力化し、この機会に小中学校の連携を深め、小中一貫教育の導入などもさらに進めていただきたいというふうに思うところでございます。

2問目の、小学校教科担任制を導入した場合に、教育格差や等しく教育を受ける権利を保障するための教員の配置をどう考えているのかをお尋ねし、教育長から答弁をいただきました。

公立小学校は2025年度、全学年で35人学級となり、現行よりも学級数が増えるため、必要な教員数も増加すると。人材を確保する上で教員希望者の減少傾向を食い止める対策も必要だろうと。プログラミング教育の必修化や英語教科で児童の学びの範囲は広がっていると。新学習指導要領は主体的、対話的で深い学びを掲げる中、質の高い授業を提供するために教員の指導力を高めることをぜひ実現していただきたいと、そういうふう思うところでございます。

2回目の教員免許更新制について、質問をいたしました。そして、教育長から答弁をいただきました。

免許更新制は指導力不足の教員が要るとの批判の高まりを背景に、政治主導で議論が進み、教員として必要な資質能力を保持するためと、目的を変えて、2009年に始まったと言われております。免許の有効期限前の2年間のうちに大学などで30時間以上の講習を受けなければならないと、受講しなければ免許を失うため、夏休み中に費用3万円を自己負担し、受ける人が多いと言われていたようでございます。免許更新制は教員不足を招いた一因ともされると。原則として教職についていない免許保持者は講習を受けられず、失効してしまうということでございます。さらに有効期限のある教員免許に学生が魅力を感じなくなっているのでは、との指摘もあるようでございます。

そこで、関連で質問をいたしたいと思っておりますけれども、県内の過疎化の進む地域では、すでに多くの学校が1学級35人以下となっていると。一方、鹿児島市などの大規模校では教室不足のため、プレハブ校舎を利用しているケースもあると。学校施設も急務であると。35人学級導入はそのまま豊かな学びの実現につながるわけではないと。この機会に一人一人の教員の力量を十分に発揮できる環境を整えたいと。このことについて教育長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○教育長（原園 修二君）

ただいまありましたように、35人学級を実現したからといって、そのまま効果につながるわけではないという指摘が、35人に人数を少なくして授業を行うということについてのメリットといえますか、それはもう十分にあるわけですが、学校の規模が小さい、大きいということで、今までも既に小規模の学校は既に35人学級なんですね。それで今までずっと授業をしてきております。今度、大規模の学校だけ、35人学級の適用を受けるということになりまして、例えば本町の場合で言いますと、盈進小学校が該当するわけになります。またすぐすぐというわけではありませんので、令和8年度ぐらいから計算していきますと、それぐらいから35人学級ということになってくるようです。

やはり、今までとほかの盈進小学校の学校で行きますと、そう大きく変わってくるわけではないですね。やっぱり一番必要なのは、先ほども出ましたが、教育内容が多岐にわたってきてお

りますので、例えばプログラミングでありますとか、そういったものが出てきます。いろいろなところで基本の力量を形成していくということで、研修をしっかりとやっていかないといけないということも有ると思います。免許更新につきましては、先ほど議員も御指摘ありましたとおり、必ずしも初期の目的と言いますか、政治主導という言い方でやりましたけれども、もともと指導力不足の教員が目につくということで、その教員に対して更新講習ですかね、講習を受けさせる必要があるのではないかなという議論から始まっていきましたが、特定の人間だけではなくて、みな、車の免許と同じような感じで更新をすべきではないかというような話が出てこういう制度になった。

ただ、そういうふうに途中で変わったということなどもありまして、ちょっと形骸化したと。研修の内容そのものがちょっと形骸化してきたということなどがあって、その研修そのものが力量形成につながっていないということが指摘されたんじゃないかなというふうに思います。

基本の力量を形成するということ、力量を上げるということについては、私どもにとってはやはり研修が一番大事だと思います。その研修が、よりこの実態にあつてると言いますか、主体的、対話的であつて、という学びということがありましたけれども、かつて私たちが授業を受けていた頃の説明をされたのをずっとこう聞いて覚えてというのと、今、大分変わってきております。自分で操作をしたりしながらでないと、なかなか子供の力もついて行かないと、そういったように変えていかないといけませんので、どうしてもやっぱり自分で授業をして、他の人から見てもらって、そして悪いところを指摘してもらったり、そういった実践的な研修をつなげていかないといけないということがあると思います。

そういったことで、そういったものの研修になるように、研修の質というものを変えていく必要があるのかなというふうに考えております。

○森山 大議員

ただいま教育長から答弁をいただきました。

本町では盈進小学校が適用されているということで、ほかはやっぱ中山間地域にございます複式学級でございます。そういったところで指導、いろんなことがあるようでございます。

この35人学級になれば、本当は児童一人一人に目が届きやすくなり、きめ細かな教育が期待されると。学校現場では以前から、個々に応じて指導しやすい、少人数学級を求める声も上がっていたというようなところでございます。新型コロナウイルス感染防止策として、教室での3密、密閉・密集・密接を避ける必要性を迫られたと。学力向上やいじめ防止に取り組む契機としていただきたいと。私のほうからそういうふうに願うところであります。

最後に質問をいたします。

県内の教員志望者は年々減少をしていると。公立小学校教員の採用試験の倍率は、2015年までは10倍ほどで推移していたが、2019年以降は2倍台に落ち込んでいると。採用のハードルが下がって教育の質が低下することは避けなければならないと。長時間労働や多忙化が指摘される中、優秀な人材を呼び込むためにも働き方改革を進めたいと言われているんですが、教育長はこの働き方改革についてどのような考えをお持ちなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○教育長（原園 修二君）

ただいま働き方改革ということでありました。教員の志望、低下しているということもあったわけですが、そういったものが多忙化というものが、一つの要因になっているというふうな意見もありますので、やはり働き方改革を進めていかないといけないということがあります。

多忙化を解消する、教員が学ぶ、研修する時間を増やすというために働き方改革という方向を進めていくと。先ほど言いましたように、公務支援システムを導入したりして、事務に携わる時

間を随分軽減をして、そして研修できる、授業の準備をする時間を増やすと、そういったこともあります。

この働き方改革は、やはりそういう無駄をなくすと言いますか、そういったのもうちょっと効率的な進め方をして、研修をしっかりできて、そういったものにやっていきたいということで進められていくということだと思います。

長時間労働を解消するということと、研修の在り方などをもっと実効的なものにしていくように、研修が無駄な研修をしているというわけではないわけですが、もうちょっと工夫してやっていけばいいということがあれば、もうちょっと効率的な効果のある研修になるんじゃないかなというふうに思いますので、そういったふうにして無駄をなくして余裕を生みだして、その分が教員が研修をしたり、あるいは研修をして力を高めたり、あるいは子供一人一人に向き合う時間を確保したりとか、そういった時間になれるように、そういった形の働き方改革というふうなものになっていけばいいなというふうに思っております。

○森山 大議員

ただいま教育長から答弁をいただきまして、働き方改革を早急に進めることで、もう少し工夫をしていただくことを私としては要請をして、私の質問を終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、森山大議員の質問を終わります。

演台消毒のため、しばらく休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時56分

○議長（宮之脇尚美議員）

再開します。

次は、10番、有川美子議員の発言を許します。

〔有川 美子議員登壇〕

○有川 美子議員

皆様、お世話になっております。有川美子です。

今回の質問には、私なりにキーワードがございます。それは、多角的な視点であります。私は、民間出身で移住者で介護福祉士の議員であります。視点を変えることで、町民の皆様の困り事の解決や将来の子供たちへ何を残すべきなのか考えてまいりました。

今回、大きく3つの項目を質問いたします。

まず、大項目1、在宅介護支援の拡充について。

複数の町民の方より、「在宅で家族の介護をしているが、おむつ代がかかり、家計が苦しい」との訴えがあります。要介護4や要介護2の方の御家族です。そこで質問いたします。

（1）独居高齢者や高齢者のみの世帯が増える中、要介護者が自宅で暮らすための支援について、おむつ代の補助を拡充する考えはないか。

続いて質問（2）介護認定が下りて自宅に手すりを設置するなど住宅改修等の費用助成について、県内の他自治体では償還払いのほかに受領委任払いを選択できるようになっているが、本町でも導入する考えはないでしょうか。

大項目2、町長の施政方針について。

(1) 本町もSDGs推進宣言と、仮称ですが、カーボンニュートラルさつま町宣言を行う予定ですが、宣言することによってどのようなまちづくり及び町民の福祉の増進を目標としているのでしょうか。また、昨日の一般質問で新改選議員より、何項目ぐらい取り組むのか質問をされました。その際は、「各課と協議していくので、項目数の回答はまだ難しい」との御答弁でありましたが、これまでの実施されている事業を踏まえて、ほぼ確定するといつか最初に取り組んでいく施策があるのではないのでしょうか。重点的に取り組む施策について、何であるか質問いたします。

続いて、質問(2) 本庁舎正面玄関には、ベビーカーやベビーチェアが準備されていません。そして、授乳室等の有無も判りづらいとの声があります。そこで、さつま町の子供たちをまちぐるみで育む気持ちを本庁舎の設備からも伝わるように、来庁される町民の目線に立って検討、形にする考えはないのでしょうか。

大項目3、コロナ禍における教育について。

本年1月より急増した中学生の新型コロナウイルスへの感染に伴い、中学校で実施されているタブレット端末を利用した自宅等での授業参加及び生徒と教職員のメンタルヘルスについて伺ってまいります。

分散登校をした際に、自宅にネット環境のある生徒はタブレット端末を自宅に持ち帰り、学校への登校と自宅と1日置きに授業を受けたが、ネット環境の整っていない生徒はやむを得ず毎日登校したと聞いています。

そこで、質問(1) 自宅にネット環境がないなど何らかの理由により、自宅での授業参加ができない生徒へ、今後どのように対応をしていく考えでしょうか。

質問(2) 中学生で不登校及び登校はしているが教室で授業を受けづらくなっている生徒への対応はどうしているのか。

最後の質問(3) 急激な感染拡大の影響で、今後さらに生徒及び教職員のメンタル面での悪化が心配されますが、サポート体制は十分でしょうか。

以上、1回目の質問を終わります。

〔有川 美子議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、有川美子議員からの質問についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の要介護者が自宅で暮らすための支援について、拡充する考えはないかということでございます。

介護保険制度におきましては、全国一律の保険給付以外に、保険者の裁量で支給限度額の引上げや市町村特別給付の法定外サービスを実施することができるところでございます。

市町村特別給付につきましては、要介護状態等の軽減または悪化の防止に資するものとして、市町村が独自に行う保険給付でございます。市町村の条例に定め、第1号保険料を財源として行っているところであります。

介護保険制度で定められた給付以外のサービスを市町村が独自に介護保険サービスに加えることができた市町の事例をしましては、先ほど議員がおっしゃいましたけれども、紙おむつの支給、配食サービス、それから寝具乾燥サービス等が提供されているようでございます。県内におきましては、3つのまちで給付実績がございまして、介護手当費、これは南種子町でございまして、家族介護用品の支給、これは南種子町、和泊町、それから配食サービスを同じく和泊町が行っているようでございます。移送費の支給については、瀬戸内町が行っている状況等であります。

本町におきましては、地域支援事業の任意事業の中で、介護用品、紙おむつ、尿取りパッドなどの支給事業を行っておりますけれども、今後も介護者の負担軽減を図りまして、要介護者の在宅生活を維持していくために有効な介護サービスの提供体制を確保していく必要がございますので、市町村特別給付を含め、総合的にこれは検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の住宅改修等の費用助成についての御質問でございます。

介護保険のサービスを利用したときの利用者の費用負担は、原則1割から3割、これは所得に応じてでございますが、その費用の負担の方法には、利用者が利用料の1割から3割を支払い、残りを介護事業者が国保連合会に請求する、いわゆる現物給付でございます、と利用者が一旦費用の全額を支払い、その後保険者に支給申請書を提出することで費用の9割から7割を受け取る償還払いの、この2通りの方法があるところでございます。

本町における住宅改修費や福祉用具の購入費の費用負担につきましては、制度開始以来、後者の償還払い方式による給付を行ってきているところであります。

御質問の受領委任払いにつきましては、介護保険住宅改修施工業者の登録を受けた事業者に対しまして、支給申請により保険給付分を市町村から施工業者に直接支払う方法、現物給付化するものでございますが、そのような方法でございます。

令和2年度介護保険事務調査によりますと、県内では住宅改修で23市町村、それから福祉用具の購入では16市町村が受領委任払い方式を採用している状況でございます。

要介護者、要支援者が自宅で暮らし続けるための住宅改修の費用、日常生活を支援するために利用される福祉用具の購入費を給付するサービスでありますので、本町におきましても利用者の利便性の向上のため、受領委任払いの導入と償還払いの2通りの支払いが可能となるよう準備を進めてまいります。

次に、施政方針についての1点目です。SDGs推進宣言とカーボンニュートラルの宣言の関係等についてでございます。

本町では、第2次さつま町総合振興計画後期基本計画と、第2期のさつま町まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、SDGsの理念を踏まえまして多様な人々の連携により取組を進めているところであり、ごみの減量化や資源リサイクル、環境美化、環境保全活動、人権などの取組を強化しながら脱炭酸社会の構築やジェンダー平等など新たな取組について挑戦する中で、このSDGsを原動力とした地域活力の創出と日本政府において発表されました2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえた取組を推進してまいります。

一方、こうした取組につきましては、行政だけで進められるわけではございませんので、町民、地域、事業者、行政がお互いに共通認識を持ちながら、より一層連携して取り組んでいくことで総合振興計画の将来像であります「ひと・まち・自然みんなで紡ぐさつま町」の実現につながるものと考えているところであります。

こうした取組のスタートに当たっては、経済、社会、環境をめぐる広範囲な課題への取組について、9月のSDGs週間に合わせましてこのSDGsの推進、それからカーボンニュートラルを宣言する予定といたしているところであります。町民一人一人の機運を高めながら、誰一人取り残さない持続可能な地域社会を目指したまちづくりを進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目の子育て支援に関する本庁庁舎の設備についての御質問でございます。

本庁舎につきましては、平成26年に建設以来、高齢者の方々をはじめ、障害のある方など来庁者の誰もが利用しやすい庁舎を基本にバリアフリー構造で誘導表示や案内図等を設置いたしているところであります。また、総合案内を置くなど来庁者の方に対しまして細かな対応をいたし

ているところであります。

まず、ベビーチェアにつきましては、現在1階の子ども支援課に1台ありますほか、親子で座れる2人用ソファとベッドを各1台設置しまして他の課の窓口でも使用できるようにいたしているところであります。これにつきましては、今後状況を見ながらベビーチェア等の数を増やし、またさらにこのベビーカーも備え付けるなど、利用される方々のその立場に立った整備に努めていきたいと思っております。

次に、授乳室への案内につきましては、案内表示が玄関ホールの奥側に設置してございますために、玄関入り口付近や各課に授乳室やトイレなどの位置を判りやすく表示した案内図を掲げるようにしまして改善を図ってまいりたいと思います。

今後とも職員一同私がもういつも申し上げております気配り、目配り、思いやりの意識をより高く持って子育て世帯を多方面から支えるとともに、全ての来庁者が気持ちよく安心して庁舎を利用していただけるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

〔教育長 原園 修二君登壇〕

○教育長（原園 修二君）

続きまして、コロナ禍における教育についての御質問がありましたのでお答えをいたします。

まず、自宅にネット環境がない等の理由により自宅での授業参加ができない生徒へ今後どのように対応していくかということについてですが、今回、宮之城中学校は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために1つの学級をAとBとに分けて2日に1回登校させる分散登校を実施しました。生徒は、2日のうち1日は自宅でオンライン授業を受けるとそういうシステムなんですが、ネット環境がないために自宅での授業参加ができない生徒に対しては、登校をさせて密を避けるために学校内の別室でオンライン授業を受けさせました。学校に登校して別室でオンライン授業を受けた生徒は1日約20名程度でありました。

自宅待機をしている生徒へは、オンライン授業のほかに学習課題をメールで連絡をしたりプリント教材を配付したりして学びの確保に努めました。

教育委員会では、ネット環境がない御家庭への支援として、昨年度末にモバイルルーターを購入して学校に配備しておりますが、これは使用される御家庭で各自SIMカードの契約と購入をしてもらうために、今回の分散登校の際にはモバイルルーターの活用までには至らなかったということでございます。

町教育委員会では、経済的に困窮されておられる御家庭に対して就学援助を実施しておりますが、第7波の臨時休業期間中のオンライン授業、こういったものを想定をしております、全家庭でオンライン授業を受けることができるようにするために生徒個々の就学援助費に通信費の補助を含めることができるように準備を進めているところであります。

今後のネット環境の状況を踏まえながら、学びの保障の充実のために学校における別室でのオンライン授業や自宅でのプリント学習、オフラインでできる学習など柔軟に対応してまいりたいというふうに思っています。

次に、教室で授業を受けづらくなっている生徒への対応についてですが、さつま町では平成26年度に不登校や不登校傾向の児童生徒の教室復帰を目指した指導や支援を行う施設として宮之城文化センター内にさつまルームを開設いたしました。

さつまルームは小学生、中学生共に利用できるわけですが、現在はさつまルームに通級している中学生はいないところです。これは、令和2年度から宮之城中学校内にふれあい教室を開設したことが影響しているのではないかなというふうに考えております。

宮之城中学校内に開設しましたふれあい教室では、指導法改善の職員や担任がふれあい教室に行きまして、そこで個別指導を行ったり中学校に在中している教育相談員やスクールソーシャルワーカーがふれあい教室でその生徒に寄り添って悩みや課題に対応しております。

また、ふれあい教室ではなくて保健室のほうがいいという生徒もおりまして、そういう生徒には保健室で養護教諭が寄り添いながら学習課題に取り組んでいるということでもあります。

宮之城中学校では、原則として月1回係の先生方で構成する、これ宮之城中学校独自に設定をしたものですが、登校支援委員会というものを設けておりまして、これを月1回開催をし、教室で授業を受けづらくなっている生徒の情報交換や支援の在り方、一人一人やはり微妙に違ってまいりますので、それについて話し合ったり、それから担任だけではなくてスクールソーシャルワーカーも家庭訪問をし、家庭と学校をつなぐ役割を担ったりしております。

また、このコロナ禍において、ふれあい教室に通級している生徒が、教室で行われている授業にタブレット端末を使って参加するということも行われたところであります。タブレット端末の活用は、不登校や別室で過ごしている生徒にとっては、教室で学んでいる生徒と同じように学ぶことができますし、他の生徒と、顔が見えたりしますので、つながったりすることができる有効な手立ての一つになり得るのではないかなというふうに考えています。

様々な悩みを抱えている生徒が安心して過ごすことのできる場の確保と、それとサポート体制、こういったものを維持しながら、生徒間、生徒と教師間のつながりを絶つことがないように町教育委員会も積極的に学校を支援してまいりたいというふうに考えております。

次に、生徒及び教職員へのサポート体制についてであります。今年度5月の段階で調査しました中では、「コロナの影響で学校や休みがあり不安に感じましたか」とこういった質問に対して、「不安だった」「やや不安であった」と回答した児童生徒は、小学校で53.7%、中学校で59.6%と半数を超えておりました。やっぱりコロナの影響は大きかったというふうに言えると思います。

一人一人の児童生徒の様子や一人一人の小さな変化を注意して見守る必要性というのはこれまでもやっておりましたが、さらに大きくなったというふうに思います。

こうしたこともあって、町教育委員会では来年度からセルフケアができるアプリケーションというものを導入をいたします。このアプリの活用によって、子供たちが自分自身の気持ちに気づき、先生や友達とその状況を交換することでメンタル不調に陥ることを少しでも防ぐことができるようにしたいというふうに考えております。

このほかに、児童生徒のメンタル面の把握の一つとして、学校に、これは時期を定めているわけですが、年5回以上のアンケートをお願いしておりまして、児童生徒一人一人の心身の状況の把握に努めてもらっております。

メンタル面に関しましては、専門的な支援も必要でありますので、通常は校内にスクールソーシャルワーカーと教育相談員が常駐しておりますが、宮之城中学校では今年度23回スクールカウンセラーを派遣し、悩みを持つ生徒や保護者、教職員に対してカウンセリングや助言を行ってもらっております。

教職員のメンタルに関しましては、毎年教職員ストレスチェックを実施しておりまして、その結果について、希望者に医師の面接指導を実施しているところであります。町全体の教職員のメンタル面の健康リスクの傾向としましては、全国を100としたときに85という数字でありまして、全国平均よりも低くよい傾向と言えますけれども、健康リスクが高い個々の教職員については、管理職に医師による面接指導を進めるよう指導しております。

今後も、様々な手立てを通して、児童生徒や教職員の悩みの早期発見、早期対応に努めてまい

りたいというふうに考えております。

〔教育長 原園 修二君降壇〕

○有川 美子議員

大きな項目3つ質問をいたしました。

まずは、大項目1、在宅介護支援の拡充について主におむつの訴えが町民の方より多いです。でそのことに特化して質問をいたしましたが、本当に私自身介護福祉士として施設と、そして訪問介護という形で重度の方にも、そして重度訪問なども経験した結果からいろんな声を聞いているんですが、このおむつをじゃあ補助をしてくださって言って、じゃあお金を増やしてくださいとかいうことだけではないんですね。増やすだけではなく、要介護度の4から5の方でなく、その下にも拡充してほしいという声もあります。今日のところは、そこのほうがそういう声があるということを知っていただくことで、今後の検討材料にさせていただきたいと思います。

そして、ただ一つ私が思うのが、厚生労働省が2020年に、おむつの給付事業について、2024年度、令和6年度3月まで延長しますよというようなことがあるんですが、これは地域支援事業の任意事業から、厚生労働省のほうは市町村の特別給付や保険福祉事業による事業のほうへ変更するように、要請をしている、そのような話が上がっていると、私は聞いておりますが、この辺を少し詳しく御説明お願いいたします。

○高齢者支援課長（原田 健二君）

ただいま、御質問いただきましたおむつ関係に関しての、国からの通知の関係で、今、介護保険の第8期計画の中にありまして、このおむつに関して、本町で行っております関係では、地域支援事業の任意事業の中でということでもあります。議員のおっしゃりますとおり、これに関して移行をなさいたいというような指摘をいただいているところでございます。

これに関しましては、先ほどもありました、市町村特別給付であったり、そちらのところが、介護保険料の第1号保険料の方の財源でということになっておりまして、今、任意事業のほう为国、県、市町村分の負担割合がある中での実施ということでございますので、どちらかという、条件がきつくなる方向になるということになります。

それから第1号保険料を財源にするということになりますと、保険料に直接影響があるといったようなことになりますので、今、第8期中の中には、そういったことで、地域支援事業の任意事業のほうで実施ができる状況にございます。

ですが第9期に当たりましては、そこらの部分を含めつつ、あとは介護保険料のほうを上昇に直接影響があるようであれば、一般会計のほうでの予算化といったようなことも、検討していかなければいけないということで、考えているところでございます。

以上です。

○有川 美子議員

そうなんです。国のほうでそのように、行く行くはもしかしたら、一般財源のほうで、私たちの財源のほうで出してほしいというような、意向があるということでもあります。

それを踏まえまして、一般財源にも限りがございます。私、最初に申しました、視点を変えてというのを申し上げました。私の介護者としての経験から、おむつというものは、実際に子供のおむつとは全然違うんです、大人の場合は、同じという方がいらっしゃいますが、在宅で家族が介護するとき、体の大きさが違う、体重も違う、動きも違う、子供は大変柔軟な体を持っております。

ですので、おむつの当て方とか、そういう介助の仕方で、家族の介護者が楽になる方法というのを、私たちはプロとしてやっていくんですが、さつま町は本当に高齢者が多いです。これから

も増えます、寝たきりとかになるのは、もちろん避けたいところですが、どうしてもそのような形になって、おむつを使用するときのために、すみませんが、補助金だけではなくて、例えば社会教育係の出前講座とか、福祉の技術、お困りのところ教えますよとか、そして民間のおむつ業者が、必ず研修などに無料でほぼ来てくださいます。

介護の世界には、おむつフitterという資格があるんです。そういう方が、おむつ、何回も言うとおれなんです、いろんな構造から、介護の仕方、当て方教えてくださる、こういったことを連携をしていただいて、さつま町のお困りの方の少し援助になる、そういった考えはないでしょうか。

○高齢者支援課長（原田 健二君）

ただいまありましたおむつの関係の指導の関係になるかと思います。これらに関しては、取りあえず必要なことだと思いますので、検討させていただければと思います。

以上です。

○有川 美子議員

ぜひ形になるように、御検討を要請をいたします。

続きまして、自宅の手すりなどを設置する住宅改修等の福祉用具のことでありますが、これは町長のほうが、さつま町は償還払いであるけれども、受領委任払いというものを、準備を進めてまいりますと、前向きな答弁をいただきましたので、続いて次の大項目2の町長の施政方針についての質問に移ってまいります。

実は、皆様、行政の課長の皆様、こうやってこちらからお見受けしますと、必ずSDG sのバッジをつけていらっしゃいます。私はあえてつけておりません。

これは青森県の鶴田町でつくってくださったバッジをつけているんですが、私自身も、SDG sというものを、どのように、自分の生活の中で活用していくものかというのに、なかなか答えが出ずに、勉強を少しずつ進めてまいりました。

そこで、先ほど質問の中で申し上げたんですが、SDG sという言葉だけが走るようでは宣言しても、実は身にならなければ仕方ありません。将来のために、今行っている事業を踏まえて、どのような形で町民の皆様へ、最初にまずは、これをしてほしいというような事業、考えがありましたらお聞かせください。

○企画政策課長（角 茂樹君）

SDG sにつきましては、持続可能な社会を実現するために、掲げられた目標を掲げ取り組んでいくと、共通の物差しであると、私は思っているところでございます。

達成のためには、今、議員御指摘のとおり、行政だけとか、そういった掛け声だけではなかなか進んでいかない。具体的に進めていくためには、住民お一人お一人が社会の一員として行動することが非常に肝要であると考えております。

これらのことにつきましては、町の総合振興計画におきましても、このSDG sの理念と合致するところがほとんどでございます。こういった将来目標に向かって計画を実施していくことが、誰一人として取り残さない社会の実現につながると思っております。

ですが、そういった中で特に、特徴的にさつま町でこういったことを取り組んでいくかということにつきましては、町長の中でも御答弁がありましたが、環境対策は一般的に、持続可能というところで一番初めに上がるんじゃないかと思っておりますが、これ以外には、今、さつま町を取り巻く特徴でありますとか、課題であるキーワードといったものがございます。そういったものを一つ一つ捉えながら、取り組んでいこうと考えております。

その中でも、特に再生可能エネルギーでありますとか、ジェンダーの平等、こういったところ

については、特に人権の問題については、さつま町は先進であると思っておりますので、こういったところも普及をしながらやっていきたいと、考えているところでございます。

また、あと、豊かな自然を活用した中で、SDGsを活用した地方創生といったところにも、ぜひチャレンジをしていきたいと考えておりますので、そういったところを含めながら、9月に向けて、具体的な計画といったものをつくっていききたいと考えております。

○有川 美子議員

私が考えているようなことも、おっしゃっていただいておりますけれども、町民の皆様へ少し判りやすく、こんなことを私思いました。SDGsとカーボンニュートラル宣言を同じ時期の9月頃にすることということで、私たち、今、生ごみを分別して回収してもらっているんです。そのところに何か変化があるのではないかと、私は感じておりますが、その点はいかがでしょうか。

○町民環境課長（下田 良二君）

カーボンニュートラルの家庭でできる取組としまして、今まで生ごみの分別収集をしているんですが、混ぜればごみ、分ければ資源という考えで、より一層の生ごみ、資源ごみの分別により、ごみの減量化に努めてまいりたいと思います。

○有川 美子議員

より一層の生ごみの分別という答弁の中にお言葉がありましたが、私も実際に生ごみを捨てにいきます。正直申し上げます。私は鹿児島市から移住してきましたので、さつま町のこの分別が始まったときに、正直、すみません、面倒くさいなと思ったんです。

でも、なぜしなければならないのかということを知ること、なるほどと、今だけじゃなくて、将来のごみの減量であったりとか、環境、子供たちへ残す、将来のさつま町の姿というのが関わっているんだなというところで、今しておりますが、やはり私が見る中とか、あといろんな方から聞く中で、生ごみの中にやっぱり小さなプラスチックのごみを切って開けたのが入っていたり、ぼんって中にあるの、それをわざわざ回収した方が広げて取り出してという作業をしてくださっていると聞いているんです。

これはより一層、どうして生ごみを回収して循環する社会に持っていくかというところの、きめ細やかな判りやすい説明が、町民の方に必要だと感じておりますので、町民への周知をさらに、判りやすく簡単と言いつつも、しっかりとしていただけのように要請をいたします。

それでは一つ質問を少し変えさせていただきます。カーボンニュートラルの関係もありまして、公共施設等の適正管理推進事業費のことで質問をいたします。

簡単に申しますと、古くなった公共施設を統廃合を進めるか、長寿命化するか、これまでもやってまいりましたが、これが国の方針でありまして、期間が延びた、5年延長されました。ということは、なかなか進まない統廃合を、国は積極的に進めなさいと、そういうお話だと考えます。

そして、その中で、新規で脱炭素化事業というのが、今回、令和4年度から7年度までの4年間で加わるわけでありまして。この追加された脱炭素化事業のことなんです、率先的に取り組むこととされている地方単独事業であります。この事業に関連して、今後の施策とか、要約についてのお考えがあれば、お聞かせください。

○企画政策課長（角 茂樹君）

脱炭素社会の実現につきましては、これは世界的な取組になってきております。目標年度は2050年、日本においては、2030年度も一時的な目標と定めているところでございます。

こうした中で、さつま町にとってどのような取組があるのかということなんです、実際は炭素を排出する部分においては、生業を営んでおられる方もいらっしゃる。そういったのを吸収する資源もあるといったところを考えますと、先ほど申しましたように、さつま町にとって特徴

的なキーワードというのが、やはり森林とか、こういった町全体の7割を占める大きな吸収をする役割というのもあるわけです。こういったところを、さつま町としては強みに出していくべきではないかと、排出抑制だけではなくて、吸収する特徴というのは、我々の町の特徴ではないかなと感じているところです。こういったところも含めながら、やはり排出抑制の部分については、やはりいろんな制御の中で業界団体のほうも、そういった方向に、また向けて状態の改良、改善というのに進めていかれると思いますので、我々としては、こういった町として自然の強みを生かした脱炭素社会に向けた取組といったことも、強みとして出していきたいと考えているところでございます。

○有川 美子議員 さつま町の強みを生かす、大変大事なキーワードです。森林ということで、世界が決めた目標だから、国が進めていることだからといって、さつま町に全て合うとは限らないです。

私たちさつま町に暮らしている町民一人一人の意識ももちろんなんですが、申し訳ございません、私はやはり先に、行政の皆様が各課でこのSDGs、自分たちが各課でしている業務とか、そういう事業が何に当てはまるんだろうかというのを考えるという機会を設けて、先頭を切って走っていただきたいと考えております。

そのように行政の皆様が、私からの視点の変換というところで、自分たちの課で何がSDGsに当てはまるかというのを、169のターゲット、230の指標というのがございますので、それを、言葉を変換していただいて、目標という形で、組み込んでいただければと要請をいたします。

続いて、本庁舎の正面玄関とか、設備の話をいたしました。これから町長のほうが、ベビーチェアとかベビーカーも、追加というふうになっても、使う方の、話を聞いてから、すごく大事なことであります。それはお願いいたします。増えただけではいけません。

案内表示板の話がありましたけれども、すみません、実は私が議員になってからではなく、さつま町に越してきてから、実は判りづらいと思っていました。すみません何年も黙っておりましたが、いつか変わるだろうと思っていました。なぜならば、受付の位置であるとか、外から来た方に判りやすくというのは、民間では当たり前を考えることであるからです。

その視点というのを、大変失礼ながら、言っていないのかどうか迷ってしまいました。でも今回お伝えしましたところ、いろんなことを考えていただいているようでありますが、すみません、子供たちへの、子供が育っていくことをまちぐるみで、応援していくんだという気持ち、今受付とか、ベビーカーとかベビーチェア、備品のことで私申しましたが、私が気づいてない、例えば、庁舎の中だけでなく、外から見た、外の設備とかで気づいたこと、視点を変えることで、考えていることはないでしょうか。

○町長（上野 俊市君）

この問題につきましては、早速、質問を通告していただいたあと、私も、町民の目線に立って、実際、現場も改めて見たところでございまして、議員がおっしゃるように、総合案内の関係等につきましても、入ってすぐ左の奥にあります。

できれば、もう少し前に出せないかということ、現場で担当のほうとも、協議しながら、なかなか構造上の問題がありまして、即座に簡単にできるというものではございませんが、若干位置をずらして、目につきやすい場所にちょっとずらすというようなことは、容易にできると考えたところでございますので、できるところから、そのような形で、対応させていただきたいと思っております。

それから、外の関係等についても、なかなか我々が日頃見ている部分では、気づかない点とい

うのも多々あります。そういう意見等は謙虚に受け止めながら、真摯に受け止めながら、できる
ところから、改善をしていくように努めてまいりたいと思います。

○有川 美子議員

お金をかけずに、工夫、視点を変えることで、住民へのサービスといいますか、気持ち、町
民の方が、用事があってこの役場に参りますので、本庁舎に参りますので、スムーズに行くよう
に、工夫をするということは大事かと思います。

前向きに御検討いただきたい、そして、すみません、私、先ほど設備として、庁舎の外と申し
上げたのは、駐車場の話なんです。パーキング・パーミット制度をさつま町は取り入れています
が、私としては、少し増やしてほしいという声も、そして私もそのように感じるんですが、その
点はいかがでしょうか。

○財政課長（富満 悦郎君）

外の駐車場の御質問なんですけれども、今現在、駐車場につきましては、既存の身障者用の駐
車場、妊婦の方にも使えるような形にはしているんですが、3台分は確保しております。

妊婦さん等は、駐車しにくい面もあるかと考えるところであります。こういった利用状況を見
ながら、妊婦さんをはじめまして、ベビーカー利用の方、また歩行の困難な方等にも利用できる、
優先的な駐車スペースを確保したいと考えております。

○有川 美子議員

おっしゃるとおり、妊婦の方だけでなく、ベビーカーの方もそして車椅子ユーザーの方も、そ
して一時的でもけがをして歩行が困難な方、みんなが使える駐車場、もう一台でも増えたらいい
なと考えておりますので、御検討いただくように、要望しておきます。

それでは続きまして、第3項目、教育長に向けていたしました質問で、残り18分ですね、し
てまいります。

まずは、タブレットのことについて、お伺いをいたしました。そしてタブレット事業というも
のを実際に、コロナ禍という形になりましたが、分散登校で利用をしていらっしゃる、私が、ネ
ット環境がない子供たちが、本当はネット環境さえあれば、毎日登校せず、コロナにかかる不安
を抱えず、1日置き、2日に一度学校に行き、1日は学校でというのができるのに、できてない
というのを聞いたときに、単純にすごく、ちょっと心の中から出てくる、何ともいえない思いが
ありました。うまく言葉にできないんですが、なぜかという、例えばこういうネット社会にな
って、携帯も、私たち持ち始めて、もう長くなりました。1台ずつ。でも、パソコンがある家庭
もない家庭もいろいろなんです。でも、このネット環境が、これから、国がこうやって小中学
生に使えると、整備をしてくれているわけですから、どんどん使っていく世の中、これはまさしく
変わるんじゃなくて、変わっているんです。

そして、ネット環境が、おっしゃられたように、全家庭でというふうに進めていけば、これは
私たちのさつま町が行った光回線を引いた、あの事業が生かされていくわけで、子供を通して、
大人も家庭が変わっていく、そういう形なんです、やはりどうでしょう違うかもしれませんが、
こんなことありませんか、え、パソコンないのとか、え、ネットまだつながってないの、そんな
会話があるんじゃないかと、私はちょっと危惧して、伺いました。

教育委員会のほうが、全家庭に向けてということで、また支援なども、通信費のほうも、考え
ていらっしゃるということで、これは全家庭にということでは、私は要請はいたしません。お困
りの家庭にであれば、そのようなことが、必要であるかと考えておりますので。SIMカードの
契約は、個人でしかできませんから、そこをまたお進めいただきまして、子供たちの区別のような
ことにつながらないように、お願いをしておきます。

そして、2番目に中学生で不登校及び登校はしているがということで、教室で授業を受けづらくなっている生徒への対応と申し上げました。

不登校という言葉は、私は使いたくなくて、教室で受けづらくなっているといいました。自分は不登校なんだ、不登校なんだと、自分で自分にレッテルというか、ラベルを貼るようなことをして、子供が苦しむという状況を私は存じておりますのでこのような言い方をいたしましたけれども、少し違うんですが、タブレット端末と、リモート授業をされているのはもちろんで、参加をした、すごくいいことなんです、青森市でもこういうリモート授業をきっかけに不登校気味の生徒が少しずつ学校へ登校しているというデータが昨年度発表されております。今後、もちろんなんです、先生方の御負担があられるとは思いますが、不登校気味の生徒とか、そういう子に積極的に通常の平常時もタブレットでの授業というのを提供する考えはないか、質問いたします。

○学校教育課長（界 敏則君）

1月から2月にかけて、コロナが流行って学校の状況も随分変わってまいりました。そのような中で、分散登校の中で、リモート授業が、実際、さつま町内でも行われるようになって、これまでと違った形で子供たちも授業を受ける状況が出てきております。

今、御質問がありました不登校の子供たちに対する対応等につきましても、今回、学校に出てきていない子供についても、このリモートの授業を行うことによって、家庭で学校の授業を受けられる状況ができてまいりましたので、今現在も宮之城中学校のほうでは、そういった子供たちに向けてリモートの授業の配信をしているところでございます。行く行くは、この子供たちがそういったものをきっかけに、学校のほうに登校することができるように、また、学校と教育委員会と連携を図りながら、そういった手だても図っていきたいと考えているところでございます。

○有川 美子議員

先ほども同じように答弁していただいていたので、すみません、聞き逃しかもしれませんが、今、そうやって学校に行きづらくなっている生徒に対してのリモート授業を配信をしている大変保護者にとっても、そして、その周りにいる家族にとっても、そういう形で、リモートなんだけれども授業というクラスの中の雰囲気に入っていけるということをしていただいているのは、本当にありがたいと感じていらっしゃると思いますし、これはぜひ継続していただきたい。先生方には大変御苦勞があると、御負担があるとは感じますけれども、そこを何とか工夫していただきまして、先ほども教育長がおっしゃったように、事務のほうを一括するとか、そういうことをしていただいて、もしくは、足りなければ人員を入れていただいて、子供たちのために引き続きお願いをしたいと思います。

それでは、最後になりますけれども、メンタル面でのお話がありました。そして、存じ上げていることもありますが、私の知らないところでメンタルのいろんなことを、生徒、そして、教職員という形でなさっているということです。ある頃から、民間の会社でも大変うつ病だけでなく、一時的な、精神的な負担が強くて会社に来られないということがたくさん社会問題となったときに、いろんなことが課されて、逆にそれが事務の方の、あとは上司の方の負担になるとか、いろんなことがあるんですが、このようなことがありました。3月の県議会での鹿児島県教育委員会の教育長の答弁というのが南日本新聞で報道されております。3月4日、鹿児島県の教育委員会の教育長が、精神疾患で昨年の4月から今年2月に休職をした公立学校教職員——私立高校を除いて——は、全体の0.5%に当たると。ただ、人数にすると87名と答弁されています。校種別では、小学校の先生33人、中学校32人、高校14人、特別支援8人、年代は20代が11人、30代13人、そして、40代22人、50代が何と41人なんです。ベテランと言わ

れている先生方が精神疾患で多くの方が休職というのは、やはりおっしゃられたようにコロナの影響が大きいことは、ここに数字として出ているわけです。

ところで、この答弁の中に、すみません、さつま町の先生は入ってないでしょうか。

○学校教育課長（界 敏則君）

先ほど教育長が答弁をしましたように、教育委員会においても各学校にストレスチェックなどを行って、各学校の教員の状況等については把握を行っているところでございます。

先ほどございましたメンタル等によりまして休職をしている職員がさつま町にいるかということでございますけれども、実際、さつま町内にもそういった職員がおりますので、そういった職員等については、該当校において、現段階、休んでいる状況等においてもしっかり影響を図りながら、学校復帰に向けて今のうちからケアを行っていただきたいということをお願いをしているところでございます。

○有川 美子議員

いらっしゃるということであります。今、コロナ禍だけでなく、学校の先生方、教職員の方というのは、私が生徒だったときも、そのときにストレスという言葉があったかどうか判りませんが、先生、大変だと思っておりました。大変にした生徒の1人でもあります。

ですが、やはり人生の中で、人生100年とかいう中で、学生でいられる時間って本当に少なくて、小学校の6年間と中学校の3年間の義務教育で出会う先生との関係とか、先生からもらった叱りの言葉、それから、ほめられた言葉、ずっと抱えて胸に持って生徒は大きくなっていくんです。私自身もそうなんです。だからこそ、その教職員の先生だけでなく、今、現場で、現場というのは失礼な言い方ですが、中学校の生徒に直接触れ合うところで踏ん張っていらっしゃる先生方、そして、踏ん張って、高校受験をしている中学生とか、1年生、2年生も部活ができるできない、いろんな不安があるので、そこにどうにか、今までどおりのやり方だけでなく、視点を変えて何かみんなで座談会をすとか、横のつながりって言うけれども、いつまで縦と横って言っているのかと私は感じるんです。今の時代は、昭和でもなくて、平成でもなくて、令和なんです。令和の時代は、横のつながりは当たり前、そんなふうな行政、そして、私たち議会との関係もしていけたらと感ずるところです。

昨年の4月から今回の3月議会までで計4回の一般質問をさせていただきました。町民の皆様には、私自身に声を届けてくださったことにも感謝申し上げますとともに、行政の皆様にもたくさん御負担をおかけしつつも誠心誠意答えていただいたと感じております。どうか、町長をはじめ、行政の皆さんもストレスをためすぎることなく、そして、議会側は皆さんと一緒に町民のために暮らしをよくして、将来を考えていく機関であります。どうか、私たち議会も連携という中に入れていただきながら、そして、民間と言いますが、大学とか専門家の意見、そういうことも連携の中に入れつつ、さつま町をよくするために、一層の、私の質問、大項目3つを検討、そして、形にさせていただくよう要請いたしまして、私の今回の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で有川美子議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午後1時5分とします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時05分

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、5番、中村慎一議員の発言を許します。

〔中村 慎一議員登壇〕

○中村 慎一議員

中村慎一でございます。本年度3月議会の締めをさせていただきたいと思います。9人目ですが、ちょっといろいろと質問が多くて大変だと思いますけれども、最後までよろしく願いを申し上げたいと思います。

本町が掲げておりますこの高齢化、少子化、過疎化。非常に人口減少、大きな問題だというふうに思っております。喫緊の課題であるというふうに捉えておりますけれども、何かこう急いで対策を講じていく必要があるんじゃないかなとかねてから思っております。この問題は、昭和の時代からずっとこういうところで議論をされてきた事柄でもございます。

私の考え方も皆さんと同じ方向を向いていると思っておりますので、どうか1つ手短かに要を得て回答いただければと思います。よろしくお願いいたします。

移住定住・人口減少対策についてであります。

町長は、昨年就任されまして、所信表明で人口減少対策について、重要課題だとして検討組織を設置して幅広く検討するというふうに説明をされました。何か始まるなあというふうに非常に大きな期待をしておりました。私だけではないと思います。

まず、今年施政方針でプロジェクトチームで検討して、計画的に実施をすると。重ねて説明をされました。先ほどの川口議員の質疑で10課14係で協議を進めているというそういう御説明がございましたけれども、この令和4年度の取組に何かこう具体化されるものがあるのか。また今後政策として打ち出されるものがあるのか。そこをお聞きを申し上げたいと思います。

次に、今回施政方針で移住定住については、既存の取組を継続をして進めるんだというようなそういう説明でありました。現在この空き家バンクとか住宅取得の補助の諸制度、これらにつきましては担当課のほうから資料をいただいて中をちょっと見てみましたけれども、こういう制度をほかの自治体もたくさん持っていちゃいます。それらの自治体と比べたときに、このここ数年の実績、我がまちの実績がどのようなものなのか、どのように見ておられるのか。そこをちょっと説明をしていただければというふうに思います。そこがまず第1点。

それから、今年に入りましてから3月に入りましてから、コロナ禍で東京都市圏からこの近隣の地方都市に移住が増えているというそういうニュースとか、それから一昨日辺りは地方で企業のテレワークなどが増加をしてきているというそういうニュース等が流れておりました。日経などは昨年からワーケーションフォーラムということで、全国各地で開催されていちゃいます。働き方改革ですね。インターネットの普及で動きが活発になってきているというふうに思います。

過疎と高齢化が進む本町においては、ワーケーションとかいうのは馴染まないかもしれないんですが、考え方によりましては、このさつまのまちは何かこうテーマを捉えることはできないのかなというふうに思っているんです。さつまのまちは何もないというか、手つかずの田舎が残っているというようなことで、私から逆に捉えていえば、絶品の田舎だなというふうに捉えることもできるんじゃないかなというふうに思います。バケーションをするぐらい絶品の田舎をこう磨くという1つの方法もあるのかなというふうに思ったりもいたします。

そういう田舎で、地域の資源としてあるのがたくさんの空き家です。まだまだしっかりした家屋もたくさんあります。先ほど説明しました空き家バンクの契約の状況を見てみますと、登録家

屋の数が少ないのかどうか分かりませんが、この空き家バンクからの契約の比率が高いというふうに見ました。全体の空き家に比較をすればほんの一部だというふうに思いますけれども、執行部はこのことをどのように捉えていらっしゃるかなというふうに思います。

この空き家の取組というのをもっと充実をして、民間事業者とか連携をするなどいろんなこの取組が考えられるんですが、ここからこの移住定住というものを推進をしていくということ。そこにこの可能性を感じたりするんですけど、これに対して町長はどのようにお考えでしょうか。

次に、包括支援センターの裏に旧法務局の宿舎を利用した移住促進交流施設さつま体験宿として、利用がなされているということです。まちなかの、しかもこの行政機関の裏側でこれをどのように位置づけをしていくかといったようなところなんですけど、どうもこのできた当初から私も腑に落ちない部分があります。町長の考えをお聞きをしたいというふうに思います。

そして、4番目ですが、この移住定住を進めて、定住人口を増やすというそういうことの中で、基本になるのは住宅政策だと思うんですね。これに対して町長はどういうふうなお考えなのか。住宅政策とまちづくり。これは町が定めております総合振興計画、過疎計画によってこの計画行政を進めるんだというそういうスタンスでされてきているというふうに思うんですが。この計画の中に現在進められているこの移住定住の施策ですね。というのが、計画されておりますけれども、今出てきていないのが計画の中にあるコンシェルジュの設置、新たな住宅団地の整備、これは先ほどの質疑で町長、答弁されましたけど。それから、空き家リフォームの支援。それから最後、まちづくりのまちぐるみの受け入れ態勢づくりですね。町民総意で受け入れをしていきたいと思いますというそういう体制づくりをするということの計画が書いてあります。

既存のインフラとか、先ほど申しあげました地域の資源、それから民間の住宅開発も進められておりますが、さつま町全体の構想というのをどのように描いていらっしゃるのか、そこらをお聞きをしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

〔中村 慎一議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

中村慎一議員からの移住定住・人口減少対策についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の人口減少対策の具現化についてでございます。

人口減少対策につきましては、これまでも町の総合振興計画をはじめ、総合戦略など幅広い分野でこの政策を進めてきているところでございますが、御案内のとおりなかなか歯止めがかからない状況でもございます。お昼のNHKのニュースでも見ておりましたが、県内でもこの人口減少が進んで、26年連続で減少というような傾向が出ているところであります。非常に大きな問題であるところでございます。

この関係につきましては、私も就任当初から人口減少対策は最重要課題と位置づけまして、マニフェストにおきましても申し上げているところでございますけれども、本庁内に職員で組織しますプロジェクトチームを設置をまずいたしまして、全庁的に全体的な観点から取り組んでいくように指示をいたしているところであります。

昨年10月にプロジェクトチームを設置しまして、先ほど議員からもございましたが、10課14係でこのマンガラートという発想を用いて協議を進め、本年2月にチームリーダーから報告を受けたところでございます。これについては引き続きまた協議を行っていくわけですが、2月に報告を一旦受けているところであります。今回の報告におきましては、特にこの既存事業を踏まえた事業の見直しや拡大、これまでこの人口減少対策については様々な対策を講じてきているところでございます。先ほど申し上げたとおりでございますけれども、そういう既存事業の

見直しを含め、また拡大というようなことと、それからさらにはここ１、２年で実行できる比較的短期な取組を中心に報告を受けているところでございます。早急に実行できる事業から新年度予算へ反映させていくということでしたところでもあります。

特に出会いの場が少ないという、結婚がなかなか進まない。結婚が進まないというか、結婚する人々が少ないというようなこともあるようでございまして、ここ辺りを特に注視したところでしたところでございます。

今後におきましても、このプロジェクトチームを中心にしながら、中高生へのアンケート調査、それから若年層の意見集約等を図り、また、町民の方々の意見も取り込みながら中長期的なプロジェクトについて検討を行うよう指示いたしているところでございます。

本当にこの定住対策というのは大きな課題でございまして、簡単にいくものではないと思っておりますので、じっくりとできるところから腰を据えていきたいと思っております。

次に２項目めの空き家バンクの住宅取得補助等とその諸制度の現状等についての御質問でございます。

空き家情報バンク事業につきましては、平成２３年度から空き家の登録を開始いたしており、令和３年１２月末までの累計登録件数は９８件であります。そのうちの７３．５％に相当する７２件で売買、または賃貸の契約が成立し、現在では転入された方も含めまして活用されているところであります。

住宅取得に関する移住定住促進補助金につきましては、住宅取得を促進することで転入者の増加と転出者の抑制を図り、あわせて町内全域の均衡ある発展を図ることを目的としまして、町内を３つの地域に区分しまして補助率等を設定をいたしているところであります。

平成２６年度からの申請件数は２６１件で、転入世帯が７２世帯の２１４人、転出抑制となる転居世帯が１８９世帯、６７４人となっております。

この事業につきましては、転居要件を緩和したことで年間約５０件程度の申請があるところでございますけれども、３年ごとに事業の成果と必要性を見極めながら事業継続の有無について判断することとしているところであります。既存資源を活用した空き家対策でありますけれども、令和４年度から家財処分費の助成上限を倍増するなど、登録しやすい環境整備にも努めているところであります。

また、農家住宅の空き家を利用する方法で自然環境を生かした体験型体験ハウスの設置についてもプロジェクトチームから報告を受けておりますので、地域からの要望を取り入れながら今後設置に向けて取り組むことといたしているところであります。

次に、３項目めの移住促進交流施設体験ハウスの関係でございます。

この移住促進交流施設さつま体験ハウスにつきましては、平成２８年度に県の地域振興促進事業を活用し、旧法務局宮之城出張所の官舎を改装したもので、急速に進む少子高齢化と人口減少対策としまして移住を希望しながらも移住先を決めかねているＪＩターン者に対しまして、さつま町に来てさつま町を実際に見ていただいて、さつま町に実際に住んでいただいて、この自然、人柄、地域性など、本町の状況を感じとっていただき、それぞれの感性に合った魅力を発見していただくことで移住先の候補地として加えていただければと設置したものでございます。

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大防止による受入中止期間もございましたが、平成２９年度から令和３年１２月までに９７世帯、１４５人延べ６８７泊の利用があり、その中から９世帯１１人の転入につながったところであります。

これまでもこの施設を利用されたことで移住につながった実績や先ほど申しました自然環境を生かした体験型体験ハウスの活用もあわせ、今後も移住希望者や交流人口対象者の方々が本町の

魅力、イメージを感じ取っていただき、将来的に定住へつなげるための拠点施設として位置づけ、活用したいと考えているところであります。

最後に、4項目めの既存のインフラや民間住宅開発等含めた全体の構想との関係等でございます。

人口減少、高齢化が加速する中で財政を保ちつつ、地域コミュニティを維持し、次世代へつなぐ持続可能なまちづくりを進めていくためにはまずは既存する固有の文化、伝統、自然条件等を生かしながら、将来を見据え、既存のストックや生活環境の状況を踏まえたインフラ整備や民間開発の誘導を図っていく必要があると思っています。このことは、ただちに人口の集約化、コンパクト化を図るということではなく、高齢者も含めた多くの人たちが暮らしやすいまちにしていくために生活圏の拡散ではなく、将来を見据えたアクセスしやすい各地域の生活拠点づくりを目指していく必要があると感じているところであります。

議員御指摘にありますような住宅政策を含む、住環境整備につきましても将来にわたる行政サービスの充実、経済の活性化、生活利便性の向上など、視点を持ちながら取り組んでまいりたいと考えているところであります。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○中村 慎一議員

ありがとうございます。

ただいま御説明をいただきましたけれども、この体験宿の利用者の皆さん等々100名近く入ってきていらっしゃる。いろんな取組はされていらっしゃると思うんですが、この方々に対する意向調査等、されていらっしゃるんじゃないかなと思うんですが。こういう田舎の体験をされにきた方々が、この希望される土地とか住宅の条件とかいうようなものがおそらくその中にあると思うんですが、それらについて把握されている部分があれば御説明をお願いいたします。

○ふるさと振興課長（米丸 鉄男君）

ただいまありましたさつま体験ハウスの利用者の追跡状況でございますが、実際さつま町にお越しただいて体験ハウスを利用された方の全体を追跡というような形ではとってはございませんが、現在も交流人口というような形で多くの方が、またさつま町のほうに同じような形で体験ハウスを利用しながら訪れていただいているというような状況が見受けられるところでございまして、今後も引き続き1回ではなく、2回、3回とさつま町に来ていただいて、さつま町の状況を見ていただきながら定住につなげていければというような形で考えております。

○中村 慎一議員

せっかくこのさつまに来ていただいて、体験してもらおうということですから、ちょっとこう相手の方々は面倒かもしれませんが、ちゃんとしたこの意向調査なりどういったところで希望しているんだとか、こういったのがあればいいんだがとかそういったような意向調査というのがやっぱり経費をかけて取組はされますので、そういったところはやっていただきたいなというふうには思います。

元に戻りますけれども、地域の資源を生かして移住定住を推進するという部分、この空き家を活用しない手はないというふうに思うんですね。包括支援センターの裏の宿舍等を体験をしてももらっても本当のこのさつまというのは、体験をしてもらっているのかなというふうに思います。

ですから、やっぱりさつまに来て、さつまに住んでもらうとか、さつまに交流をして触れ合ってもらおうのであれば、さつまらしいところにそういう施設をしっかりと、中古住宅でいいですね。農家住宅で、菜園があって、側に田んぼがあって、山もあって。そういったところで、きのこを植えたり、野菜を作ったり、そういったのができるような、そういうイベントなん

かができるそういうものを、体験をしてもらうそういうものをしっかりと設置をして、そこで体験をしてもらうというそういうことを進めていかなければ。やっぱり来てもらうということですから、やっぱり誠意を示して、うちはどういったので準備をしていますよといったようなそういうところの取組をぜひその1、2年でできますので、そういったものから入っていただいて、そしてそこで体験をしてもらうと。そういうふうに切り替えていただきたいなというふうに昔から思っているんですけど。町長、どうでしょうか。

○町長（上野 俊市君）

この体験ハウスの関係等については、今御案内のとおり旧法務局のところに設けております。市街地に、そういう体験ハウスを1つ設けているわけでございますけども、先ほど答弁で、申し上げましたけれども、やはり自然環境、このさつまの本当にさつまに来たんだというような実感していただくには、やはり地域といいますか、周辺での中山間地域といわれるような地域の中で住んでいただいて、体験するというのも非常に私はいいいことかと思っております。先ほどの答弁にありましたように、このプロジェクトチームからもそういう体験型ハウスの設置について、自然環境、議員がおっしゃられるような、そういうところでの設置というようなことの報告も受けております。このようなことから、地域でぜひこういうのをうちでやってもらいたいというようなものがもし出てくるようであれば、そこらあたりも検討に入れながら進めていきたいと思っていますところであります。この空き家になりました家等でやはり一番問題になるのが、前住んでおられた方々の家財関係の処理、それがやはり一番大きなネックになっているところであります。多少の手を入れて住めるような形にはできるんでしょうけど、どうしても家財というのが、家財、それから前使っていらっしゃった、その辺の処分というのがなかなか進まないというのが現状でありますから、ここら辺りも解決しながら、できれば私もそういう地域のところにこういう体験ハウスがあったほうがいいとは思っておりますので、先ほど申しましたそういう空き家対策のほうも含めて、検討を進めていきたいと思います。

○中村 慎一議員

ぜひ、そういうふうにしていただきたいというふうに思います。さつまの町は、地域性がありまして、非常にさつま、中津川、鶴田、柏原、あちこちしますと、住宅の形態が少しずつ違います。森の中にあたり、田んぼの縁にあたり、町の中にあたり、この森の中の人々はいいい生活しているとか、そういうところもたくさんありますので、そういう地域性を大事にして、しっかりとその情報発信ができるように、こういう地域ですよというのをしっかりと体験していただけるようなそういうものに取組をしていただきたいというふうに思います。

そこで、やはりこの町が都市近郊でもない、新幹線も通っていない、空港もまだ、高速道路もまだ通っていない、空港からも遠い、非常に日本の地図からいけば、ほんのすんくじらなんです。そのすんくじらの町がこういうことをするとなってくると、そこら辺りの町がやっているようなことをやっても、二番煎じ、三番煎じになります。ですから、先ほど申し上げましたように、やっぱり絶品の田舎というのをコンセプトに、やっぱり取組を進めていただきたいなというふうに思います。薩摩のさつまというのをJAさんがされていますが、さつまというのは、非常に、国の名前なんです。国の名前ですから、どこにあるかというのがよくわかりにくいというふうに私は思います。ですから、それも1つありますけれども、そういう意味では、やっぱり違う取組を進めていっていただきたいなというふうに思います。

それと、先ほど今御答弁がありましたその家財撤去の関係ですが、これは、やはり大変困るというふうに思います。これは、家財といっても、遺品という、そういう性格がございます。ですから、家族の皆さん方の思い入れもあるし、簡単に処分できないという問題もあると思うんです

けれども、ただ、家族からすれば、手をつけられないんだけれども、その遺品整理という意味で、どっか、そういうシルバーでもいいですし、できれば協力をいただいて、そういう作業を請け負っていくような、そういう仕組みをつくっていただければ、進むんじゃないかなというふうに思ったりもいたしております。そこらもぜひ御検討をしていただきたいというふうに思います。

それから、ちょっと要望だけになってしまいますが、ただ、このまちづくりを進める上で、ちょっと私が問題だなというふうに思っておりますのは、今そういう取組をしていただいています。住宅団地の整備も町長のほうで提案をされていくといったようなことでありますが、今、開発公社、町が保有しております土地、保有土地、そういうのも幾つかありますけれども、今、民間事業者はそういう住宅開発というのを、取組をされていらっしゃる場所があります。ただ、この規模が小さくて、その大きな取組がされていませんけれども、どうしても進入路が袋小路になってしまって、非常に防災上問題があるんじゃないかな、そういう観点で見たりするところがあるんです。ここの道路がしっかりと後ろのほうに通って、あの町道にとか、あの国道につながれば、ここはいいまちになるんだがなというふうな、そういうことを見たりしますので、ぜひ、そういったところは、まちづくりの観点から、そういう民間事業者と連携をして、そういう地域開発、小規模の地域開発でいいですので、そういったのを取組めないかなというふうに思ったりもします。その部分をちょっと建設課のほうにもちょっとお話をいたしました、もしそういうことができれば、そういうふうな取組をまちづくりの観点からしていただきたいというのですが、そこら辺についてどうでしょう。町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○町長（上野 俊市君）

住宅の団地の用地関係について、御案内のとおり、議員からおっしゃられたとおり、公社等で進めておまして、まだ処分が終わっていない部分等もございまして、今後また新たな団地ということで整備していくところもあるところでございますが、この道路といいますか住宅団地等の整備、民間業者が進める住宅団地の整備については、当然ながら、道路位置指定というような申請手続も出てまいりますし、建築基準法に基づくものでございますけれども、そのようなことで、当然ながら町にそういう事前に協議等がなされた部分については、極力そういう袋小路にならないような形での協議ということでしていくとは思っているところでございます。

民間事業者のこの段階で、本当に事前に協議等がある部分については、我々も把握できるんですけれども、今のところ、既存の道路沿いにぽつぽつと住宅ができていくというような状況等も見受けられているところでございます。道路の関係等については、過疎計画なり、総合振興計画に基づいて整備していく道路等がございまして、それ以外の道路等については、なかなかこちら住宅の関係等については把握できていないというのが現状であります。先ほど来申しますように、民間事業者が行うような宅地造成について、協議がある分については、できるだけそのような形での協議というか、お願いもしながら、宅地の整備等は進めていきたいと思っているところでございます。

○中村 慎一議員

ただいまの案件なんです、まだ現場を見ていらっしゃるのであれば、ぜひ現場を見ていただきたいというふうに思います。立派な新しい、新築の家が何千万するんだろうというような、そういう家がたくさん並んでおりますけれども、進入路そのものが袋小路です。後ずさりやいかんし、それから、旧来の住宅地域でも道路そのものが狭くて、大型車両が入りづらいという、そういう地域もありますので、そこらは、これはやっぱり防災上とか、救急車両とか、緊急車両、これは非常に問題があるなといったようなところは、あちこちあるんです。ですから、そういったところをしっかりと抑えていただきたいなというふうに思います。それから、その袋小路の間

題は、進入路そのものが道路ではなくて、個人所有に分割をされているという問題等もあるようです。ですから、それでは、ちょっと困るなというふうな、そんな感じがするんです。ですから、開発の段階で、例えば取付け道路、進入路、そういったものを町道として確認をしていくと。そのために、ある程度補助支援をしますよといったような、そういう取組をしていって、そういう民間の開発事業者と共同してまちづくりを進めるとか、いろんな方法があるかと思いますが、そこらは考えていただければいいんだがなというふうに思いますけども、これについてはどうでしょうか。

○町長（上野 俊市君）

現場を見ていただきたいというようなことでもございます。おっしゃるところが、五日町の関係を例に捉えていらっしゃるんですか。わかりました。結果といいますか、現状においては、このあとからどんどん家ができていくと、道路が先にできて、家が順次できていけば、当然ながらその町道指定をしながらそこにできていくんでしょうけれども、ほとんど今現状であるのは、家が先にできていて、結果袋小路になってしまっているというのが現状であります。当然ながら袋小路となっておりますと、その出口を探さないといけないと。出口を探すとなると、当然ながら、民地がほとんどでございますので、ここの用地環境をどうするのかというものの問題も出てきますし、そのすぐに解決する問題ではないと思っております。できれば、そこらあたりの1区画に入っていられる方々の住民の総意で、そういう道路の要望とか、道路の町道の認定基準に合致しているのであれば、そういう寄附採納していただいて町道にさせていただくとか、いろんな手法もあろうかと思っておりますので、一概に簡単にその袋小路を解消というのにはなかなか難しいところでもありますけれども、そういういろんな事情に沿った形での解決方法というのは、今後検討していければと思っております。

○中村 慎一議員

ありがとうございます。これはもうあとづけの事業をせよと言っている話じゃありませんで、恐らく今後もそういう小規模の開発というのは出てくると思います。ですから、その時点で計画の時点でそういう補助制度等をうまく利用してもらって、安くてその土地の分譲してもらおうという、そういう方向付けを民間事業者の方々とできたら、この先、もうちょっと市街地が広がっていくというふうには思うんです。ですから、そこらを町や公社がするんじゃなくて、民間事業者の力を借りて進めていくといったようなところにやっぱり視点を置いていただければよろしいんじゃないかなというふうに思います。それで、この総合振興計画の中に計画されておりますこの移住定住について、まちぐるみの受入れ態勢を敷いていくんだというような、そういう計画が記載をしてありますが、これについて、どのような方向付けをされていくのか、そこらをちょっとお聞きを申し上げたいというふうに思います。町長のほうでなければ担当課長のほうでも、よろしく願いいたします。

○企画政策課長（角 茂樹君）

総合振興計画の担当課といたしまして、全体的な話になりますが、まちぐるみでということは、当然町民の皆様、行政ももちろんでございますが、町民の皆さまは地域、あるいは企業そういったものと全てをやはり動員しながら、こういった定住政策というのは進めていかなければならないというふうに思っております。物だけ構えても、やはりその地域であったり、人がやはり肝要であるかと思っておりますので、そういったところも含めながら、生涯学習にもつながっていくかと思いますが、そういったところも含めながら取り組んでいくという意味で、まちぐるみというふうに捉えているところでございます。

○中村 慎一議員

ありがとうございます。まちぐるみの受入れ態勢となってくると、町民の皆さん方に移住定住というものに対する考え方、受入れ方、気持ちの問題、そういったものを醸成をしていくということですから、少しずつ門戸を広げていくという、そういう必要があるかというふうに思います。今プロジェクトチームでいろんな話し合いをされていていらっしゃるというふうに思います。2月に一旦報告をいただいたということでございますが、この移住定住について、このまちづくりの観点から、やはり構想とか、実施計画とか、それから実践計画、そういったもの等を定めながら進めなければいけないんじゃないかなというふうに思うんですけども、そこらについての概要というのはあるんでしょうか。

○町長（上野 俊市君）

今現在庁舎内におきまして、職員によるプロジェクトチームということで、随時この協議を進めているところであります。これは庁舎内の職員によるそういうプロジェクトチームでございまして、発展的には町民の方々にも委員として入っていただくような、またそういう組織も今後つくって、幅広く意見を聞きながら、進めていきたいと考えているところであります。ちょっとまだその具体案につきましては、今のところお示しできませんけれども、そのような形で今後していきたいと。今年から、コロナでできておりませんでしたけれども、今年は、20地区に入りまして、また様々な御意見、今後のまちづくりに向けての御意見を聞く場というのもつくっていくということで、施政方針のほうでも申し上げたとおりでございまして、そこ辺りも含めながら、幅広く御意見を聞きながら、これをしっかりと反映させていきたいと思っているところでございます。

○中村 慎一議員

それから、最後に、ちょっとまだ時間がありますけれども、この政策を推進をされる中で、ちょっと余計なことを申し上げるかもしれませんが、やはりプロジェクトチームを企画政策課のほうでされるということであるんでしょうけれども、やっぱり片手間のプロジェクトがいいんだろうかというふうに感じます。やはり政策を束ねる担当課というのがやっぱり専任の担当課というのが必要んじゃないかなというふうに思ったりもするんですが、これまでプロジェクトチームというのは、ずっと幾つも取組をされてきているというふうに思うんですけども、それらについて、どのような感想を持っていたらいいのかなということです。この、今回定数条例で、職員の減数条例を出されました。当然この人口減少が進めば、類似団体の比較もされますので、この職員の減数というのは必要になってくるというふうに思うんです。今、細分化されたこの組織というのは、やはり解消せざるを得ないんじゃないかなというふうに思うんです。所管分野を大きくしていくという方法を取りながら、やっぱりその政策を束ねるところをやっぱり考えていけないといけないんじゃないかなというふうに思います。この人口減少の問題もなんですが、40%を超える高齢化の町で、この高齢化についても福祉の担当課だけの問題ではないというふうに思うんです。やはりそういう高齢化の問題、人口減少の問題等網羅して、役場の中で、この組織の中で政策を束ねるところを1つそういうところを考えていくところ、そこをやっぱりしっかりと配置をして、町長のこの新しい任期をしっかりと政策を進めていくという、そのところを取組をしていただきたいなというふうに期待をいたしているんですけども、そこら辺について、町長はどのようなお考えでしょうか。

○町長（上野 俊市君）

ありがとうございます。貴重な御意見をいただきまして。この組織の関係等については、今おっしゃられるとおり、私も思っているところでございます。やはりこの人口減少が進む中で、本当に職員を当然ながら合わせた類似団体にあっては、また、その規模に応じた職員の体制にして

いかなければならないというのは、これまでも議会等でもお答えさせていただいているところでございまして、私自身も、ちょっと組織が細分化され過ぎているなというのは実感として持っています。今後やはり職員が減少していく中で、様々な行政課題に対応していくためには、ある程度の組織の大きな組織といいますか、それがきちんと解決できるような体制というのは当然必要だと思っておりますので、今年4月に管理職も大幅にまた変わってまいりますし、今年度かけて機構の改革といいますか、そこあたりも次の世代に対応できる組織の再編というのをにらんで検討するということに、私も今考えているところでございます。

人口減少、定住対策等については、これは1つの部分だけではありません。総合的な取組を、いろんな取組を1つにまとめてこそ、人口減対策というのに結びつけていかなければならないと思っております。そういうことで、組織の再編の見直しも1つでございまして、そこ辺りは、しっかりとまた進めていきたいと思っております。

○中村 慎一議員

前向きな答弁をありがとうございます。町民の皆さんが非常に期待をしていらっしゃるというふうに思います。本年度上野町政の2年目でございます。責任は大きいというふうに思います。町政の発展に御尽力をいただきたいというふうに期待いたしまして、質問を終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で中村慎一議員の質問を終わります。

これで、通告に基づく一般質問の全部を終わります。

△散 会

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。明日は午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午後1時48分

令和4年第1回さつま町議会定例会

第 4 日

令和4年3月10日

令和4年第1回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 令和4年3月10日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	新 改 幸 一 議員	2番	平 山 俊 郎 議員
3番	上 圀 一 行 議員	4番	橋之口 富 雄 議員
5番	中 村 慎 一 議員	6番	上別府 ユ キ 議員
7番	森 山 大 議員	8番	新 改 秀 作 議員
9番	平八重 光 輝 議員	10番	有 川 美 子 議員
11番	古 田 昌 也 議員	12番	岸 良 光 廣 議員
13番	上久保 澄 雄 議員	14番	川 口 憲 男 議員
15番	柏 木 幸 平 議員	16番	宮之脇 尚 美 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事 務 局 長	萩木場 一 水 君	議 事 係 長	竹 下 和 男 君
議 事 係 主 査	西 浩 司 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	上 野 俊 市 君	副 町 長	高 田 真 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	原 田 剛 志 君
企画政策課長	角 茂 樹 君	財 政 課 長	富 満 悦 郎 君
町民環境課長	下 田 良 二 君	保健福祉課長	佐 藤 秀 樹 君
高齢者支援課長	原 田 健 二 君	子ども支援課長	藤 園 育 美 君
農 政 課 長	山 口 泰 徳 君	耕地林業課長	櫻 伸 一 君
ふるさと振興課長	米 丸 鉄 男 君	建 設 課 長	野 田 真一郎 君
水 道 課 長	三 角 芳 文 君	消 防 長	下 村 晴 彦 君
教育総務課長	早 崎 行 宏 君		

○本日の会議に付した事件

- | | | |
|------|----------|--|
| 第 1 | 議案第 5 号 | さつま町ほたる公園条例の廃止について |
| 第 2 | 議案第 6 号 | さつま町紫尾山きららの里キャンプ場条例の廃止について |
| 第 3 | 議案第 7 号 | さつま町個人情報保護条例の一部改正について |
| 第 4 | 議案第 8 号 | さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について |
| 第 5 | 議案第 9 号 | さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 第 6 | 議案第 10 号 | さつま町職員定数条例の一部改正について |
| 第 7 | 議案第 11 号 | さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 第 8 | 議案第 12 号 | さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について |
| 第 9 | 議案第 13 号 | さつま町災害見舞金支給条例の一部改正について |
| 第 10 | 議案第 14 号 | さつま町学童館条例の一部改正について |
| 第 11 | 議案第 15 号 | さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第 12 | 議案第 16 号 | さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について |
| 第 13 | 議案第 17 号 | さつま町営住宅等条例の一部改正について |
| 第 14 | 議案第 18 号 | さつま町消防団員の定員，任免，給与，服務に関する条例の一部改正について |
| 第 15 | 議案第 19 号 | 令和 4 年度さつま町一般会計予算 |
| 第 16 | 議案第 20 号 | 令和 4 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 第 17 | 議案第 21 号 | 令和 4 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 第 18 | 議案第 22 号 | 令和 4 年度さつま町介護保険事業特別会計予算 |
| 第 19 | 議案第 23 号 | 令和 4 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 第 20 | 議案第 24 号 | 令和 4 年度さつま町上水道事業会計予算 |
| 第 21 | 議案第 25 号 | 訴訟上の和解について |

議 案 付 託 表

委員会	議案番号	件 名
総務厚生 (第1委員会室)	7	さつま町個人情報保護条例の一部改正について
	9	さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
	10	さつま町職員定数条例の一部改正について
	11	さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について
	13	さつま町災害見舞金支給条例の一部改正について
	14	さつま町学童館条例の一部改正について
	15	さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	18	さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について
	19	令和4年度さつま町一般会計予算（関係分）
		第1条 歳入歳出予算
		歳 入
		1 款 町税
		2 款 地方譲与税
		3 款 利子割交付金
		4 款 配当割交付金
		5 款 株式等譲渡所得割交付金
		6 款 法人事業税交付金
		7 款 地方消費税交付金
		8 款 ゴルフ場利用税交付金
		9 款 環境性能割交付金
		10 款 地方特例交付金
		11 款 地方交付税
		12 款 交通安全対策特別交付金
		13 款 分担金及び負担金（関係分）
		14 款 使用料及び手数料（関係分）
		15 款 国庫支出金（関係分）
		16 款 県支出金（関係分）
		17 款 財産収入（関係分）
		18 款 寄附金（関係分）
		19 款 繰入金（関係分）
		20 款 繰越金
		21 款 諸収入（関係分）
		22 款 町債
		歳 出
		1 款 議会費
		2 款 総務費（関係分）

委員会	議案番号	件名
		3 款 民生費 4 款 衛生費 8 款 土木費（関係分） 9 款 消防費 1 1 款 災害復旧費（関係分） 1 2 款 公債費 1 4 款 予備費 人件費全部 第 3 条 地方債 第 4 条 一時借入金 第 5 条 歳出予算の流用 2 0 令和 4 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算 2 1 令和 4 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算 2 2 令和 4 年度さつま町介護保険事業特別会計予算 2 3 令和 4 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算
文教経済 (第 2 委 員会室)	5 6 8 1 2 1 6 1 7 1 9	さつま町ほたる公園条例の廃止について さつま町紫尾山きららの里キャンプ場条例の廃止について さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について さつま町営住宅等条例の一部改正について 令和 4 年度さつま町一般会計予算（関係分） 第 1 条 歳入歳出予算 歳 入 1 3 款 分担金及び負担金（関係分） 1 4 款 使用料及び手数料（関係分） 1 5 款 国庫支出金（関係分） 1 6 款 県支出金（関係分） 1 7 款 財産収入（関係分） 1 8 款 寄附金（関係分） 1 9 款 繰入金（関係分） 2 1 款 諸収入（関係分） 歳 出 2 款 総務費（関係分） 6 款 農林水産業費 7 款 商工費 8 款 土木費（関係分）

委員会	議案番号	件名
	24	10款 教育費 11款 災害復旧費（関係分） 第2条 債務負担行為 令和4年度さつま町上水道事業会計予算

△開 議 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和4年第1回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

これから、2月28日に提案がありました議案第5号から議案第24号までの議案20件について総括質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、総括的な事項について質疑を願います。

△日程第1「議案第5号 さつま町ほたる公園条例の廃止について」、日程第2「議案第6号 さつま町紫尾山きららの里キャンプ場条例の廃止について」

○議長（宮之脇尚美議員）

まず、日程第1「議案第5号 さつま町ほたる公園条例の廃止について」及び日程第2「議案第6号 さつま町紫尾山きららの里キャンプ場条例の廃止について」の議案2件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については、説明済みであります。

これから、議案第5号及び議案第6号の議案2件について、一括して質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号及び議案第6号の議案2件については、配布してあります議案付託表のとおり文教経済常任委員会に審査を付託します。

△日程第3「議案第7号 さつま町個人情報保護条例の一部改正について」、日程第4「議案第8号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について」、日程第5「議案第9号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、日程第6「議案第10号 さつま町職員定数条例の一部改正について」、日程第7「議案第11号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」、日程第8「議案第12号 さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について」、日程第9「議案第13号 さつま町災害見舞金支給条例の一部改正について」、日程第10「議案第14号 さつま町学童館条例の一部改正について」、日程第11「議案第15号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、日程第12「議案第16号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について」、日程第13「議案

第 17 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、
日程第 14「議案第 18 号 さつま町消防団員の定員、
任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第 3「議案第 7 号 さつま町個人情報保護条例の一部改正について」から、日程第 14「議案第 18 号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」までの議案 12 件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については、説明済みであります。

これから、議案第 7 号から議案第 18 号までの議案 12 件について、一括して質疑を行います。
質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 7 号から議案第 18 号までの議案 12 件については、配布してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託します。

△日程第 15「議案第 19 号 令和 4 年度さつま町一般会計予算」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第 15「議案第 19 号 令和 4 年度さつま町一般会計予算」を議題とします。

本案の提案理由については説明済みであります。

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 19 号については、配布してあります議案付託表のとおり、分割してそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第 16「議案第 20 号 令和 4 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第 17「議案第 21 号 令和 4 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第 18「議案第 22 号 令和 4 年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第 19「議案第 23 号 令和 4 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第 20「議案第 24 号 令和 4 年度さつま町上水道事業会計予算」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第 16「議案第 20 号 令和 4 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」から、日程第 20「議案第 24 号 令和 4 年度さつま町上水道事業会計予算」までの議案 5 件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については、説明済みであります。

これから、議案第 20 号から議案第 24 号までの議案 5 件について、一括して質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号から議案第24号までの議案5件については、配布してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託します。

△日程第21「議案第25号 訴訟上の和解について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第21「議案第25号 訴訟上の和解について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

改めまして、おはようございます。それでは、「議案第25号 訴訟上の和解について」、提案の説明を申し上げます。

これは、原告であります株式会社金海堂が、さつま町立宮之城中学校に納品した学校教材の売買代金等をさつま町に請求したものであります。町としましては、取引を行った利害関係人へ既に全額支払い済みとなっている案件でございます。

このことについて、原告からさつま町に対し、令和2年4月3日、鹿児島簡易裁判所に売買代金等請求訴訟が提起され、これまで11回の裁判手続を経てきましたが、早期解決のため、令和4年2月15日、鹿児島地方裁判所から和解による解決について勧告がなされたものでございます。

これを受けまして、訴訟上の和解を行おうとするため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、教育総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○教育総務課長（早崎 行宏君）

それでは、内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○中村 慎一議員

それでは、ちょっとお尋ねをいたしたいと思います。原告のほうから、この品物が納品をされたときの、納品をされたものに対する請求行為、それが原告のほうから被告のほうにあったものか、そこらをちょっと確認しておきたいというふうに思います。金銭の支払いの関係、契約と納品、契約者と納品者が同一かどうかというその確認等をしっかりと、支払っていいものかどうかといったような、そういうことを内部でそれぞれ協議をされたんでしょうけれども、そこらのところでの原告からの請求行為そのものがあったときに、契約者との関係、そこらはやっぱりしっかりと確認をする必要あったのかなというふうに思うんですが、そこらについて。

○教育総務課長（早崎 行宏君）

ただいまの御質問でございます。

納品自体は、利害関係人からあったということでございます。

そもそもの今回の争点でございますけども、原告のほうとしましては、副教材を2,013冊納品されて、うち1,814冊の支払いと、残りの199冊の返還請求というものを主張をされたところでございます。

これに対しまして、さつま町としましては、原告と被告の間で売買契約が成立していないということで、原告の主張する売買代金請求権は認められないと主張をしてきたものでございます。

今の御質問でございますけども、納品自体は利害関係人からありまして、すいませんでした。契約は利害関係人で行っているということで、納品は一部を原告のほうが行ったということでございます。あくまでも契約を行ったものは、その利害関係になることで、さつま町としては主張をしているものでございます。

○中村 慎一議員

ただ、こういった案件に発展をしたということでございますから、そこらは、納品をされた相手方と、それからその契約の相手方が異なるということについては、しっかりと内部関係というのはしっかりと確認をしながら支払いをしていかないことには、やっぱり今後こういった案件がまた出てくるとなりますと、どうしてもこういったことをしないといけないみたいなことになるでしょうから、そこら辺につきましては、また内部で協議をされながら、一つこの教訓としてしっかりと対応していくといったようなことをされないといけないんじゃないかなというふうには思います。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

○新改 幸一議員

1件だけ確認をさせていただきたいと思います。ただいま説明がございました教科書の売買代金90万2,240円ということの説明があったんですが、当時のこの金額の、生徒数が何人だったんでしょうか。

○教育総務課長（早崎 行宏君）

ただいまの御質問でございます。

生徒数につきましては、先ほど教科書の冊数のほうを御説明いたしましたけども、先ほどの冊数に見合った生徒の数にはなるんですけども、契約自体は学校の全体のいわゆる生徒数に応じた契約をしております、そのうち納品されたとされる199冊の生徒数に見合った額を請求しておるということになります。

○新改 幸一議員

冊数的なところの説明があったんですが、結局は宮之城中学校1年生から3年生まで、全ての生徒の関係分であったというふうに理解をすりゃいいんですね。

○教育総務課長（早崎 行宏君）

原告は2,013冊ということで、議員が言われますように、その当時の生徒数のいわゆる求めておった冊数ということで結構でございます。

○上園 一行議員

7番目の訴訟費用及び和解費用は各自の負担とするとございますが、さつま町側が支払う額は、判れば教えてください。

○教育総務課長（早崎 行宏君）

今回の和解費用につきましては、ここでは和解費用ということで出てくるんですけども、これは慣用語的に使われる、一般的に使われる言葉でありまして、実際の費用自体はゼロということ

になります。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第25号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、「議案第25号 訴訟上の和解について」を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第25号 訴訟上の和解について」は、可決されました。

△散 会

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

3月25日は、午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午前9時47分

令和4年第1回さつま町議会定例会

第 5 日

令和4年3月25日

令和4年第1回さつま町議会定例会会議録

(第5日)

○開議期日 令和4年3月25日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番 新 改 幸 一 議員	2番 平 山 俊 郎 議員
3番 上 圀 一 行 議員	4番 橋之口 富 雄 議員
5番 中 村 慎 一 議員	6番 上別府 ユ キ 議員
7番 森 山 大 議員	8番 新 改 秀 作 議員
9番 平八重 光 輝 議員	10番 有 川 美 子 議員
11番 古 田 昌 也 議員	12番 岸 良 光 廣 議員
13番 上久保 澄 雄 議員	14番 川 口 憲 男 議員
15番 柏 木 幸 平 議員	16番 宮之脇 尚 美 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事 務 局 長 萩木場 一 水 君	議 事 係 長 竹 下 和 男 君
議 事 係 主 査 西 浩 司 君	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 上 野 俊 市 君	副 町 長 高 田 真 君
教 育 長 原 園 修 二 君	総 務 課 長 原 田 剛 志 君
企画政策課長 角 茂 樹 君	財 政 課 長 富 満 悦 郎 君
町民環境課長 下 田 良 二 君	保健福祉課長 佐 藤 秀 樹 君
高齢者支援課長 原 田 健 二 君	子ども支援課長 藤 園 育 美 君
耕地林業課長 櫻 伸 一 君	ふるさと振興課長 米 丸 鉄 男 君
建 設 課 長 野 田 真一郎 君	水 道 課 長 三 角 芳 文 君
消 防 長 下 村 晴 彦 君	教育総務課長 早 崎 行 宏 君
社会教育課長 永 江 寿 好 君	

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 5 号 さつま町ほたる公園条例の廃止について
- 第 2 議案第 6 号 さつま町紫尾山きららの里キャンプ場条例の廃止について
- 第 3 議案第 7 号 さつま町個人情報保護条例の一部改正について
- 第 4 議案第 8 号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 9 号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 10 号 さつま町職員定数条例の一部改正について
- 第 7 議案第 11 号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 12 号 さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について
- 第 9 議案第 13 号 さつま町災害見舞金支給条例の一部改正について
- 第 10 議案第 14 号 さつま町学童館条例の一部改正について
- 第 11 議案第 15 号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 12 議案第 16 号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について
- 第 13 議案第 17 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第 14 議案第 18 号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について
- 第 15 議案第 19 号 令和 4 年度さつま町一般会計予算
- 第 16 議案第 20 号 令和 4 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 17 議案第 21 号 令和 4 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 18 議案第 22 号 令和 4 年度さつま町介護保険事業特別会計予算
- 第 19 議案第 23 号 令和 4 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 20 議案第 24 号 令和 4 年度さつま町上水道事業会計予算
- 第 21 議案第 26 号 令和 3 年度さつま町一般会計補正予算（第 15 号）
- 第 22 議案第 27 号 令和 3 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 23 議案第 28 号 令和 3 年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 24 議案第 29 号 令和 3 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 25 議案第 30 号 令和 3 年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 26 議案第 31 号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について
- 第 27 議案第 32 号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 28 議案第 33 号 令和 4 年度さつま町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 29 議案第 34 号 令和 4 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 30 議案第 35 号 令和 4 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 31 議案第 36 号 令和 4 年度さつま町上水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 32 議案第 37 号 さつま町教育委員会委員の任命について
- 第 33 議案第 38 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 34 発委第 1 号 国民の祝日「海の日」の 7 月 20 日への固定化を求める意見書の提出について
- 第 35 報告第 1 号 令和 3 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第 2 号）について

- 第 3 6 報告第 2 号 令和 3 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算
(第 3 号) について
- 第 3 7 報告第 3 号 令和 4 年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について
- 第 3 8 議員派遣の件
- 第 3 9 閉会中の継続審査, 調査の件

△開 議 午前 9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和4年第1回さつま町議会定例会第5日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

なお、常任委員会審査の過程で、補足説明資料等に印刷誤りがあり、執行部から訂正の申出を受けて審査が行われております。配布のありました正誤表により、訂正されたものとして取り扱うことを御了承願います。

△日程第1「議案第5号 さつま町ほたる公園条例の廃止について」、日程第2「議案第6号 さつま町紫尾山きらの里キャンプ場条例の廃止について」、日程第3「議案第7号 さつま町個人情報保護条例の一部改正について」、日程第4「議案第8号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について」、日程第5「議案第9号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、日程第6「議案第10号 さつま町職員定数条例の一部改正について」、日程第7「議案第11号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」、日程第8「議案第12号 さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について」、日程第9「議案第13号 さつま町災害見舞金支給条例の一部改正について」、日程第10「議案第14号 さつま町学童館条例の一部改正について」、日程第11「議案第15号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、日程第12「議案第16号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について」、日程第13「議案第17号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、日程第14「議案第18号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」、日程第15「議案第19号 令和4年度さつま町一般会計予算」、日程第16「議案第20号 令和4年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第17「議案第21号 令和4年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第18「議案第22号 令和4年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第19「議案第23号 令和4年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第20「議案第24号 令和4年度さつま町上水道事業会計予算」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第１「議案第５号 さつま町はたる公園条例の廃止について」から、日程第２０「議案第２４号 令和４年度さつま町上水道事業会計予算」までの議案２０件を一括して議題とします。これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各委員長の審査報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

〔岸良 光廣議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（岸良 光廣議員）

おはようございます。総務常任委員会の審査の過程と結果について、御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第７号 さつま町個人情報保護条例の一部改正について」、「議案第９号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、「議案第１０号 さつま町職員定数条例の一部改正について」、「議案第１１号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」、「議案第１３号 さつま町災害見舞金支給条例の一部改正について」、「議案第１４号 さつま町学童館条例の一部改正について」、「議案第１５号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、「議案第１８号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」、「議案第１９号 令和４年度さつま町一般会計予算」関係分、「議案第２０号 令和４年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、「議案第２１号 令和４年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、「議案第２２号 令和４年度さつま町介護保険事業特別会計予算」及び「議案第２３号 令和４年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」以上の議案１３件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、議案第７号であります。

今回の改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次は、議案第９号であります。

今回の改正は、上位法の改正に伴い、非常勤職員の育児休業及び介護休暇等の取得要件が緩和されることから、本条例の一部を改正するものであります。

質疑の中で、育児休業を取得しても人員を補充できない場合には、どのように対応するのかただしましたところ、各課において、他の職員が業務をカバーすることで対応しているとのことあります。

次は、議案第１０号であります。

今回の改正は、地方公民法の一部改正に伴い、国家公務員と同様に定年が段階的に引き上げられること等を踏まえ、本条例の一部を改正するものであります。

質疑の中で、職員定数の減少については、労使協定などを踏まえて手続を行う予定かただしましたところ、今後、手続を踏まえて対応していきたいとのことあります。

次は、議案第１１号であります。

今回の改正は、国の特例に準じて本条例の一部を改正するものであり、新型コロナウイルスの感染リスクの高い業務に従事した職員に対する特殊勤務手当の支給を追加するものであります。

質疑の中で、新型コロナウイルス感染者の搬送時における救急隊員の想定したものなのかただしましたところ、国は病院や簡易宿泊施設での業務を想定しているが、その中に救急車内も含まれるため、搬送時の救急隊員も対象となるとのことあります。

次は、議案第１３号であります。

今回の改正は、災害救助法が適用されない災害について、大規模災害と比較した災害見舞金額

が少額であることから、大規模災害発生時に支払う見舞金と同額程度の支給額に改正するものがあります。

次は、議案第14号であります。

今回の改正は、令和4年4月、新鶴田小学校の開校に伴い、現在の鶴田小学校に隣接する鶴田学童館を廃止し、新鶴田小学校に隣接する鶴田中央公民館の一部を借用し授業を実施するため、本条例の一部を改正するものであります。

質疑の中で、鶴田中央公民館には子供用のトイレがないと思われるが、使用に差し支えないのかただしましたところ、学童館を利用するのは小学1年生以上であり、現場を確認したうえで使用に差し支えないと判断したとのことであります。

次は、議案第15号であります。

今回の改正は、上位法の改正に伴い、事業者と保護者間の手続等について、書面での交付以外にメール送信等による電磁的方法も対応可能となることから、本条例の一部を改正するものであります。

次は、議案第18号であります。

今回の改正は、消防庁から示された非常勤消防団員の報酬等の基準に基づき、本町消防団員の報酬及び費用弁償の見直しを行うため、本条例の一部を改正するものであります。

質疑の中で、平成21年度から年額報酬の改正はないようだが、他市町村の消防団も同程度の報酬額となっているのかただしましたところ、県内団員の平均額は約4万2,000円であるが、本町は3万6,500円で県内では35番目と低いため、他市町村の状況を見ながら今後二、三年のうちに報酬改定を検討していきたいとのことであります。

次は、議案第19号の関係分であります。

まず、歳出の2款1項5目、交通安全対策事務費に949万4,000円が計上されております。これは、交通安全対策を推進し、交通事故防止に努めるものであります。

質疑の中で、カーブミラーやガードレール等の設置について、高齢者等の安全を確保するため事業費を増額する考えはないかただしましたところ、国から交付される交通安全対策特別交付金の範囲内で事業を実施していく考えであるが、不足する場合は、町道部分について建設課と協議をしながら、緊急性を考慮し計画的に実施していくとのことであります。

次に、2款1項7目、行革推進費に11万9,000円が計上されております。これは、第4次行政改革大綱・推進計画に係る経費であり、公共施設でのキャッシュレス決済導入を試験的に行い、利用の実態、意見、会計実務等を検証するものであります。

質疑の中で、社会体育施設の利用者は団体が多いため、個人決済のキャッシュレスは活用できないのではないかとただしましたところ、キャッシュレス決済を日ごろから利用している若い世代を対象にして需要動向を確認するため試験的に行う考えであるが、団体利用も想定して現金での取扱いも併用したいとのことであります。

次に、2款1項13目、財産管理事務費に2,299万円が計上されております。これは、閉校した小中学校の施設維持費や公用車の維持管理費などであります。

質疑の中で、閉校した校舎の利活用について、地域の意見を聞くなど、話し合いを進めていく考えはないかただしましたところ、区公民館長と随時情報交換をしているが、今後は対象を広げて情報収集をしていきたいとのことであります。

次に、2款2項2目、資産税事務費に2,524万8,000円が計上されております。これは、地籍図管理システム使用料や水土里ネットのオルソ画像共同更新事業負担金などであります。

質疑の中で、地籍図と水土里ネットのオルソ画像が共有できるのかただしましたところ、水土

里ネットが共同で航空写真を撮影する自治体を募集しており、町独自で撮るよりも経費が安い
ため共同で撮影しようとするもので、撮影したオルソ画像は本町が著作権を有することから、他の
システムでの利用も可能とのことであります。

次に、2款3項1目、マイナンバー事業費に981万7,000円が計上されております。こ
れは、マイナンバーカードの申請受付、交付事務等に係る経費で、日曜開庁や窓口時間の延長、
イベント等での出張申請受付を行うものであります。

質疑の中で、店舗等に設置してある証明写真撮影機を利用したマイナンバーカードの申請につ
いて、申請方法の一つとして周知する考えはないのかたまたましたところ、スマートフォンでの申
請方法と同様だと思われるが、証明写真撮影機を利用した申請の流れ等を再度確認したうえで、
周知を図っていききたいとのことであります。

次に、3款1項1目、一般社会福祉費に8,122万4,000円が計上されております。これ
は、民生委員活動の支援、指定管理施設の維持管理、各種団体への運営補助などでありま
す。

質疑の中で、町社会福祉協議会が実施している各種事業の運営が厳しいと聞いているが、適正
な運営補助金を交付しているのかたまたましたところ、やむを得ず規模縮小をしている事業もあ
ると認識している。今回の運営補助は、社会福祉協議会本体への補助金であるが、今後も相互に
連携し継続して支援していくとともに、委託している各種事業の運営についても、関係課と協議
していきたいとのことであります。

次に、4款1項3目、歯科保健指導事業費に643万2,000円が計上されております。こ
れは、子供や妊産婦の歯周病、虫歯予防対策に係る経費であります。

質疑の中で、本町における子供の虫歯予防は全国でも高い水準にあるが、口腔ケアの重要性に
ついて広く周知する考えはないのかたまたましたところ、就学時等にフッ化物洗口を説明するこ
とで、保護者等に口腔ケアの重要性を周知しているとのことであります。

この回答を受けて、保護者への周知も大切だが、保健福祉課と連携し、のぼり旗やポスターな
どで町民全体へ周知を図るよう要請をしました。

次に、9款1項2目、消防団費に8,634万9,000円が計上されております。これは、消
防団組織の運営、団員の研修や訓練等に係る経費であります。

質疑の中で、消防団分団運営交付金の内訳についてたまたましたところ、団員1人当たり
3,000円、1分団当たり3万円をそれぞれ交付しているとのことであります。

次は、議案第20号であります。

予算総額が30億8,558万4,000円となっており、前年度当初予算と比較すると
646万1,000円、0.2%の減額となっています。

保険給付費については、保険診療に係る費用負担であり、全体予算額の75.9%を占めてお
り、本町の医療費は、県内平均額より8万円程度高くなっております。

質疑の中で、医療費の動向に応じた重点対策があるのかたまたましたところ、特定健診や特定
保健指導は、生活習慣病に重点を置いて食生活の改善指導や運動指導を行っており、がん検診に
ついては、集団検診等を行うことで医療費抑制につなげているとのことであります。

次は、議案第21号であります。

予算総額が3億8,881万4,000円となっており、前年度当初予算と比較すると
2,493万3,000円、6.9%の増額となっています。

後期高齢者医療広域連合納付金については、主に被保険者の保険料と基盤安定負担金で広域連
合に納付する負担金であり、全体予算額の96.7%を占めております。

次は、議案第22号であります。

予算総額が34億6,894万9,000円となっており、前年度当初予算と比較すると1億2,545万7,000円、3.5%の減額となっております。

介護サービス給付費については、介護度が要介護1から要介護5までの対象とする保険給付費であり、全体予算額の83.0%を占めております。

質疑の中で、地域ボランティアの人材育成を行い、地域での移送サービスを推進していく考えはないかたどしましたところ、人材育成や協力連携について体制づくりを進めるとともに、介護サービスも利便性の良いものとなるよう調整していきたいとのことであります。

次は、議案第23号であります。

予算総額が6,620万4,000円となっており、前年度当初予算と比較すると1,559万1,000円、30.8%の増額となっております。増額の主な理由は、公営企業会計への移行に伴う経費であります。

最後に、消防団員の年額報酬が県内平均よりも低いため、類似団体と同程度の報酬額に改める考えはないか。また、消防団車庫の施設整備については、災害時に避難所となることも考えられるため、エアコンやテレビ等を設置し、設備の充実を図る考えはないか、特に町長の見解をたどしましたところであります。

消防団員の年額報酬については、平成21年以降、据置きとなっており、県平均よりも低いことは認識している。他の特別職の報酬額も合併以降据置きとなっているため、消防団員の報酬も含め全体的に再度見直しを行い、改めるべきところは適正な額に改正していきたい。

また、消防団車庫の施設整備については、設備の整っている車庫や不十分な車庫があるため、全体的な調査を行いながら、設備充実の方法等を含め検討をしていきたいとのことであります。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔岸良 光廣議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで、総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、文教経済常任委員長の報告を求めます。

〔新改 幸一議員登壇〕

○文教経済常任委員長（新改 幸一議員）

私のほうもマスクを外して報告をさせていただきたいと思います。眼鏡が曇るものですから御了承ください。

文教経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第5号 さつま町ほたる公園条例の廃止について」、「議案第6号 さつま町紫尾山きららの里キャンプ場条例の廃止について」、「議案第8号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について」、「議案第12号 さつま町社会体育施設条例及びさつま町公の施設使用料徴収条例の一部改正について」、「議案第16号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について」、「議案第17号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、「議案第19号 令和4年度さつま町一般会計予算」関係分及び「議案第24号 令和4年度さつま町上水道事業会計予算」以上の議案8件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、議案第5号であります。

この公園は平成11年に設置され、その後、平成21年に柏原分団の消防車庫を移転し、令和3年7月の豪雨災害では公園が浸水する被害が発生しており、町個別施設計画においては、令和5年度までに同公園を廃止することから、本条例を廃止するものであります。

次は、議案第6号であります。

このキャンプ場は平成6年度に建設され、平成7年4月から泊野区公民館に管理委託してきたが、利用者の減少などにより平成24年度から施設の利用は休止されている。また、施設の老朽化が進んでいることなどから本条例を廃止するものであります。なお、施設は解体撤去し、用地は国へ返還するとのことであります。

質疑の中で、今後の計画についていただきましたところ、施設の譲渡を検討されている方もあることから、まずは公売を行い、その後、解体撤去する計画とのことであります。

次は、議案第8号であります。

今回の改正は、定住促進佐志住宅団地の貸付けを行う場合、町が土地開発公社から対象区画を取得したあとに貸付けることとなっているが、令和3年3月までに全て行政財産として取得したことから、本条例の一部を削除するものであります。

質疑の中で、町は何区画取得したのかいただきましたところ、平成29年度で14区画が残っていたが、その後4年間で計画的に14区画全て購入したとこととであります。

次は、議案第12号であります。

今回の改正は、鶴田小学校と流水小学校が再編され、令和4年4月1日に新たな鶴田小学校が開校することに伴い、社会体育施設の名称及び住所を変更するものであります。

次は、議案第16号であります。

今回の改正は、令和3年4月30日付で宮之城魚市場協同組合から水産部卸売業務廃止届が町へ提出され、同水産部を廃止することに決定したことにより、水産部に関する本条例の削除及び一部を改正するものであります。

次は、議案第17号であります。

今回の改正は、おしどり団地整備に伴い新たに2棟4戸が完成したことや、永尾団地の火災により1棟2戸が焼失したことによる戸数の改正と、戸子田団地、金山（2）団地については、本年3月で完全に空き家となるから、築年数も経過しており補修等による投資効果も期待できないため、用途廃止するものであります。

次は、議案第19号関係分であります。

まず、6款1項、農業費の関係であります。

1目、農業委員会費には、農地利用最適化推進委員費として900万円が計上されています。

質疑の中で、住宅に隣接した荒廃農地の対策についていただきましたところ、農業委員と推進委員が現地を確認し、竹や木などが生えている農地は非農地の判断をしているが、耕作ができそうな農地については、農地の所有者と連携し、新たな耕作者を探しているとのことであります。

5目、農産園芸振興費には、環境保全型農業直接支払交付金として298万円が計上されています。

質疑の中で、対象となる経営体についていただきましたところ、日本型直接支払制度の中の有機農業や減農薬栽培を実施する農業者に対しての制度であり、町内では6名の農家が、お茶や野菜栽培に取り組んでいるとのことであります。

9目、担い手育成費には、フレッシュファーマー育成事業費として2,467万6,000円が計上されています。

質疑の中で、認定農業者の高齢化や新規就農者の確保対策についてただしましたところ、人材投資事業を活用されている新規就農者については、農業経営者クラブや北薩地域振興局、J A北さつまと連携して、年2回巡回訪問を実施し評価を行っている。新規就農者は、順調に経営がなされていることから、認定農業者として推進しており、来年度も3名の認定が予定されているとのことであります。

次は、6款2項、林業費の関係であります。

1目、林業総務費には、紫尾山きららの里キャンプ場解体積算業務委託費として160万円が計上されています。

質疑の中で、施設を公売で売却できなかった場合は、すぐ解体撤去するのではなく、無償譲渡の考えはないかただしましたところ、現時点では無償譲渡は考えておらず、まずは公売を考えているとのことであります。

この回答を受けて、費用面からも無償譲渡の検討を要請したところであります。

次に、7款1項、商工費の関係であります。

7目、移住定住促進費には、空き家家財撤去補助費として20万円が計上されています。

質疑の中で、空き家も増えていく中で、この補助額で十分と言えるのかただしましたところ、撤去費用は平均15万円程度で、中には約28万円かかった家もあり、現在の5万円の補助では撤去が進まないと考えられたことから、今回上限額を10万円に上げたとのことであります。

次に、8款3項、河川費の関係であります。

3目、河川維持費には、河川寄り洲除去費などとして1,300万円が計上されています。

質疑の中で、寄り洲除去は、災害が発生している箇所や発生の恐れがある箇所から実施していくべきと考えるが、要望があった箇所から実施するのかただしましたところ、今回は要望があった箇所を計上しているが、災害発生の危険性のある箇所なども勘案しながら、予防の観点からも寄り洲除去を行っていききたいとのことであります。

次に、10款3項、中学校費の関係であります。

2目、教育振興費には、教材備品費として170万円が計上されています。

質疑の中で、楽器の保管状況についてただしましたところ、音楽室を含め特別教室の空調設備の設計は実施済みであり、工事は時期を見ながら実施していくとのことであります。

この回答を受けて、楽器は湿気があると故障の原因となることから、管理の徹底を要請したところであります。

次に、10款5項、社会教育費の関係であります。

9目、文化財保護費には、私有地内にある町指定文化財の管理謝金として23万5,000円が計上されています。

質疑の中で、町指定文化財は屋外で私有地に多くあり、近年災害が多発していることから、被災土地に対する対策はあるのかただしましたところ、土地は私有地のため各土地所有者に管理をお願いしており、文化財に影響があるようであれば検討していく必要もあるが、判断に苦慮する部分でもあるとのことであります。

次に、10款6項、保健体育費の関係であります。

3目、学校給食費には、地産地消推進費として294万8,400円が計上されています。

質疑の中で、地元の食材を何割程度使用しているのかただしましたところ、昨年度は27%で本年度は2月末で28.1%となっており、青果市場から仕入れているため農家が出荷しないと使用率も上がらないとのことであります。

次は、議案第24号であります。

業務予定量として、給水件数は1万6件で対前年度対比13件の増、総合給水量は204万6,000立方メートルで対前年比7,000立方メートルの減となっている。給水件数は微増の予定であるが、今後も人口減による給水件数、給水量は減少傾向が続くと予想しているとのことであります。

また、減価償却費、施設維持管理費など固定的な経常経費もあり、利益剰余金の当年度純利益は1,595万1,817円の赤字予算となっております。今後も安定した給水事業が運営できるよう、一層の経費削減に努めながらも計画的な施設整備を図っていくとのことであります。

質疑の中で、本管の漏水工事が年間40から50件程度あるが、漏水の原因についてただしましたところ、以前は本管を埋設するときにクッションの役目となる砂を敷設していなかったことが、折れや亀裂の主な原因となっていたとのことであります。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

〔新改 幸一議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、文教経済常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで、文教経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、順に討論、採決を行います。まず、議案第5号及び議案第6号の議案2件について、一括して討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第5号 さつま町ほたる公園条例の廃止について」及び「議案第6号 さつま町紫尾山きららの里キャンプ場条例の廃止について」の議案2件を一括して採決します。

議案第5号及び議案第6号の議案2件に対する文教経済常任委員長報告は、原案可決です。

お諮りします。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第5号 さつま町ほたる公園条例の廃止について」及び「議案第6号 さつま町紫尾山きららの里キャンプ場条例の廃止について」の議案2件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第7号から議案第18号までの議案12件について一括して討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第7号 さつま町個人情報保護条例の一部改正について」から「議案第18号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」までの議案12件を一括して採決します。

議案第7号から議案第18号の議案12件に対する各委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第7号 さつま町個人情報保護条例の一部改正について」から「議案第18号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」までの議案12件は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第19号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第19号 令和4年度さつま町一般会計予算」を採決します。この採決は、起立によって行います。

本案に対する各委員長の報告は、原案可決です。

各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮之脇尚美議員）

起立全員です。よって、「議案第19号 令和4年度さつま町一般会計予算」は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第20号から議案第24号までの議案5件について、一括して討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第20号 令和4年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」から「議案第24号 令和4年度さつま町上水道事業会計予算」までの議案5件を一括して採決します。この採決は、起立によって行います。

議案第20号から議案第24号までの議案5件に対する各委員長の報告は、原案可決です。

各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮之脇尚美議員）

起立全員です。よって、「議案第20号 令和4年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」から「議案第24号 令和4年度さつま町上水道事業会計予算」までの議案5件は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

△日程第21「議案第26号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第15号）」、日程第22「議案第27号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」、日程第23「議案第28号 令和3年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、日程第24「議案第29号 令和3年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」、日程第25「議案第30号 令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程２１「議案第２６号 令和３年度さつま町一般会計補正予算（第１５号）」から、日程第２５「議案第３０号 令和３年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）」までの議案５件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、議案第２６号から議案第３０号まで一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第２６号 令和３年度さつま町一般会計補正予算（第１５号）」についてであります。

これは、農地・農業用施設災害復旧に要する経費及び物産観光費、林道施設災害復旧費、児童福祉費、介護保険対策費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ９億５，６８７万６，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１７２億１０７万４，０００円とするものであります。

次に、「議案第２７号 令和３年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）」についてであります。

これは、一般被保険者療養給付に要する経費及び償還金、特定健康診査等事業費、出産育児一時金並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１，９１３万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３１億１，３２９万９，０００円にしようとするものであります。

次に、「議案第２８号 令和３年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」についてであります。

これは、一般会計繰出金に要する経費及び後期高齢者医療広域連合納付金、人間ドック事業費、健康診査費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１３万９，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億６，３７４万２，０００円にしようとするものであります。

次に、「議案第２９号 令和３年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）」についてであります。

これは、介護サービス給付費に要する経費及び介護予防サービス給付費、特定入所者介護サービス費、介護認定審査会費並びにその他所要の経費を補正しようとするものでございまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２億７，３３３万８，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３５億７，４１８万７，０００円にしようとするものであります。

最後に、「議案第３０号 令和３年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）」についてであります。

これは、農業集落排水施設管理費及びその他所要の経費を補正しようとするものでございまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１９４万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億３，０７９万８，０００円にしようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○財政課長（富満 悦郎君）

それではまず、「議案第２６号 令和３年度さつま町一般会計補正予算（第１５号）」について、御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○保健福祉課長（佐藤 秀樹君）

それでは、「議案第 27 号 令和 3 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）」につきまして、御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○保健福祉課長（佐藤 秀樹君）

続きまして、「議案第 28 号 令和 3 年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」について、御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○高齢者支援課長（原田 健二君）

それでは、「議案第 29 号 令和 3 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」について、内容の説明を申し上げます。

○町民環境課長（下田 良二君）

「議案第 30 号 令和 3 年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）」について、御説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね午前 10 時 50 分とします。

休憩 午前 10 時 42 分

再開 午前 10 時 51 分

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから順に、質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第 26 号について質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○新改 幸一議員

今回の補正が令和 3 年度のもう最終というような説明であって、減額補正があるわけですが、64 ページの農林水産業関係の流れの中で、農道維持管理費関係で、特に施設改修工事に 500 万円の減額とか、それからその下のほうにあります町単独土地改良事業補助の 200 万円の減額というのがあるわけですが、令和 3 年度にそれぞれの地域から、農道を含めたこういう補修、改修をお願いしたいという件数が結構あったと思うんですけども、そこあたりの件数、要望があった箇所は全て改修はされて、当初予算よりももう予算が要らなくなったということでこういう減額になったのか。

特に農道関係というのは、それぞれ農政連のほうからも毎年意見・要望で、地域の農政連からの要望事項も、件数的には結構あったと思うんです。そこあたりの流れで、そういうのも令和 3 年の要望がきちっと補助されてこういう形になったのか、また今後そういうことが残っておったとすれば、どういう形で流れを地域の皆さん方の農道を含めたそういうのにどういうふうな方向づけを考えていらっしゃるのかお知らせいただきたいと思います。

○耕地林業課長（櫻 伸一君）

ただいま質問のありました農道の関係の減額でございます。これにつきましては、令和 3 年

7月の豪雨関係におきましていろんな豪雨災害等がございました。そちらの復旧関係のほうを行うということで、今回、3年度につきましては、農道改修のほうはもうちょっと減額させていただいたところでございます。

また新年度、4年度以降につきましては、随時またそういった整備のほうも進めていきたいと考えておりますが、3年度につきましてはその災害の関係でちょっと執行できなかったというようなことでございます。

また、町単のほうにつきましても、今年も何人か実施されておりますが、今年は特に、先ほど言いましたように災害復旧のほうを、町単災害のほうを優先的といいますか、そちらのほうを進められたということで、今回については200万円ほど減額とでいうことで、させていただいたところでございます。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

○平八重光輝議員

91ページの文化センター費のことについてお尋ねいたします。

今回、3億円を建設基金として積み立ててありますが、現在の文化センターは、地震以来修復はされましたけれども、非常に音響が良くないといいますか、音響が悪くなく、また冬場の暖房も効かなくて、非常に寒い中で現在使用されており、耐震もあまりしっかりしていないというような話も聞きましたが、そこで、改修するということでずっと何年か前から積立てをしております。役所内でも検討委員会も設置されているように聞きますが、現在の状況はどうか。何年かあとに、全部満額積み立ててからつくるのか、今、金利が非常に安いので、半分ぐらいたったら、あとの半分は借金でつくるぐらいの考えもあってはいいんじゃないかと個人的には思うんですが、現在、進捗状況はどのようになって、どのようにお考えかをお尋ねします。

○社会教育課長（永江 寿好君）

現在、文化センターの文化施設の建設については、以前、7月、9月に行財政改革調査特別委員会の中で建設、建て替え、大規模改修も含めて今検討しているということでお話をしております。

その中で、昨年、一応検討委員会の実施を今年1月、2月、3月現在、開催をして、その中で、先ほど言いましたように、大規模改修なのか建て替えなのかというところを進めているところでございます。

その中で、指針として基本構想を定めて、基本構想を業者に委託するのか、自己でするのかというところの今段階でございまして、そこら辺を来年度に向けて検討しているところでございます。

当然、先ほど言われましたように、音響、暖房については、御承知のとおり、なかなか大規模改修の中で実施できていないところがございますので、それも含めまして検討しております。

以上です。

○平八重光輝議員

進捗状況というのは理解しますが、できるだけ早く結論を出していただいて、結論を出すというのは新たに造るという形になるかもしれませんが、その辺の考えは、町長はどうお考えか、ちょっとお尋ねいたします。

○町長（上野 俊市君）

この文化センターの関係等につきましては、私も施政方針の中で、建設、新たに造る、それか大規模に改造する、そういった両面からこれを検討していくことにいたしているところであります。

して、今、庁舎内におきましても検討委員会を開きながら進めているところであります。

とにかく、新たに造るとなりますと、30億円から40億円というような費用が必要となるというようなことも想定されているところでございまして、大規模改造にしてもやはり20億円以上の財源が必要になるんじゃないだろうかということでありまして、このように積立てを行っているところでございます。

当然ながら、この積立てだけではなくて、有利な起債、有利な補助等がないかというようなことも合わせて今検討を進めておりますけれども、ここ辺りは、将来に渡ってこの負担が残らないような形で建設を進めたいということで、今検討いたしているところであります。

本年度、令和4年度中に何らかの方向性は示していきたいと今思っている作業を進めているところであります。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第26号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第26号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第15号）」を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第26号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第15号）」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号から議案第30号までの議案4件について、一括して質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○新改 幸一議員

国民健康保険事業特別会計の関係でお伺いいたしますが、資料の9ページの特定健康診査等の事業費の中での、特に健康診査委託業務350万円の減額になっているところでございますけれども、これは、町が健康の特定健診を受けてくださいということで再三、いい制度をもって地域に呼びかけているところでもございます。委託業務が350万円減額ということは、町民の健康診査70%国保の関係の対象者は受けてくださいよと言ったんだけど、こういう検査を受けなかったと、町民が結構いらっしゃったということに理解をするんですが、そういう流れの中で、町が推奨しております、地域にそれぞれ放送等をしながら、いろんなお知らせ版でもやっております。地域の特定健康診査70%を地域の皆さん方が受診されますと報賞金を5万円、公民館に報賞金等を出しますよということの特例もしてあるわけでございますが、令和3年度を締めるに

当たって、そういう公民館の70%以上の特定検査でクリアした公民館というのはどれぐらいあるのか。そういう流れの基に町民の皆さん方がどういう判断をされているのか、そこあたりが判っていればお知らせいただきたいと思います。

○保健福祉課長（佐藤 秀樹君）

特定健診についての御質問でございます。

健診の受診率が例年に比べますと若干下がってきております。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もございまして、受診控えというのがございます。

議員が言われましたように、広報紙、お知らせ版等でも周知はしているところではございますが、そういう形で、新型コロナウイルス感染症の影響が大きいということで、受診率が下がってきているということで考えているところでございます。

受診率につきましても、はっきりした数字はまだ出ておりませんが、70%を下回っているところがやはり多くなっておりまして、全体では66%程度になるのかなということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

○新改 幸一議員

ただいまの説明にある程度理解をいたします。

コロナの関係でということでございましたので、また新年度以降、コロナがいつ収まるか判りませんが、それぞれのまた策を取って、診断率が上がるような対策というのを十分検討していただきたいと要請をしておきたいと思います。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第27号から議案第30号までの議案4件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、議案第27号から議案第30号までの議案4件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第27号から議案第30号までの議案4件について、一括して討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第27号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」から、「議案第30号 令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」までの議案4件を一括して採決します。

お諮りします。議案第27号から議案第30号までの議案4件は、原案のとおり決定すること

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第27号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」から「議案第30号 令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」までの議案4件は、原案のとおり可決されました。

△日程第26「議案第31号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」、日程第27「議案第32号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」、日程第28「議案第33号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」、日程第29「議案第34号 令和4年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第30「議案第35号 令和4年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第31「議案第36号 令和4年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第26「議案第31号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」から、日程第31「議案第36号 令和4年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案6件を一括して議題とします。各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、議案第31号から議案第36号まで、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第31号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」でございます。

これは、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に準じまして、さつま町長等の期末手当の支給率を改正しようとするものであります。

次に、「議案第32号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」であります。

これは、人事院勧告に基づきまして、本町職員の給与を改定しようとするものであります。

次に、「議案第33号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」についてであります。

これは、学校管理費に要する経費及び消防施設費、情報システム費、農地費、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正等に準じた人件費の調整に要する経費並びにその他所要の経費を補正しようとするものでございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,617万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億1,417万円とするものでございます。

次に、「議案第34号 令和4年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

これは、特定健康診査等事業費に要する経費及び医療費適正化対策費、収納率向上対策費並びにその他所要の経費を補正しようとするものでございまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億8,538万6,000円にしようとするものでございます。

次に、「議案第35号 令和4年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

これは、介護認定調査等費に要する経費及び一般介護予防事業費並びにその他所要の経費を補正しようとするものでございまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億6,874万7,000円にしようとするものでございます。

最後に、「議案第36号 令和4年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」であります。

これは、主に営業費用の経費を補正しようとするものでございまして、収益的収入、支出において、収益的支出から55万6,000円を減額し、収益的支出の総額を4億2,697万8,000円にしようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○総務課長（原田 剛志君）

それでは、「議案第31号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」並びに「議案第32号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○財政課長（富満 悦郎君）

次に、「議案第33号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」について、御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○保健福祉課長（佐藤 秀樹君）

それでは、「議案第34号 令和4年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○高齢者支援課長（原田 健二君）

それでは、「議案第35号 令和4年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（三角 芳文君）

それでは、議案第36号 令和4年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」につきまして、内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから順に、質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第31号及び議案第32号の議案2件について、一括して質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第31号及び議案第32号の議案2件は、会

議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、議案第31号及び議案第32号の議案2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第31号及び議案第32号の議案第2件について、一括して討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第31号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」及び「議案第32号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」の議案2件を一括して採決します。

お諮りします。議案第31号及び議案第32号の議案2件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第31号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」及び「議案第32号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」の議案2件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号について、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第33号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第33号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第33号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号から議案第36号までの議案3件について、一括して質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第34号から議案第36号までの議案3件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、議案第34号から議案第36号までの議案3件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第34号から議案第36号までの議案3件について、一括して討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第34号 令和4年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」から「議案第36号 令和4年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案3件を一括して採決します。

お諮りします。議案第34号から議案第36号までの議案3件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、議案第34号「議案第34号 令和4年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」から「議案第36号 令和4年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案3件は、原案のとおり可決されました。

△日程第32「議案第37号 さつま町教育委員会委員の任命について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第32「議案第37号 さつま町教育委員会委員の任命について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第37号 さつま町教育委員会委員の任命について」でございます。

さつま町教育委員会委員のうち、白坂和美氏が令和4年5月9日付をもって任期満了となることに伴い、引き続き同氏を任命しようとするため、提案するものでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○総務課長（原田 剛志君）

それでは、「議案第３７号 さつま町教育委員会委員の任命について」、御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第３７号は、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第３７号 さつま町教育委員会委員の任命について」を採決します。

お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第３７号 さつま町教育委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

△日程第３３「議案第３８号 人権擁護委員候補者の推薦について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第３３「議案第３８号 人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第３８号 人権擁護委員候補者の推薦について」であります。

人権擁護委員のうち、山口良一氏が令和４年６月３０日付をもって任期満了となることに伴い、引き続き、同氏を推薦しようとするもので、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

内容につきましては、町民環境課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○町民環境課長（下田 良二君）

「議案第３８号 人権擁護委員候補者の推薦について」、内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第３８号は、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第３８号 人権擁護委員候補者の推薦について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案によるものを適任と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第３８号 人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案によるものを適任と決定しました。

△日程第３４「発委第１号 国民の祝日「海の日」の ７月２０日への固定化を求める意見書の提出について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第３４「発委第１号 国民の祝日「海の日」の７月２０日への固定化を求める意見書の提出について」を議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

〔森山 大議員登壇〕

○森山 大議員

ただいま議題となりました「発委第１号 国民の祝日「海の日」の７月２０日への固定化を求める意見書の提出について」、提案の趣旨説明を申し上げます。

国民の祝日「海の日」は、海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願うことを趣旨として平成７年に制定され、第１回「海の日」である平成８年７月２０日は、国連海洋法条約が我が国において発効した日であり、我が国が新たな海洋立国を目指すことを宣言した日でもあります。

しかしながら、平成１５年以降、ハッピーマンデー制度により、「海の日」は７月の第３月曜日になり、毎年その日にちが変動する祝日となってしまいました。「海の日」を７月２０日に固定することにより、国民の一人一人が海をめぐる様々な状況に思いをはせ、「海の日」の趣旨の機運を盛り上げることが極めて重要であります。

こうしたことから、地域振興の見地からも、国民の祝日「海の日」を７月２０日に固定化するよう、内閣総理大臣に意見書を提出しようとするため提案するものでございます。

以上で、趣旨説明を終わります。

〔森山 大議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています発委第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託は行いません。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「発委第1号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書の提出について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「発委第1号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

ここでお諮りします。ただいま可決されました意見書の字句等の整理、提出手続などについては、議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、字句等の整理、提出手続などについては、議長に委任することに決定しました。

△日程第35「報告第1号 令和3年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について」、日程第36「報告第2号 令和3年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第3号）について」、日程第37「報告第3号 令和4年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第35「報告第1号 令和3年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について」から日程第37「報告第3号 令和4年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」の報告3件を一括して議題とします。

報告の内容については、説明済みであります。

何かお聞きしたいことは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで、報告3件を終わります。

△日程第３８「議員派遣の件」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第３８「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、会議規則第１２９条の規定により、配布しましたとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、配布しましたとおり派遣することに決定しました。

△日程第３９「閉会中の継続審査、調査の件」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第３９「閉会中の継続審査、調査の件」を議題とします。

総務厚生常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、及び各委員長から所管事務のうち、会議規則第７５条の規定によって、配布してあります申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって会議を閉じ、令和４年第１回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前１１時４３分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

さつま町議会議長 宮之脇 尚 美

さつま町議会議員 上久保 澄 雄

さつま町議会議員 川 口 憲 男